

Tokyo Christian University
2022

Christ and the World

キリストと世界

第32号 2022年3月

東京基督教大学

キリストと世界

東京基督教大学紀要
Tokyo Christian University Bulletin

Christ and the World

第32号

東京基督教大学
Tokyo Christian University

2022年3月号
March, 2022

キリストと世界

第32号 目次

【学術論文】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響下における 教団、教区、教会等の会議に関する諸問題	櫻井園郎	7
イスラエルの民に求められていた資質とは——ヤコブの自己変革より（1） …………島田みくに		39

ジョン・M・L・ヤングと父ルーサー・L・ヤング

戦中と戦後の在日宣教師に見る「神のことば」と宣教	金やすみ	73
--------------------------	------	----

【研究ノート】

好善社資料を中心とした国内ハンセン病療養所内キリスト教会と長島聖書学 舎についての一考察	阿部伊作	105
---	------	-----

【書評】

松野尾裕著『賀川豊彦——互助友愛の教育と実業』	岩田三枝子	151
-------------------------	-------	-----

要 約		157
2020年度 大学院神学研究科神学専攻博士前期課程 修士論文一覧		166
『キリストと世界』第33号 寄稿募集要項		167
編集後記	岩田三枝子	172
執筆者紹介		173

Christ and the World

vol. 32 Contents

【Research Paper】

On the Legal Problems about the Church Meetings under the Influence of the COVID-19	Kunio Sakurai	7
Attributes Required of the People of Israel: In View of Jacob's Personal Transformation (1)	Mikuni Shimada	39

John M. L. Young and Luther Lisgar Young: The Word of God and the Mission by the Missionaries in Japan during and after World War II	Yasumi Kim	73
---	------------	----

【Research Note】

A Study of Christian Churches in Domestic Leprosy Sanatoriums and The Nagashima Bible School Focusing on the Materials of Kozen-sha	Isaku Abe	105
--	-----------	-----

【Book Review】

Hiroshi Matsunoo 『賀川豊彦——互助友愛の教育と実業』 ………… Mieko Iwata	151
Abstracts	157
Graduate of Theology in 2020, Completed Theses	166
Call for Contributions to the 33rd Issue of <i>Christ and the World</i>	167
Afterword	172

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響下に おける教団、教区、教会等の会議に関する諸問題

櫻井園郎

（元東京基督教大学教授・「法と神学」のミニストリーズ代表）

I 新感染症の発生と宗教活動

2020年新年早々の1月5日、厚生労働省検疫所から、「2019年12月31日、中華人民共和国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎が発生した旨の通知が世界保健機関（WHO）にあった」旨が発表され、未知の病原体による新しい感染症が発生したことが世に知られることとなった。

2020年1月10日、国立感染症研究所は、2019年12月12日から同月29日までの間に武漢市において発生した原因不明の肺炎について、WHOが、2020年1月9日、患者の体内から「新種のコロナウイルス」が検出された旨を発表している。

2020年1月30日、WHOは、武漢市で発見された「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」に関して、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言している。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）においては、二類感染症に分類されている重症急性呼吸器症候群（いわゆる「サーズ」）や中東呼吸器症候群（いわゆる「マーズ」）の感染者が発見された場合、病気の伝播を抑えるために、感染者には感染症指定医療機関への入院措置がとられ、陰圧管理された病室で治療し、感染経路や接触者を特定するものと規定されている。

2020年2月1日、政府は、政令により、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」を、感染症法の「⁽¹⁾指定感染症」に指定し、2020年3月13

日、新型インフルエンザ等特別措置法（特別措置法）を改正して、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」を「新型インフルエンザ等」に含めることとした（2020年3月14日施行）。

この感染症は世界的な蔓延をすることが予想され、短期に終結する一過性のものではないと考えられたことから、筆者は、この感染症に対する今後の対策を検討するとともに、この感染症に関して関係者との協議を重ね、各宗教団体に向けて、会議および集会における感染症対策に関する注意喚起を行ってきた。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

宗教団体にとって、その意思を決定する会議は極めて重要であり、その

- (1) 「指定感染症」とは、既に知られている感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、12条から44条の5までの規定の全部または一部を準用しなければ、当該疾病的蔓延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう（感染症法6条8項）。
- (2) ホームページ〈<https://law396.com>〉の「危機管理」「新型コロナウイルス感染症」のページ。
- (3) 2020年6月5日・京都仏教会「新型コロナウイルス感染症・中小企業持続化給付金と『信教の自由』」、2020年6月23日・京都仏教会「新型コロナウイルス感染症・渦中対応および事後対策と『信教の自由』」、2020年7月10日・東京都宗教連盟「新型コロナウイルス感染症と『信教の自由』」、2020年10月7日・東京都宗教連盟「感染症リスクと持続化規程」、2020年11月26日・日本キリスト教連合会「コロナ禍における教会と法律の諸問題」、2020年12月4日・東京都宗教連盟「持続化規程としての感染症防止規程」、2021年2月1日・東京基督教大学学院「感染症対応と信教の自由」、2021年4月23日・東京都宗教連盟「宗教法人のオンライン会議」など。
- (4) 『日本キリスト教連合会会報』2020年12月「新型コロナウイルス感染症と教団・教会等の会議」、『カトリック新聞』2020年3月8日「新型コロナウイルス対応」・2020年6月14日「コロナ禍で経済的大変な方への緊急措置」・2020年10月11日「教会で信徒がマスクを販売する問題点」、『月刊住職』2020年12月号「お寺も関わるテレワークの法律」・2021年3月号「寺院オンライン会議の法律」、『宗教法人の法律』（新日本法規）「寺院をリモートワークのための施設として貸し出す場合」など。

機能を失すれば、宗教団体の活動は休止や停止を余儀なくされてしまうからである。

そこで、本稿においては、感染症の影響下（以下「感染症下」という。）における基督教の教団、教会、連盟、連合、連合会、協議会、教区、中会、宣教区、地方連合、教会、集会、伝道所等（以下「教団等」という。）の会議に関する諸問題について考察し、その対応策を講じたい。

II 教団等の会議と感染症対策

1 三密回避・外出自粛・移動自粛と会議

感染症法・特別措置法による緊急事態宣言・蔓延防止措置等により、感染症対策として、全国的にまたは地域を限定して、(1)①多数の人が一時に集会・集合する「密集」、②人と人が近接する「密接」、③複数人の所在する空間を閉じる「密閉」の「三密」を回避する「三密回避」が強く求められ、(2)①飲食店等の休業、営業の自粛や営業時間を短縮する時短営業、②施設の供用や集会またはイベントの開催の自粛、(3)①自宅等からの外出の自粛、②移動の自粛、特に都道府県境を跨ぐ移動の自粛等が要請された。

その結果、教団等において、閉鎖された議場に、多数の議員が集合し、論議を尽くす会議を開催することが不可能または困難となり、あるいは会議を開催することを自粛せざるを得ない状態となった。

また、感染症下における会議を通例通りに開催すべきか、特例として延期すべきか、あるいは不開催とすべきかについて、教団等においては是々非々の議論があり、安易に決着し得ない状況にある。

2 教団等における「会議」の意味

(1)「会議」とは

「会議」とは、字義的に「会して議する」ことであり、「人が会合して、評議する」こと（『広辞苑』）を意味する。

現象的には、会議の場で評議し表決する権限のある者（以下「議員」という。）が一堂に会して、意見を述べ、意見を聞き、討論し、表決すること等を意味し、機能としては、議論によって、問題を究し、方針を定め、方策を講じ、意思を決すること等を意味している。

教団等がその活動を行うために欠かせないのが、外部情報を入手し、分析・判断して意思を決定することを担う役職者や会議という機関である。

多くの教団等においては、情報を分析・判断し、意思を決定する機関として「会議」を置いており、極めて重要な位置を占めている。

(2) 教団等における会議の意義

教団等における会議の意義は、強く宗教的因素を担い、教義的根拠に基づくものであり、信仰的対応が求められるものであって、世俗の法律上の論拠によって左右されるべきものではない。

教団等における会議の意義を措定することは、聖書を根拠とするのは当然としても、その解釈も多岐に分たれ、神学的論拠に強く影響され、信仰・信条や憲法・規約に基づくことになり、歴史的背景や過去の伝統も無視できない。

しかしながら、以下に述べる法人法の論理は、教団等にも共通するものと考えられ、法人における会議の法理は、特段の事情のない限り、教団等に適用しても差し支えないものと考えられる。

3 感染症下における会議対応

感染症下においては、同一施設内または近傍に居住する数名の議員によって構成される会議を除けば、会議を召集または招集（以下「招集」という。）し、会議を開催することは容易ではない。

第一に、社会的制約から、移動、集会、会合等が困難であり、第二に、議員の感染予防という観点から、会議を召集するのが躊躇され、第三に、感染症の感染を拡大防止という観点から、会議を召集するのを不適当であると考えられるからである。

数名の議員による会議なら可能であっても、都道府県境を跨ぐ地域における数十名ないし百数十名の議員による会議や全国各地から数百名に及ぶ議員が参集する会議においては深刻な問題である。

各個の教会の教会員による教会員総会や教会総会においては、地理的範囲は狭いとしても、教会の施設および教会員の行動の可能性などから開催が困難となることも少なくない。

しかしながら、会議を招集し、会議を開催し、会議の決定を得ない限り、教団等の意思決定ができず、教団等の正常な活動が停止してしまい、緊急の感染症対応も決することができない事態に陥ってしまう。

あらかじめ定められた非常事態に対応する規程があれば問題ないが、それを欠く場合であっても、非常時における緊急の措置として、事後の正式な会議における承認を条件として、目下の緊急案件を通過させる例外的な措置も検討の余地はあろう。⁽⁵⁾

III 法人等における会議の対応

1 会社および一般法人の場合

(1) 会社法および一般法人法

教団等の会議の問題を考察するにあたり、株式会社（以下、この節において「会社」という。）および一般社団法人（以下、この節において「社団」という。）の株主総会および社員総会の決議、一般財団法人（以下、この節において「財団」といい、社団と財団を合わせて、この節においては「法人」といい、この節以外においては「一般法人」という。）の評議員会の決議、ならびに会社、社団および財団の取締役会および理事会の決議に関する、会社法および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の規定を参照しながら、比較検討したい。

(2) 株主総会および社員総会

会社の最高意思決定機関である株主総会の決議は、定款に別段の定めが

ある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行うものとされ（会社法309条1項）、一定数の株主の出席が求められている。

会社と同様に、社団の最高意思決定機関である社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うものとされ（一般法人法49条1項）、一定数の社員の出席が求められている。

しかし、第一に、①株主総会にあっては、株主は、「代理人」によってその議決権行使することができるものとされ（会社法310条1項前段）、②社員総会にあっては、社員は、「代理人」によってその議決権行使することができるものとされている（一般法人法50条1項前段）。

この「議決権代理行使」の規定により、株主総会や社員総会に出席することが困難な株主や社員は、株主総会や社員総会に出席することが可能な者を代理人として議決権行使することができ、株主や社員の権利は守られることになる。

したがって、感染症下にあっても、感染症下における開催について株主や社員の理解が得られる状態であるなら、株主総会や社員総会を有効に開催することができる。

第二に、①株主総会においては、株主は、所定の事項を記載した「議決権行使書面」を会社に提出することによって議決権行使することができ（会社法311条1項）、②社員総会においても、社員は、所定の事項を記載した「議決権行使書面」を法人に提出することによって議決権行使することができるとされている（一般法人法31条1項）。

この「書面による議決権行使」の規定により、株主や社員は、株主総会

-
- (5) 教団等においては、危機管理および持続化計画として、平時から、防災、防疫、事故対応、テロ対策、情報管理等に関して、責任者の意識を明確にし、対応策を協議し、規程として定めておくことが必要である。
 - (6) ただし、あくまでも緊急の措置としてあって、1回を限度と考えるべきであろう。

や社員総会への出席が困難であり、代理人の適任者がいない場合であっても、有効に議決権行使できる。

第三に、①株主総会においては、株主は、会社の承諾を得て、「議決権行使書面」に記載すべき事項を電磁的方法により会社に提供することによって議決権行使することができ（会社法312条1項）、②社員総会においては、社員は、社団の承諾を得て、「議決権行使書面」に記載すべき事項を電磁的方法により法人に提供することによって議決権の行使を行うことができるものとされている（一般法人法52条1項）。

この「電磁的方法による議決権行使」の規定により、株主や社員は、株主総会や社員総会への出席が困難であり、代理人の適任者がいない場合であっても、有効に議決権行使できる。

加えて、第四に、①株主総会においては、取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案した場合に、当該提案につき議決権行使することができる株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなし（会社法319条1項）、②社員総会においては、理事または社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす旨が定められている（一般法人法58条1項）。

この「決議の省略」の規定によって、全員一致で可決されるような議案については、株主や社員の出席なく株主総会や社員総会の議決をすることができ、現実に、感染症下において、活用されている。

（3）評議員会

財団における評議員会の決議は、原則として、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとされ（一般法人法189条1項）、一定数の評議員の出席が求められている。

財団の評議員は、会社の株主や社団の社員とは異なり、特別に選任され

て当該職務を受任した者であるので、その議決権を他人に委任して行使すること（代理人による議決権行使）はできない。

また、評議員会には、株主総会や社員総会における「書面による議決権行使」「電磁的方法による議決権行使」のような規定は置かれていないので、これを採用することもできない。

しかし、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす（決議の省略）旨が規定されており（一般法人法194条1項）、「全員一致」という要件を満たすことができる限り、評議員の出席を得ないで評議員会の決議を行うことが可能である。

(4) 取締役会および理事会

会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとされている（会社法369条1項）。

取締役会は、一定数の取締役が出席しなければ開催することができないが、取締役は、会社の役員として特に選任されてその職務を受任したものであるので、代理人によって議決権行使することはできない。

また、取締役会は、書面や電磁的方法によって議決権行使することができないから、取締役は、取締役会に出席して、議決権行使しなければならない。

しかし、会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるものとされている（会社法370条）。

したがって、定款でその旨の規定をしている場合には、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき取締役の全員

が同意したときは、取締役の出席なく、取締役会の決議をすることができる。

ただし、監査役を設置する会社にあっては、監査役が当該提案について異議を述べたときは除外される（会社法370条）から、監査役を置く会社にあっては、監査役が異議を述べない場合に限られている。

なお、株主総会における決議の省略は法律上の規定であるのに対して、取締役会における決議の省略は、会社が特に定款で規定した場合に限って適用される規定であることに注意を要する。

感染症下において「取締役会の決議の省略」を適用しようとしても、あらかじめ定款に規定がなければ適用することはできないので、定款に規定がない会社にあってこれを適用する必要に迫られた場合には、定款の変更をするほかない。

会社の定款は、株主総会の決議によって変更することができる（会社法466条）ので、感染症下で通常の株主総会を開催できない場合には、株主の理解と協力を得て、「代理人による議決権の行使」「書面による議決権の行使」「電磁的方法による議決権の行使」または「株主総会の決議の省略」の規定を適用して、株主総会の決議を経て、定款を変更し、「取締役会の決議の省略」の規定を設ければ、これに対応可能となる。

法人の理事会の決議は、議決に加わることができるものとされている（一般法人法95条1項）。

理事会は、一定数の理事が出席しなければ開催することができないが、理事は、法人の役員として特に選任されてその職務を受任したものであるので、代理人によって議決権行使することはできない。

また、理事会は、書面や電磁的方法によって議決権行使することができないから、理事は、理事会に出席して、議決権行使しなければならない。

しかし、法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を

可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるものとされている（一般法人法96条）。

したがって、定款でその旨の規定をしている場合には、理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき理事の全員が同意したときは、理事の出席なく、理事会の決議をすることができる。

ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは除外される（一般法人法96条）から、監事が異議を述べない場合に限られている。

なお、社員総会における決議の省略は法律上の規定であるのに対して、理事会における決議の省略は、法人が特に定款で規定した場合に限って適用される規定であることに注意を要する。

感染症下において「理事会の決議の省略」を適用しようとしても、あらかじめ定款に規定がなければ適用することはできないので、定款に規定がない法人にあってこれを適用する必要に迫られた場合には、定款の変更をするほかない。

社団の定款は、社員総会の決議によって変更することができる（一般法人法146条）ので、感染症下で通常の社員総会を開催できない場合には、社員の理解と協力を得て、「代理人による議決権の行使」「書面による議決権の行使」「電磁的方法による議決権の行使」または「社員総会の決議の省略」の規定を適用して、社員総会の決議を経て、定款を変更し、「理事会の決議の省略」の規定を設ければ、これに対応可能となる。

財団の定款は、「目的」および「評議員の選任および解任の方法」にかかる規定を除き、評議員会の決議によって変更することができる（一般法人法200条1項）ので、感染症下において通常の評議員会を開催することが困難な場合には、評議員の理解と協力を得て、「評議員会の決議の省略」の規定を適用し、評議員会の決議を経て、定款を変更し、「理事会の決議の省略」の規定を設ければ、これに対応可能となる。

2 宗教法人の場合

宗教法人法上、宗教法人に定められた会議はない。したがって、宗教法人法には、会議の決議に関する規定はない。

もっとも、宗教法人が、その規則によって、議決の機関に関する事項を定めた場合（12条1項6号）には、規則の当該規定に従って議決をしなければならない。

宗教法人法上、宗教法人には、3人以上の責任役員を置くべきことが定められ（18条1項）、責任役員が、規則の定めるところにより、宗教法人の事務を決定するものとされている（同条4項）。

そして、多くの宗教法人においては、その規則において、責任役員の全員によって責任役員会を構成し、責任役員の全員一致、責任役員の過半数などによる決議要件を定めている。

しかし、これらの宗教法人の規則においては、会社や一般法人の会議における「代理人による議決権の行使」「書面による議決権の行使」「電磁的方法による議決権の行使」「決議の省略」に相当する規定が置かれることは稀である。

そのため、感染症下において、責任役員の出席が困難な場合、責任役員会の開催が不可能となり、責任役員会の決議ができなくなっている。

一方、宗教法人が、その規則において、「責任役員会の決議」ではなく、「責任役員の決定」と定めている場合には、責任役員の出席した「会議」は必要ないので、感染症下において、責任役員の出席等が困難な場合にあっても、責任役員の決定をすることができ、宗教法人の運営を継続することができる。

なお、宗教法人の規則の変更は、会社や一般法人の定款の変更とは異なり、規則で定める規則変更の規定に従った手続きを了した上、所轄庁による規則変更の認証を受けなければならないので、容易ではない。

3 人格のない社団等の場合

法人でない社団等は、人格がなく、権利能力がない社団等という意味で

あるから、法律上の権利義務の主体となることはないはずであるが、昭和39年の最高裁判所判決により、「人格のない社団等」として、一定の要件のもとに、人格が認められ、権利能力が認められている。⁽⁷⁾

人格のない社団等も、売買、賃貸借、雇用、請負などの契約を締結することができ、民事訴訟、行政不服審査の当事者能力が認められ（民事訴訟法29条、行政不服審査法10条）、税法上、法人とみなされている（国税通則法3条、所得税法4条、法人税法3条、消費税法3条など）。

しかし、人格のない社団等には、その組織および運営に関する法律の規定は存しないから、当該社団等の運営に関する事項は、もっぱら当該社団等独自の規定するところによる。したがって、会議が当該社団等の意思決定に必要な社団等もあれば、会議を必要としない社団等もある。

教団等は、宗教法人となっていない場合には、人格のない社団等であるが、宗教法人になった（宗教法人法4条1項）としても、宗教法人として宗教法人法の規定が適用されるのは、「世俗の事務」に関する事項に限られ、「宗教活動」に関する事項には及ばない。「信教の自由」（日本国憲法20条）の要請による。

ここで、「世俗の事務」とは、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運用することをいい（宗教法人法1条1項）、「宗教活動」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、および信者を教化育成することをいう（宗教法人法2条）。

さらに、「宗教団体」とは、宗教活動を主たる目的とする、①礼拝の施設を備える教会、修道院その他これらに類する団体、および②これらの団体を包括する教派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体をいう（宗教法人法2条）。

「宗教法人」は、法律の規定に基づく世俗の組織であり、国家の法律の規定に基づいて規制され、行政庁（所轄庁）による行政処分の対象となるが、「宗教団体」は、宗教の教義に基づく聖なる組織であって、国家の法律による規制や行政指導を受けることはない。

したがって、宗教団体としての教団等は、もっぱら、その信仰告白、信

仰基準、憲法、教憲、教規、規約、教会法、教法その他の規範（以下「教憲等」という。）に基づいて律されることになり、宗教団体としての教団等の会議は、教憲等の定めるところによる。

歴史的な教会政治の類型として、「監督制」「長老制」および「会衆制」の3類型があり、長老制や会衆制では会議は必然であるが、監督政治では会議を必要としない。

したがって、会議の決議を必要としない監督制教会政治を採用する教団等においては、感染症下にあっても、教団等の意思決定に支障を生じることはない。

会衆制教会政治における教員総会が一般社団法人の社員総会に相当すると考えられる場合には、社員総会における代理人による議決権行使、書面や電磁的方法による議決権行使を準用して、感染症下における困難を回避することが可能である。

しかし、教団等における会議においては、社員総会とは異なり、代理人による議決権の行使を否定するところも少なくない。世俗の社員総会とは異なり、宗教上・信仰上の意思の表明に代理行使は不適切であると考えられるからである。

書面や電磁的方法による議決権の行使についても、これらを是とする教団等もあれば、宗教上・信仰上の理由により、信仰者である本人が現実に出席し、本人が現実に行使する必要があると考える教団等もある。

長老制教会政治は「会議制政治」と呼称されるように、会議を基本とする教会政治の形態であり会議体をもって教団等の主体と考えるだけに、感染症下における会議開催の問題は重大である。

意思決定機関としての会議であれば、代理による議決権行使、書面や電磁的方法による議決権行使が可能であったとしても、主体としての会議体にはありえないと考えられるからである。

長老制における会議体には、通例、総会、大会、中会、小会から成る階

(7) 最高裁判所第一小法廷昭和39年10月15日判決（民集18巻8号1671頁）。

層があり、各個の教会の政治を行う最下層の小会においては3人ないし10人程度で構成され、当該教会の牧師や教員であることから、感染症下における影響も比較的受け難いと思料されるが、一定の地域の数十人ないし百人規模の中会、全国的な百人ないし数百人規模の大会、さらにその上の総会となるとその影響も大きい。

ただ、日常的に、比較的、深い意思疎通がはかられている小会にあっては、一般法人の理事会における決議の省略については、採用を検討する意味はあろう。もちろん、教憲等上の規定が必要なことは言うまでもない。

IV オンライン会議の可能性と問題点

1 オンライン会議の緊急導入

感染症が蔓延し、移動制限、三密回避、人流抑制などが求められる中、多くの一般企業においては、従業員の出社を留めるための「テレワーク」を急速に推進し、対面式の会議を「オンライン会議」に転換するなどの方策を講じてきた。

「テレワーク」とは、古くから「遠隔勤務」の意味で利用されてきたが、現在では、インターネット回線を介して、あるいはインターネット上の仮想空間を利用して、業務を行うことを意味しており、従業員が会社や就業場所に出ることなく、自宅（在宅勤務）やサテライトオフィス（サテライトオフィス勤務）または移動空間（モバイル勤務）において、会社の業務を行うことを意味している。

テレワークは、従業員の勤務場所、勤務形態、その他の労働条件の変更を含むことから、就業規則の変更と行政官庁への届出が必要である（労働基準法89条）が、在宅勤務形態のテレワークの場合、労働時間の問題、施設や設備の使用の問題、通勤費や食費の問題のほか、業務上の秘密漏洩の問題や家族との関係の問題など複雑な要素を含んでいる。

「オンライン会議」とは、古くは、有線または無線の（固定または携帯の）テレビ電話による会議を意味していたが、現在ではインターネットの会議

システムを利用した会議（インターネット会議、ウェブ会議）を意味している。

インターネット会議には、インターネット上に用意された会議システムを利用するクラウド型と自社内で専用のサーバーを構築して行うオンプレミス型とがある。⁽⁸⁾

前者は、インターネット上に無料または有料で準備されたシステムを利用するもので、一定の知識と技能があれば直ちに利用できるというメリットがある反面、セキュリティの問題や利用方法が限定されるというデメリットがある。

後者は、セキュリティ・ニーズに合わせ、自社の必要に合わせてカスタマイズできるという利点があるが、サーバーの構築および維持に多額の費用がかかるという難点がある。

企業の場合、従業員のテレワークに合わせて、従業員の営業会議、遠隔地の営業所間の支店長会議、幹部社員による経営会議などをオンライン化し、取締役会のオンライン会議化へと至っている。

それに対応するかのように、教団等を含む宗教団体においても、感染症化における対策としてオンライン会議を緊急に導入するところが多くある。

会議をオンライン化することによって、人流の抑制と三密の回避となり、感染症の感染予防および感染拡大防止になり、議員の感染症罹患のおそれの解消にも繋がることから、強く推進しようとする動きがある。

一方で、オンライン会議の何たるかも知らず、インターネット環境に関する知識も不十分で、コンピュータやスマートフォンの利用もなく、発言力の小さな議員など関係者の権利が制約されるなどの諸問題が発生している。

企業の自社内における諸会議であれば、自社のポリシーに従ったルール化によって自由に制度化することができ、それに対応できない者に特別の研修を提供し、あるいは相応の部所に異動する等の対応を取ることも可能であろう。

しかし、教団等の会議において、企業と同様の対応をとることは不可能であるし、不適切でもある。

2 会議の有効性

そもそも、教憲等において、教団等の会議については、「所定の日時に、所定の場所に、一定数の議員が出席し、出席した議員の一定数をもって議決する」旨が定められているにかかわらず、所定の場所に議員が出席しないオンライン会議をもって、「会議」に代えることが可能であろうか。

会社法上、取締役会の決議は、「議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と規定されており（369条1項）、取締役会の決議には、一定数の取締役の出席が不可欠とされている。

しかし、会社法施行規則（法務省令）において、取締役会の議事録に記載しなければならない事項として、「取締役会が開催された日時及び場所」が規定されている（101条3項1号）が、それには「当該場所に存しない取締役が取締役会に出席した場合における当該出席の方法を含む」との括弧書きがある（同号）。

「取締役会が開催された場所に存しない取締役」が「取締役会に出席した」とは、「取締役会が開催された場所以外の場所に存する取締役が取締役会に出席する」ことを想定したものであり、取締役会における取締役の出席とは、物理的な現実の出席に拘らず、オンラインによる出席を可としたものにほかならない。

それゆえ、会社法上、取締役会においては、取締役が取締役会の開催場所に物理的に出席しなければならないものとはされていないことになる。

同様に、一般法人法上、一般法人の理事会の決議は、「議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と規定されている（95条1項）が、その議事録の記載事項中「理事会が開催された日時及び場所」には「当該場所に存しない理事が理事会に出席した場合に

(8) 「Zoom」「Calling」「Microsoft Teams」「Skype Meet Now」「Google Meet」「Slack」「Chatwork」など。

おける当該出席の方法を含む」との付記があり（一般法人法施行規則15条3項1号）、理事会における理事の出席は現実の出席に限られるものでないことを明らかにしている。

また、平成8年4月19日、法務省民事局参事官室は、テレビ電話会議システムを利用した取締役会の開催について、「取締役間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよくわかるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が同時に他の取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み」である場合には可能である旨の解釈を示している。

つまり、取締役会の開催場所に現実に出席しているのと同様に、自由に発言でき、他の出席取締役の表情や発言が即座に確認でき、会議としての要件を充足しうるなら、オンラインでの会議も有効であるということである。

ただ、他の出席者全員の画像と音声とが同時に見聞できなければならないので、数名ないし十数名の会議には適用できるが、それ以上の出席者がいる場合には、事実上、採用することは困難である。

さらに、平成14年12月18日、法務省民事局商事課長は、株式会社登記の申請書に電話会議の方法による取締役会議事録を添付した申請があった場合について、「同議事録は、出席取締役が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができる会議の議事録として、適式な取締役会議事録と認められる」とし、本件登記申請を認めて差し支えない旨を通達している。

会社法は、取締役会について、全員の同意がある場合には、決議の省略を規定していることを考えれば、電話であれ、書面であれ、電磁的方法であれ、議決権を有する取締役の全員の同意があれば、有効な取締役会の決議とすることができるものと考えられる。

法務省のこの解釈は、取締役会と同様に、一般法人の理事会や財団の評議員会にも適用できるものと考えられる。

株主総会や社員総会にあっては、代理人による議決権の行使や書面また

は電磁的方法による議決権の行使が認められていることもあり、テレビ会議システムの利用も可能なものと考えられるが、出席となる株主や社員が十数人を超える場合には、事実上、採用が困難であろう。

宗教法人の責任役員会については、このような規定がないから、規則に特段の定めがない限り、責任役員の現実の出席が必要となるが、叙上のような法務省の解釈を適用することに、特段の問題があるとは思われないが、如何であろうか。

3 オンライン会議の能力

議案に対して議員全員が完全に合意しており、議論を交わすことも、意見の交換も必要ない場合には、電話であれ、書面であれ、電磁的方法であれ、オンラインであれ、形式的には疑義があるとしても、実質的には、会議としての問題はない。

そもそも会議の重要性は、意見が異なり、種々の見解があり、利害が交錯している場合に、意見を集約し、見解を統一し、利害を調整することにあるからである。

特に、内部に大きな反対論や反対者・反対勢力がある場合や、一方で特別の利益や特権・特典が生じ、他方で深刻な損害や多大な負担が及ぶような場合に、教団等としての見解を統一し、対応を調整し、内部に亀裂や分裂を起こすことなく事態を進展させるに、会議は極めて重要な役割を演じる。

したがって、教団等の会議とは、議員の出席を求めて、議員が一堂に会して、討議しなければならないような種類の会議であるから、書面や電磁的方法による議決権の行使や電話による会議では不都合である。

その場合に考えられるのは、現実に出席した会議と同様であると評価されうる「オンライン会議」であり、今般の感染症下においても、多くの教団等で採用されたところである。

ただし、オンライン会議の有効性については、法的な解釈の問題以上に深刻な問題があることを忘れてはならない。それが、「オンライン会議能

力」の問題である。

オンライン会議能力とは、オンライン会議を実行しうる能力という意味であり、物的および人的の二要素がある。

その一は、オンライン会議を実行する物的要素であり、①会議を齟齬なく実行しうる機能を有するハードウェア上にロードされたソフトウェアで運営されるコンピュータと、②会議の規模に応じた十分な容量を有する通信回線などの通信環境、③議員全員の画像を撮影するカメラ、その画像をリアルに表示しうる程度の大きさのディスプレー、議員全員の音声を細大漏らさず明瞭に拾うマイク、その音声をクリアに伝えるスピーカ、④そのための電源、および⑤オンライン会議を実行するための空間（会議室）である。

会議の議長となる議員の存する教団等の設備は十分であり、完全であったとしても、議員のうちの一人にでも、これらの要素の一つでも充足できない者があり、十分に会議を進行できないとしたら、会議としては無効とならざるを得ない。その者の議員としての権利を制限し、あるいは剝奪することになるからである。

その二は、オンライン会議を行う人的要素であって、上記の設備を用いて、円滑に会議を進行することができる各議員の能力である。ホストとなる教団等の側では十分な知識や技能を有したスタッフがいたとしても、各地で（自宅や教会で）会議に参加する議員にそれが欠ける者が一人でもあれば、会議は有効に成立しえない。

コンピュータはもとより、スマートフォンすら使ったことがないという議員もある中でオンライン会議を半ば強権的に実行したような場合には、会議の無効を主張されかねない。

議員全員の理解と了解を得た上で、議員全員の合意によりオンライン会議を導入したのであれば問題ないが、「感染症下における緊急事態だから」という理由で、議員全員の同意を得ることなく、「緊急の措置」として導入した場合にも同様の問題が発生する。

オンライン会議に習熟していない議員やコンピュータの操作すら十分

でない議員にとっては、法的な根拠のない議決権の制限であり、議員資格の剥奪となりかねないからである。

そうでなくても、オンライン会議においては、「十分な意見を述べることができなかった」「討議が不十分である」「反対であったのに賛成扱いされた」「議長や議員の声がよく聞き取れなかった」「画面に示された資料が読み取れなかった」等々の苦情があり、これらの課題を克服することがオンライン会議の有効性の要件であると考えられる。

4 本人確認と部外者対応

オンライン会議の最大の問題点は本人確認にある。

議員が一堂に会する会議においては、議員の本人確認はほぼ間違いない。仮に、議員でない者が議員として受付を通過したとしても、議場においては、他の議員に見抜かれ、議事に参加することはありえない。

このように、教団等の会議においては、通例、議員の全員または大部分が顔馴染みであり、議員でない者が平然と議員席に着ける状況にはない。

しかし、オンライン会議においては、議員の本人確認は極めて困難である。ディスプレー上に本人として表示された画像が真に本人であるという保証はないからである。

無関係な第三者が議員になります場合もあれば、議員本人の依頼により議員本人の代わりに議員として会議に参加する場合もある。本人の依頼による場合では、オンラインのIDやパスワードも知られ、本人の画像も提供されるから、議員の真偽を断じるのは容易ではない。

議員の出席は、会議の成立要件であるし、議決の要件でもあるから、極めて深刻な問題である。

さらに、議員として画像に現れている者だけが会議に参加しているとは限らないことも、オンライン会議では危惧される。議員の背後に部外者がいる可能性があるからである。

通常の会議でも、外国語通訳、手話通訳、筆談通訳者、車椅子補助者などが、許可を得て、議員と共に出席することもあり、オンライン会議にお

いても、これらの者が許可を得て陪席することに問題はない。

オンライン会議特有の問題として、議員として認識できるのは、画像に映された者だけということである。誰が議員と共に会議に陪席していたとしても、当該議員が申告しない限り、知られることはない。

そのため、誰かが議員の傍にいて、当該議員の発言を留め、特定の意見を述べさせ、賛成または反対の表決をするように誘導した場合、その事実が知られることなく、会議の決定が為されてしまう危険がある。

5 議事の進行と不正

オンライン会議で危惧される一つに、議事進行の妥当性と議事進行上の不正に関する問題がある。オンライン会議システムの運用に関する全権は、議長のホスト側にのみ存しているからである。

集合型の会議であれば、「異議あり！」との発声で、議長の議事進行や会議の指揮を留まらせることができ、議員の異議を聞き、動議を認め、会議を正当に進めることができる場面であったとしても、オンライン会議の場合には、議員の異議が議長に認識されず、異議を無視した決議がされてしまうおそれがある。

議員の操作慣れもあれば、議員の発言が聞き取れないこともあり、システム上、複数の同時発言は制限され、一人の議員の発言に反対する他の議員の強い発言によって発言中の議員の発言は消されてしまい、議長の発言中は他の議員の発言ができないなどのシステム上の問題点もあるが、議長・ホスト側の意図的な議事進行によって、議員の異議、反論、反対、動議、発言等を制限することもありうる。

議案に対する議員の表決も、オンライン上の投票システムを利用する場合、表決に際しての「賛成」と「反対」の押し間違いが想像以上に多く発生しているし、対面式の会議における拳手とは異なり、議員の表決状況は議長にのみ知られる一方、一般的の議員には他の議員の表決が全くは知り得ない状態であることから、表決に関する不信も生まれ、「不正な決議」との主張がなされ、「決議の無効」が申立てられるなどの問題も生じている。

無記名表決とする議案以外の場合には、議長ホスト側のコンピュータだけではなく、全議員のパソコン等の端末のディスプレー上に、他の全議員の画像と共に「賛成」「反対」の表決の表示を明示するシステムを用いることも必要である。

本来、会議には、許された傍聴者を除き、議員以外の者は入室できないが、オンライン会議においては、議員でない者が議員の背後で傍聴することが可能となっていること、看過できない点である。

6 システム障害

オンライン会議においては、システム障害の問題を軽視できない。

コンピュータやネットワークにおけるシステム障害は、極めて精密に設計したとしても、完全に防止することは不可能であるし、ハッキングを受けた場合の被害は計り知れない。

それほど高度なシステム障害やハッキングの問題ではなく、教団等のオンライン会議において使用されるコンピュータやインターネット上の軽い障害であっても、教団等における会議としては、重大な障害となり得る。

たとえば、ホスト側の単純な操作ミスによって、会議システムが終了されてしまうこともあるれば、インターネット接続が切断されてしまうこともあります、議員の発言を消音にしてしまい、賛否の投票が正確に反映されないこともある。

ホスト側においては、コンピュータ、インターネット、会議システムなどに習熟した担当者が配置されるととも、個人用パソコンを用いて会議に参加する議員個人の場合には、些細な操作ミスや勘違いなどによって、会議システムから退席してしまい、欠席扱いをしてしまい、ビデオ・オフや音声ミュートとしてしまうことも起こっている。

自宅または教職館などから参加する議員側においては、電力会社による切電、落雷、暴風雨等による停電、他の電気機器の障害によるブレーカーオフ、接続コードの引抜きなどによって、コンピュータが停止され、インターネット接続が切れてしまう場合があることも想定しなければならぬ

い。

したがって、オンライン会議を行うには、「不測の障害が起り得る」という認識のもと、オンライン会議の招集通知において、①会議中に生じた故障や障害その他の事故に対応する方法、②議員が対処できない障害に對応する事務局の電話番号、③最終的に障害が解決しなかった場合の対処を周知することが適切である。

そして、会議中に出席中の議員の一人から、障害の通知があった場合には、直ちに議長に報告し、一時、会議を休止することが必要である。議員の権利を不当に制限する様ないようにするためである。

7 個人情報保護と秘密保持

宗教団体が宗教活動の用に供する目的で個人情報等を取扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務に関する個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第4章の規定は適用されない⁽⁹⁾（76条1項）が、会議における個人情報の保護は重要であり、会議の場で明かされる教団等や個人の秘密は遵守されなければならない。

集合型の会議においては、議場で配布された会議資料は、①議場外に持ち出さないこととし、②議員が退席する際には回収することによって、それらに記載された情報や秘密は一応守られることになるが、オンライン会議であれば、会議資料は事前に郵送するか、ネット上からダウンロードする形で配布することになり、議員に「会議終了後の焼却」を求めるとしても履行されるとは限らない。

書面の資料だけではなく、会議中に画面で表示され、音声で出された情報や秘密についても、「録音録画禁止」が徹底されるとは限らない。ホスト側で録音録画の制限をかけたとしても、スマートフォンやカメラ、ICレコーダ等で容易に録音録画できるからである。

したがって、教団等のオンライン会議においては、議題および審議の内容が、自ずと限られたものにならざるを得ない。

8 会議の本旨

教団等の会議は、会社や一般法人のように財務上・営業上の同意を得るものという性格ではなく、宗教上・信仰上の事項を討論・審議し、基督の体である教団等の意思を決する会議であるという認識から、議決権の代理行使、書面や電磁的方法による議決権行使を不適切であると考えるところが多い。

教団等の歴史上、オンラインによって理を議し、事を決するという前例はなく、オンライン会議は想定外の事項であるだけに、根本的に、聖書の解釈から始め、神学上の議論を経なければならない問題である。

事業報告や決算、事業計画や予算の承認を主たる議題とする会社や一般法人の会議（場合によっては、数分で終結する「シャンシャン総会」）とは異なり、教団等の会議においては、宗教的理念や信仰の問題、教理、教義、神学、歴史、慣習等に深く根を下ろし、真剣な論議が求められ、安易な妥協ではなく、徹底した議論を重ねる必要があり、オンライン会議では対応できない面も露呈されている。

V 感染症下における会議対策

1 緊急の対応措置

感染症下における会議対応として、第一に、感染症の蔓延等が予見されず、教団等において、感染症下における会議の体制が整う前に会議の開催を必要とする緊急の事態に至った場合について検討する。

(9) 利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等、データ内容の正確性の確保等、安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督、第三者提供の制限、開示、訂正等、利用停止等など（15－28条）。

(10) ただし、個人データまたは匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いにかかる苦情の処理その他の個人情報等の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努めなければならない（76条3項）。

後述するように、会議に関する規定を変更するには教憲等や規則の変更を必要とするが、通例、教憲等や規則の変更には会議の開催を必要とするから、会議の開催が困難な事情にある状況の下においては、会議に関する規定を変更しないで、現行の会議に関する規定の枠内で事を論じなければならない。

今般の感染症下において、いくつかの教団等においては、「緊急事態だから」という単純な理由で、「規定外の事をしても許される」という安直な判断から、十分な考察や配慮をすることなく、一般企業に関する報道等を参照して、オンライン会議で結了している。

反面、いくつかの教団等においては、緊急事態であるという状況を踏まえながらも、既存の教憲等や規則を慎重に検討し、緊急避難的な臨時の措置としても、「例外は許されない」との判断をしたところもある。

この場合、例年通りの会議は開催できないのみならず、オンライン会議も開催しないのであるから、執行部の責任は重く、執行部に対する非難も想定される。それでも、誤った会議を開催して、不法な、または不適切な決議を経て事を進めるより、あえて踏み留まって将来に禍根を残さない判断をしたものと思料される。極めて重い判断であり、苦惱に満ちた判断であったと思料される。

この例が示すとおり、仮に、臨時の、緊急措置として、オンライン会議を導入するにせよ、「臨時」「緊急」だから「何をしても許される」ということではなく、叙上検討した諸問題を克服しなければならない。

「非常時における緊急の措置」として、オンライン会議を導入する場合に、最低限履践することが必要な手順が「全議員の同意を得ること」である。

会議であれば、あるいは過半数の賛成で、あるいは3分の2以上または4分の3以上の賛成で可決される問題であるが、何の準備もなく、突然、オンライン会議を導入するということは、議員の権利を制限することになる会議の根幹に関わる問題であり、議員の資格を剥奪することになる教団等の存続の根底に属する問題であるからである。

議員の同意を得る方法も重要な課題ではあるが、この点は、事情を参酌して、電話、ファックスまたはEメールで得ることで足りるものと考える。

その上で、オンライン会議を開催した場合には、当該会議における決議は、将来において再吟味するものとし、将来に無効とされる余地も残しておくことが適切である。

この点について、「文化庁に尋ねたところ、『適法である』との回答を得たので、問題ないとしてオンライン会議で決議した」という教団等がある。

なるほど、教団等において、オンライン会議が適法な会議として承認されているなら、その適法性に問題はない。しかし、教団等の内部において、当該会議の議員の一人にでも異議があるなら、有効とはならない。

文化庁の言う「オンライン会議でも有効である」とは、当該法人が、オンライン会議を、①適正な手続きを経て、②適切な会議システムとして採用し、③法人内部で反対や異議がないなら、④「行政手続上は適法なものとして扱う」という意味であるにすぎない。

決して、⑤法人内部で反対や異議があろうとも、⑥当該会議の議員間に差別や不利益や権利制限などがあろうとも、⑦不正または不当に強行されたものであっても、⑧「公私の法律上、有効な会議である」という意味ではない。

仮に、教団等の内部に反対や意義を述べる者があったのにかかわらず、文化庁が言うのだから問題ないと考えて、安易に、オンライン会議を強行したとしても、反対の議員から「不当に議決権の行使を制限された」等として「会議無効確認の訴え」が提起されれば、裁判所は会議の無効を判断する可能性が十分にある。

その結果、無効とされた会議によって決定された事項はなかったことになるから、当該決定に基づいてなされた事項の原状回復が求められることになる。

もちろん、それと同時に、それを決した役員の解任が求められ、議決権の行使ができなかった議員に生じた損害の賠償が求められ、無効となった事項による原状回復で被る法人の損害の補填が求められることになるで

あろう。

なお、感染症下における緊急対応として、議員を対象として、オンライン会議におけるオンライン対処能力を補完する研修を実施することが必要であると考える。これを履行したか否かによって、将来におけるオンライン会議の有効性の判断も左右されることになるものと考えるからである。

さらに、現時点で、緊急のオンライン会議を行う場合、オンライン会議に対処できない議員については、対面式の会議を併用するハイブリッド方式とすることも有用であろう。

2 恒常的な教憲等や規則の変更

会議に関する定めは教団等において重大な事項であり、必ず教憲等に規定されているものであるから、会議に関する規定を変更しようしたら、教憲等の変更をしなければならない。

宗教法人の規則の変更は、規則の変更に関する所轄庁の認証書の交付によって効力を生じる（宗教法人法 30 条）から、規則を変更しようしたら、法人内部における規則変更の手続きを踏んだ後（同法 26 条 1 項前段）、所轄庁に規則変更の認証申請をして（同法 27 条）、規則変更の認証を受けなければならない（同法 26 条 1 項前段）。

宗教法人の規則の変更が登記事項（同法 52 条 2 項）に該当する場合には、変更を生じた時から 2 週間以内に変更の登記をしなければならない（同法 53 条）が、変更が会議に関する規定のみであれば、通例、登記事項に該当しないから、その必要はない。

言うまでもなく、教憲等や規則の変更は容易な事項ではないのみならず、教憲等の変更をしようにも、教憲等の変更を審議し決定する会議そのものを開催できないのであるから、教団等の活動は頓挫してしまう。

なお、オンライン会議の導入にかかる教憲等や規則の変更をする場合には、同時に、オンライン会議の運営に関する規程を制定し、オンライン会議の明確な規定化を進めなければならない。

テレビ、新聞、週刊誌、インターネット等で報道され、掲示されているオンライン会議の情報は、ほとんどが営利企業における従業員による営業や事業に関する会議であって、法人の意思決定にかかる「法律上の会議」ではないから、参考にすることは差し支えないが、それをそのまま導入することはできないと考えるべきである。

3 将来的な展望

将来的には、オンライン会議は必然であるし、会議の通常の形態となるであろうと考えられる。

したがって、教団等においては、オンライン会議の問題を、単に一時的な問題として考えるのではなく、恒久的な制度変様の問題として捉え、①設備等の設置を進め、②会議制度上の問題点を精査し、③教憲・規則の変更や新たな規程の制定を準備し、④現在の議員のみではなく、すべての教職者や信徒を対象とした研修を重ねるべきである。

コンピュータ、インターネット、オンライン会議などに関する技術上の問題は、高齢者を対象に考えられやすいが、現実の問題としては、高齢者が習熟していて、若年層が劣る場面も多々ある。

あるいは、ゲームやSNS、動画や画像編集では慣れていても、会議の進行や記録については知らないということもあるだろうし、本稿で考察したような教団等における会議特有の問題については理解が及ばないということもあろう。

視聴者や読者の受けを狙ったメディア流のセンセーショナルなラベリングに惑わされることなく、専門的知識のある者も、何の知識も経験もない者も含め、まったく新しい課題として、「教団等におけるオンライン会議」というテーマで物を考えることが必要である。

すでに企業では起こっていることであるが、オンライン会議が通常の会議となる場合に備えて、単に、コンピュータやインターネットなどの技術的・機器的な整備を急ぐだけではなく、会議に参加する議員の「会議室」について、具体的にかつ積極的に考察し、急いで整備する必要があろう。

現行では、集合型の会議として、公共交通機関の利便性があり、自家用車のための駐車場があり、議員が会議に専念できるような、冷暖房や照明が効き、騒音等が少なく（あるいは防音であり）、全議員を収容できる広さの会場が求められ、付加的には、会議途中の昼食や夕食の提供可能性もあげられているが、オンライン型の会議では、会議場として求められてきたこれらの要件は、すべて無用のものとなる。

現行では、「会して議する」のが基本の会議であるが、将来的には、各地各所にある議員がインターネットを「通じて議する」のが会議となろう。

各地各所にある議員が、公正に「通じて議する」ために、各議員に平等な「会議室」を提供する必要がある。「通じる」場所の不平等によって、会議における議員の不平等が生まれるおそれがあるからである。

現行の会議では、議員の平等性は、同一の会議場に参集することによって担保されているが、オンライン会議においては、たとえば、一方で、個室の執務室があって、外部の騒音や諸事に翻弄されることなく会議に集中できる議員と、他方で、広くない自宅や教職館で、家族共通の居間にて、数人の未就学の子がおり、中学生・高校生の受験生がおり、配偶者による家事が行われ、外部からの訪問者もある環境とでは、議員の平等性が担保できるとは思われない。

そのため、現行であれば、会議の都度、一つの広い会議場を手配していたのと同様、オンライン会議では、議員ごとに、個室の会議室を確保して、案内することにしなければならない。

そのための経費は、現行であれば、広い会議場の確保のほか、交通費や駐車料等の負担が必要であるのと同様、オンライン会議では、交通費等はほぼ不要になる分、多数の小さな会議室の確保の費用に転じることになる。

教団等において、一の会議または多数の会議が頻繁に、または短期間に定期的に開催されるようであれば、教団等の施設として会議室を設けるともあれば、貸会議室やサテライトオフィス、貸区画を利用することも可能であろう。

結

以上総じて、オンライン会議の導入については、次のことが言える。

第一に、定時株主総会のように、単に「決議するだけ」の会議なら比較的容易にできるが、「議員の声を聞く」ことが本来の目的である会議では、慎重な検討が必要である。

第二に、ハードの面で、オンライン会議に必要な通信機器（コンピュータ）がなく、通信環境（LAN、Wi-Fi）を有しない議員が一人でもいたら導入できないし、第三に、ソフトの面で、オンライン操作が困難な議員が一人でもいたら導入できない。

第四に、現状では、①議員数の多い会議に導入することは不可能であり、②長時間の審議が必要とされる会議には不向きであり、③深刻な内容や重大な案件を扱わなければならぬ会議には導入すべきでないし、④個人情報、個人の秘密、プライバシー、教団等の秘密などが絡む会議では禁止すべきであろう。

第五に、オンライン会議に関する議員の技術が十分でなく、習熟度が足りない現状においては、議員の操作ミスや事故などによる、異議の処理体制を構築しておく必要がある。

内容的には、①「反対」なのに、誤って「賛成」のクリックをしてしまった、②「質問」や「発言」したかったが質問や発言の仕方がわからなかった、③「採決」に異議があったが、「異議」が伝わらずに「採決」されてしまった、④「発言」が許可されて、熱弁を奮ったがミュートのままでいた、⑤発言者の「発言」が雑音やタイムラグ、通信容量、スピーカなどの問題で、よく聞こえず、「意味不明」のまま終わってしまった、⑥会議の途中で、停電、落雷、議員のミス、議員以外の者の行為などによって電源、通信回線、Wi-Fi が切れてしまった、⑦会議の日時に、会議のシステムに入室できなかつたなどということが考えられる。

これらの事由は、会議の無効要件ともなりうるので、議長・ホスト側に、

複数の固定電話および携帯電話を備え、会議の招集通知において、その番号や異常があった場合には直ちに連絡の旨を周知しておく必要があろう。

将来的には、オンライン会議が必然となり、当然のこととなるが、現時点においては、議員の一人にでも、権利制限や不利益となる状況があるなら、会議が無効とされる可能性があるから、慎重な見当が求められる。

すでに、感染症下にある現在においては、将来のオンライン会議体制の構築に向けて進めなければならないことは明らかである。

教団等においては、教団等の独自性に立脚し、各自の教団等におけるオンライン会議のあり方に関する研究を進めると同時に、教団等の会議の議員を含め教団等の教職者および教会員に対するオンライン会議に関する研修を実施することが緊要である。

本稿脱稿後、国会におけるオンライン会議に関する論議の報に接した。

日本国憲法に、「両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない」と規定されており（56条）、対面的・集会的な出席が求められる一方、オンラインでは「出席」に当たらないのではないかという論議である。

加えて、オンライン会議では、「両議院の会議は公開とする」（日本国憲法57条1項本文）にも反し、違憲であるとの見解も論じられている。

本稿において教団等の会議の問題として論じたことが、国会の場においても、ずいぶん時間をおいて、会議の問題として論じられることになっているのである。

イスラエルの民に求められていた資質とは

——ヤコブの自己変革より—— (1)^{*}

島田みくに

序

聖書の記述によると、イスラエルの民の原点は、族長ヤコブ、イサク、アブラハムにある。直接的には、創世記 32 章 22 – 32 節に記されているように、ヤコブに「イスラエル」という新しい名が与えられたヤボクの渡しでの出来事から始まる。この出来事においてヤコブが至った霊的な体験とは、のちのイスラエルの民とどのような関係があるのだろうか。さらに、イスラエルの民に期待されたあり方は、新約の教会とどのような関係があるのだろうか。

出エジプト記 19 章 3 節が語るように、イスラエルの民はシナイ契約において「ヤコブの家」「イスラエルの子ら」として招かれている。さらに、シナイ山にて律法の諸規定が啓示されたのち、それらに不従順であった場合、民の無割礼の心がへりくだるなら、神は「ヤコブとのわたしの契約を思い起こす」(レビ 26:42) と記されている。ここから、律法の諸規定を通してイスラエルの民に求められている資質が、族長ヤコブの資質と何らかの関連性を有することが想定される。また、イスラエルの民と、新約の教会の関係についても様々な立場があるが、両者には密接な関係があると想

* 本稿は、東京基督教大学大学院神学研究科神学専攻の修士論文（2020 年度）を要約し、またそれに加筆したものである。本論文の作成にあたり、指導教官である木内伸嘉先生から貴重な助言をいただいた。ここに心から感謝したい。ただし、ここに提示された意見がすべて筆者の責任であることは言うまでもない。

定することができるのでないだろうか。

しかしこれまで、ヤボクの渡しの出来事におけるヤコブの変化や、旧約のイスラエルの民の評価、ヤコブとイスラエルの民や、新約の教会との関連性について、靈的側面からは十分に論じられてこなかったと思われる。それゆえ本研究では、ヤコブの至った靈的な変革は、イスラエルの民にも求められており、また新約の教会にも求められているという仮説に立ち研究を進める。すなわち、ヤコブの自己変革との比較において、律法を通してイスラエルの民に求められていた資質が何であったかについて結論づけることにより、新約の教会に神が期待されている資質を導き出すことを目的とする。

この仮説は、ヤコブの生涯を描く創世記 25 章 20 節から 50 章と、イスラエルの民に与えられた律法の諸規定を記している、出エジプト記とレビ記より立証することができると考えられる。出エジプト記で聖所が完成したのち、レビ記では、聖所における活動に焦点を当てた規定が展開され、シナイ山にて啓示された諸規定として 27 章で区切られている（レビ 27:34）。そのため創世記、出エジプト記、レビ記までを議論の中心とする。研究方法としては、五書の編集という可能性を認めるが、今あるテキストを順序通り読み進める手法を用いる。

以上の仮説を立証すべく、以下の順序に従って論考を深めていく。

第 1 章では、ヤコブの変革とは何であったかを考察する。とりわけ創世記 32 章 22 – 32 節の格闘における、名前の変更以上の靈的資質の変革に注目する。創世記 25 章 20 節から 49 章におけるヤコブの生涯の歩みや、創世記 33 章以降の「ヤコブ」と「イスラエル」の名前の使い分けに注目しつつ、ヤボクの渡しの出来事がもたらしたヤコブの資質の変化を導き出す。

第 2 章では、シナイ契約と律法において神がイスラエルの民に期待した靈的資質を考察する。具体的には、「ヤコブの家」、「イスラエルの子ら」に対して呼びかけられた、シナイ契約の要旨とも言える出エジプト記 19 章 5 – 6 節の釈義を中心に、律法の目的について考察する。特に「わたしの宝」「祭司の王国」「聖なる国民」について、どのような状態を指すのか、

どの時点でイスラエルの民がそれらの立場になるのかを考察する。このシナイ契約においてイスラエルの民に求められたことは、律法への従順を通して達成される「聖」の状態であると想定できる。

そこで第 3 章では、シナイ山にて与えられた律法の諸規定である、出エジプト記 20 章からレビ記 27 章の諸規定において展開され、民に求められている「聖」の概念を考察する。

その上で、第 4 章では、イスラエルの民に求められていた資質が、ヤコブの資質とどのような関連性があるのか、またその資質はどのように獲得することができるのかを明らかにする。

なお、本稿では「靈的」という言葉を使用する際、神の前での個々人の心のあり方を指す言葉として用いている。イスラエルの民に求められた資質を考察するにあたり、共同体の基礎となる個人のあり方は見逃されてはならないからである。

また、特に断りのない限り、ヘブライ語聖書の引用は BHS を、日本語聖書の引用は新日本聖書刊行会訳の新改訳 2017 を使用する。

第 1 章 ヤコブにとってのヤボクの渡しの出来事 (創 32:22 – 32)

第 1 章では、まず、創世記 32 章 22 – 32 節におけるヤボクの渡しの出来事より、ヤコブにどのような靈的変化が起きたのかを考察する。その上で、創世記 25 章 20 節から 49 章に見られるヤコブの性質を考察し、ヤボクの渡しの出来事が彼の生涯にもたらした変化を明らかにする。また、創世記 33 章以降の「ヤコブ」と「イスラエル」の名前の使い分けに注目することで、ヤボクの渡しの出来事以降の彼がどのように描かれているのかを探る。

1.1. ヤボクの渡しの出来事におけるヤコブの変化

ヤコブは、兄エサウから長子の権利と祝福を奪ったことを契機に（25-27章）、カナンの地を出て、ハランに住む叔父ラバノもとで暮らしていた。ヤコブはラバノの下で働くことで、妻と子どもたち、豊かな財産を得た（29-30章）。その後、神の命令（31:3）によってカナンの地を目指す。その旅の途上において、ヤボクの渡しの出来事は起こった。

32章でヤコブはまず、マハナイムにて神の使いの軍勢と出会う（1,2節）。ヤコブはその後、再会しなければならないエサウのこと非常に恐れを抱き、宿営を分け（7-8節）、神に祈り（9-12節）、贈り物を用意する（13-21節）。さらに妻や子どもたちにヤボクの渡し場を渡らせた後、一人、後に残る（22-23節）。このとき「ある人」との格闘が始まる。ヤコブは、ももの関節を打たれながらも祝福を求め、ついには新しい名前とともに祝福を与えられるという不思議な体験をする（24-30節）。以下にこの格闘の意味と、ヤコブが受けた祝福の性格について考察する。

【創世記 32 章 22 – 32 節】

²² その夜、彼は起き上がり、二人の妻と二人の女奴隸、そして十一人の子どもたちを連れ出し、ヤボクの渡し場を渡った。²³ 彼らを連れ出して川を渡らせ、また自分の所有するものも渡らせた。²⁴ ヤコブが一人だけ後に残ると、ある人が夜明けまで彼と格闘した。²⁵ その人はヤコブに勝てないのを見てとて、彼のももの関節を打った。ヤコブのももの関節は、その人と格闘しているうちに外れた。²⁶ すると、その人は言った。「わたしを去らせよ。夜が明けるから。」ヤコブは言った。「私はあなたを去らせません。私を祝福してくださらなければ。」²⁷ その人は言った。「あなたの名は何というのか。」彼は言った。「ヤコブです。」²⁸ その人は言った。「あなたの名は、もうヤコブとは呼ばれない。イスラエルだ。あなたが神と、また人と戦って、勝ったからだ。」²⁹ ヤ

コブは願って言った。「どうか、あなたの名を教えてください。」すると、その人は「いったい、なぜ、わたしの名を尋ねるのか」と言って、その場で彼を祝福した。³⁰ そこでヤコブは、その場所の名をペヌエルと呼んだ。「私は顔と顔を合わせて神を見たのに、私のいのちは救われた」という意味である。³¹ 彼がペヌエルを通り過ぎたころ、太陽は彼の上に昇ったが、彼はそのもものために足を引きずっていた。³² こういうわけで、イスラエルの人々は今日まで、ももの関節の上の、腰の筋を食べない。ヤコブが、ももの関節、腰の筋を打たれたからである。

1.1.1. 格闘の意味とは

注解者の多くは、ヤボクの渡しの出来事を、ヤコブの人生における最大の転機として重要視している。⁽¹⁾

まず、ヤコブと格闘した「ある人」（24節）とは誰であったか。Sarnaは、ミドラシュを根拠に、ヤコブが約束の地に入ることを妨害するエサウの守護神であると解釈する。⁽²⁾ Rigsbyは、ホセア書12章5節から、神の「御使い」であると説明する。しかしキドナーは、旧約聖書で神が人として姿を現されるとき、多くの場合「主の使い」と呼ばれ、この名称は「神」あるいは「主」と取り替えることができるという。⁽³⁾ 格闘を経て、「ある人」が自らを **אֱלֹהִים** 「神」（28節）と言い、ヤコブも「神」（30節）と認識したこ

(1) 舟喜信「創世記」「新聖書注解 旧約 1」いのちのことば社、1980年、218頁；C. F. Keil and F. Delitzsch, *Biblical Commentary on the Old Testament*, Translated by James Martin (Peabody: Hendrickson Publishers, 1996), Accordance electronic ed., paragraph 455; Gordon J. Wenham, *Genesis 16-50*, Word Biblical Commentary vol. 2 (Waco: Zondervan, 1994), 296.

(2) Nahum M. Sarna, *Genesis*, The JPS Torah Commentary, The Jewish Publication Society (Philadelphia: The Jewish Publication Society, 1989), 404.

(3) R. O. Rigsby, 'Jacob,' in *Dictionary of the Old Testament: Pentateuch.*, ed. Bill T. Arnold and H. G. M. Williamson (Downers Grove: IVP Academic, 2005), 465.

(4) デレク・キドナー、遠藤嘉信・鈴木英昭共訳『ティンデル聖書注解 創世記』いのちのことば社、2008年、213頁

とからも、ヤコブと格闘した「ある人」とは神的な存在であったと言える。たとえ御使いであったとしても、御使いを遣わした神と不可分の存在と言える。そのため、「ある人」を「神」と言い換えることができる。この格闘は、「ある人が……格闘した」(24節)とあるように、神から始めたものである。

1.1.1.1. 神の敵対者としてのヤコブ

では、神がヤコブに仕掛けたこの格闘の意図とは何であったのか。テキストには明確に記されていないが、格闘の結果、ヤコブは勝利したが、彼のももの関節は外されている(25節)。またヤコブは自らの名前を告白するとともに、「イスラエル」という新しい名前と、祝福が与えられている(27-29節)。

この格闘の解釈について、Keil、フォン・ラート、Wenhamは、直前のマハナイムでの祈り(32:9-12)に対する答えとして理解する。またSpeiserは、ヤコブに対する信仰の試練として解釈する。⁽⁵⁾しかしこれら二通りの解釈は、神がヤコブをエサウから救い出すのではなく、ヤコブの命を脅かす戦いを始められたことについて、十分に説明していないと言える。それゆえ、さらに踏み込んで、敵対者としての神を捉える必要がある。Calvinは、信仰の試練として捉えつつ、神を敵対者としても捉える。逆境は、信仰と忍耐の試練か、罪の矯正のためであり、そのために信仰者は人生の全過程を通して戦わなければならないという。⁽⁶⁾キドナーは、ヤコブがそれまで力を競っていたのは実は、エサウやラバーンではなく、神であったことを指摘する。⁽⁷⁾渡辺は、神がヤコブに襲い掛かった時、ヤコブは神の怒りこそ真に

(5) Keil, BCOT, Accordance, paragraph 455; ゲルハルト・フォン・ラート、山我哲雄訳『ATD 旧約聖書註解 創世記 下』ATD・NTD 聖書註解刊行会、1993年、587頁；Wenham, *Genesis 16-50*, 297.

(6) E. A. Speiser, *Genesis*, Anchor Bible [New York: Doubleday & Company, Inc., 1964], 256-57.

(7) John Calvin, *A Commentary on Genesis*, A Geneva Series Commentary, trans. and ed. John King (Edinburgh: The Banner of Truth Trust, 1965), 194.

恐れるべきであることを悟ったという。⁽⁹⁾

このように、神がヤコブに敵対していたと見るなら、神が打ち負かそうとしたヤコブの性質とは何かを問う必要がある。これについてテキストから明確に読み取ることはできないが、注解者たちはヤコブの内面的な罪の性質を指摘している。Keilは、ヤコブが神に勝つためには、肉欲的な性質が碎かれ、兄を欺いた罪意識から解放される必要があったと述べる。フォン・ラートは、この出来事が、長子の祝福における欺きの物語と関連しているため、神の前で未解決のままでは済まされないものとして取り上げられていると考える。⁽¹⁰⁾マイラーは、神がヤコブの内から自我や自己依存心といった、真実のいのちを妨げる一切のものを取り除こうとしていたと考える。⁽¹¹⁾坂野は、ヤコブの自我を打ち碎くための格闘であると解釈する。ヤコブはエサウの怒りに対して自分の作戦で対処しようとしており、彼の心は、自分の知恵・力・財産に頼る自我が中心を占めていたという。このように一部の注解者は、ヤコブの肉欲的な性質、自我や自己依存の性質が標的とされていたと指摘する。ヤコブのこのような性質を憎み、滅ぼそうとする神の姿が浮かび上がる。

また、Sailhamerはこの戦いを、ヤコブ物語の縮図として見ており、彼の人生が、神からの祝福を得るために格闘によって特徴づけられていると指摘する。ヤボクの渡しの出来事をヤコブの人生の象徴的な出来事として

(8) デレク・キドナー、前掲書、212頁

(9) 渡辺信夫『イサクの神、ヤコブの神—創世記講解説教』新教出版社、2010年、143頁

(10) Keil, BCOT, Accordance, paragraph 455.

(11) フォン・ラート、前掲書、596頁

(12) F.B.マイラー著 湖浜馨訳『神と格闘した人 ヤコブの生涯より』、いのちのことば社、1985年、122、124頁

(13) 坂野慧吉『新聖書講解シリーズ 創世記』いのちのことば社、2010年、345頁

(14) John H. Sailhamer, *Genesis*, The Expositor's Bible Commentary revised edition 1, *Genesis-Leviticus*, ed. Tremper Longman III and David E. Garland (Grand Rapids:

見ると、「あなたが神と、また人と戦って、勝った」(28節)とは、ヤコブの人生における数々の戦いは、第一に神との戦いであったことを示唆していると言える。また神は、ヤコブの内面的性質を打つために格闘をしかけた可能性が高い。

1.1.1.2. 格闘における緊張関係

しかし同時に、格闘にて神は劣勢を強いられ、ヤコブの足に致命傷を負わせながらも、ヤコブが勝利する。神がヤコブの滅ぶべき性質に敵対されたのであれば、ヤコブがなぜ人だけでなく神にも勝利するのかという疑問が残る。25節の「その人はヤコブに勝てないのを見てとて、彼のももの関節を打った」という表現には、神は敗北しつつも、致命的な傷を負わせるという恐るべき力を秘めていることが分かる。ヤコブの勝利には、単純な勝利ではない緊張関係がある。夜中、神から仕掛けられて始まった格闘は、夜明けにはヤコブが神にしがみつき、祝福を求める格闘へと変化しているのだ。

Keilは、ヤコブの肉の力は、ももの関節が外れることによって無力にさせられたため、その後は信仰と祈りの力によって祝福されるまで、神にしがみつくことにより戦ったという変化を指摘している。⁽¹⁵⁾キドナーは、「敗北と勝利が一つになった」と表現する。戦いにおける主導権は神が握っており、ヤコブの勝利や祝福への欲望のすべてから、自己満足や高慢を取り除かれたという。ホセア12章4節がヤコブについて、「御使いと格闘して勝った」と強さを語ると同時に、「泣いてこれに願った」と弱さを語ることと重ねている。⁽¹⁶⁾坂野は、ももの関節が打たれたことは自我が打たれたことを意味し、ヤコブが神の祝福なしには生きられない自分を発見したと考える。⁽¹⁷⁾

Zondervan, 2008), 255.

(15) Keil, BCOT, Accordance, paragraph 455.

(16) デレク・キドナー、前掲書、212頁

(17) 坂野、前掲書、345頁

このように、ヤコブの勝利と、足の障害というある意味での敗北とは、切り離すことができない。両者の意味は、彼が得た祝福に内包されていると考えられる。ヤコブが得た祝福の実体とは何であったのか。

1.1.2. ヤコブの得た祝福とは

ヤコブから神への祝福の要請は、29節において答えられる。それは、神が彼の執拗な願いを聞き入れられたことによる。この祝福が何を意味するかについては明らかではないが、物質的な祝福とは考えにくい。族長的な祝福の場合、子孫繁栄や、土地、統治権の付与など、祝福の内容が明らかにされることが常だからである。また28章で約束された祝福が、ヤコブにすでに与えられていることからも考えにくい。それゆえこの祝福は、神の前における、彼の内面や本質に関わる祝福であったことが想定される。

1.1.2.1. 名前の変更

祝福の解釈について、ヤコブの改名と結びつける注解者たちがいる。Rossは、敵対者が尋ねた「あなたの名は何というのか」(27節)という質問は修辞的であり、古い名前と新しい名前を対比させているという。この古い名前と新しい名前に表れる彼の本質的な変化の中に、祝福があると指摘する。⁽¹⁸⁾SarnaとWenhamは、名前の変更自体が祝福の本質だと考える。⁽¹⁹⁾ヤコブの名前の変更は、ヤコブの祝福の嘆願に続くものであるため(26節)、ヤコブの求めに対する神の応答と見ることができる。また、名前の変更は彼の本質的な変化に関わるものであるため、それ自体が祝福であると考えられる。ヤコブが祝福を得るためにには、まず自分の名前を告白しなければならなかった。古代において名前を問われることは、自らが何者であるかの告白を求められることであり、自らの本質を告白することでもあった。ヤコブ物語において「ヤコブ」の名前は、彼自身と関連させられている。⁽²⁰⁾

(18) Allen P. Ross, "Studies in the Life of Jacob Part 2: Jacob at the Jabbok, Israel at Peniel," *Bibliotheca Sacra* 137 (1980), 230.

(19) Sarna, *Genesis*, 227; Wenham, *Genesis* 16-50, 297.

ヤコブという名前は出生に関わっており、生まれてくる時、兄エサウのかかと（⁽²⁰⁾）をつかんでいたため、その語根からヤコブ（⁽²¹⁾）と名付けられた（25:26）。またのちにエサウは、ヤコブの名前と、動詞 ^考を関連させ、「あいつの名がヤコブというのも、このためか。二度までも私を押しのけて ⁽²²⁾」（⁽²³⁾）。私の長子の権利を奪い取り、今まで私への祝福を奪い取った。」（27:36）と述べる。ここで ^考は「押しのける、奪い取る」の意味で使用されている。実際、ヤコブはそれまでの生涯において、「かかとをつかむ者、押しのける者、奪い取る者」として描かれている。ヤコブの名前が彼の古い性質を指すものであれば、神はヤコブに自らの古い性質を告白させたということである。すでに見てきたように、神が敵対し徹底的に打ち砕こうとしたのが彼の古い性質であり、注解者たちが指摘するような「自我」であるなら、彼はこの性質を自分で告白する必要があったと言える。ヤコブが自らの存在を告白した時、神は「あなたの名は、もうヤコブとは呼ばれない。イスラエルだ。（⁽²⁴⁾）」と新しい名前を与える（28 節）。Hamilton は、「they shall say no more’ または ‘it shall be said no more’ のイディオムが使われる際には、靈的大変革を示しているとして、名前の変更によりヤコブが劇的に変化したと考える。⁽²⁵⁾ すなわち「ヤコブ」に代わって「イスラエル」としての新たな本質が与えられたことが考えられる。

「イスラエル」の名前の由来は、彼が「神と、また人と戦って、勝ったから（⁽²⁶⁾）」（⁽²⁷⁾）である。⁽²⁸⁾ は、「神」を表す ^考と、「戦う」を意味する ^考の派生語と考えられる。しかし、⁽²⁹⁾ の名前の解釈については議論がある。「神との戦い」という概念は、イスラエルの神学と相容れないため、実際の意味とは異なると考えられてき

(20) フォン・ラート、前掲書、589 頁

(21) Victor. P. Hamilton, *The Book of Genesis Chapters 18-50*, The New International Commentary on the Old Testament 2 (Grand Rapids: William B. Eerdmans Publishing Co., 1995), 333–334.

(22) Wenham, *Genesis 16-50*, 296.

⁽²²⁾ Albright は ‘God heals’ を意味すると主張する。Coote は、判決や命令を言い渡すことによって統治する ‘El judges’ を意味すると考え、North も、‘he will rule as God’ あるいは ‘prince’ と訳せるという。しかしキドナーはこれを否定し、「神よ、（彼のために）戦ってください」を意味するという。しかし同時に、創世記の他の名前の例より、名前が付けられたきっかけによって新たな意味合いを帯びることがあることから、⁽²⁴⁾ の名前は、ヤコブの奮闘と、それによって表されたヤコブの性質を記念していると主張する。⁽²⁵⁾ の語源は不明瞭ではあるが、神は「あなたが神と戦い、人と戦って、勝った」（28 節）ために、「イスラエル」という新しい名前と本質を与えていることは確かである。

1.1.2.2. 勝利の意味

それでは、この神と人との戦いにおける勝利とは何を意味するのか。遠藤は、ヤコブにとっての勝利とは、神の祝福を勝ち得たことだと指摘する。ヤコブがここで祝福を求めてるのは、これまで自分の手で奪ってきた祝福では満たされず、本物の祝福を求めているからだという。それは、自らのたましいが神の前に失われた状態であり、神によって祝福され救われる必要があるとして、たましいの問題が最も深刻な課題であると理解したからだと述べている。ヤコブのこれまでの人生自体が祝福を求める戦いであり、彼の祝福に対する求めが神に受け入れられたため、ヤコブは勝利を手にすることことができたと言える。

(23) William Foxwell Albright, “The Names ‘Israel’ and ‘Judah’ with an Excursus on the Etymology of Tôdâh and Tôrâh”, *Journal of Biblical Literature* 46 (1927), 156,57.

(24) Robert B. Coote, “Meaning of the name Israel,” *Harvard Theological Review* 65 (1972): 141.

(25) Gary North, *The Dominion Covenant: Genesis, An Economic Community on the Bible* vol. 1 (Texas: Institute for Christian Economics, 1987), 201.

(26) デレク・キドナー、前掲書、213 頁

(27) 遠藤嘉信『私を祝福してくださいなければ—荒削りの信仰者ヤコブの生涯』いのちのことば社、2006 年、204,205 頁

またこの勝利にはパラドックスが見いだせる。Calvin は、神は敵対者として攻撃すると同時に、ヤコブを守り、神の攻撃力より大きな抵抗力を与える、信仰の勝利を与えたと述べている。⁽²⁸⁾ Wenham は、ヤコブは神との戦いで勝利するが、同時にヤコブの勝利を許したのは神だという。神は、ヤコブと戦われると同時に、ヤコブに勝利を与えていた。そのため、このヤコブの勝利は、神がヤコブの古い性質に戦いを挑み、それを殺したという、神の勝利と見ることもできる。つまりヤコブの罪深い性質に勝利された、神の靈的な勝利に、ヤコブ自身もあずかったと考えられる。これは「私は顔と顔を合わせて神を見たのに、私のいのちは救われた」(30 節) という、救いの経験と重なるものである。イスラエルにとって、神の顔を見ることは死を意味していたが(出 33:20; 士師 6:22; 13:22)、ここでヤコブは、神の顔を見てもなおいのちを救われたという経験をした。それは、罪の性質が碎かれることで、新しくされた勝利者として、神に受け入れられたことを意味する。そのため、靈的な救いとも言えるだろう。

1.1.2.3. 足の障害の意味

格闘を終えたヤコブのもう一つの変化である、足の障害の意味について考える(25,31 節)。格闘中、ヤコブのももの関節は、神に打たれ、外れたため、彼は生涯足を引きずる者となった。

注解者たちは、足の障害を靈的な変革と不可分のものとして理解している。Calvin は、この傷と弱さは、信仰者の肉の高慢さが謙虚さと結びつき、弱さの中で神の力が完全に働くためだと述べる。⁽³⁰⁾ Keil は、肉欲的な性質にかかる靈的な格闘が、肉体的な痛みを伴う現実の格闘と不可分であることを示しているという。⁽³¹⁾マイラーも、神がももの関節を打ったのは、神が祝福しようとするたましいから、神に抵抗する力や靈的祝福を奪うものを

打たれたことを示しているという。また、ヤコブがその後も足を引きずることになったのは、古い性質に属するものは萎えて、主にしがみつく力しか持たない新たな性質が勢いよく表れるためであるという。ブルックマンは、足の障害とは「イスラエル」のしるしであり、新しい名前の実質だという。足を引きずるゆえに敗北したと同時に、勝利のゆえに堂々と生きることは、その後彼が自らと他者に対し、「この聖なる方に対する困難を伴わないような勝利はない」ことを示すためだという。⁽³²⁾ キドナーは、ヤコブは体を損なうことで、闘争的な人物から根気強く頼る者に変わったと述べる。⁽³³⁾ 遠藤は、神がヤコブの頑迷さを打ち砕き、彼を新しくした祝福のしるしであるとする。つまり、足の障害とは、古い性質の死滅と同時に、勝利に伴う新しい性質の表れでもあると言える。

このようにヤコブは、足に障害を負うこと、自分以外の存在に頼ることが必要不可欠となった。ヤコブの、神の祝福に執着するという元来の性質は、碎かれると同時に、神に拋り頼むという新しい方向性の中で継続するものとも考えられる。つまり足の障害は、名前の変更における本質的变化を、目に見て体験できるかたちで生涯覚え続けるししなのである。格闘の結果ヤコブにおきた変化である、名前の変更と足の障害とは、同じ本質の変化を象徴するものであり、古い性質が碎かれ、神に受け入れられる新しさ、靈的な救いを得たことのしるしと言える。

1.1.3. 小結

以上、ヤボクの渡しの出来事におけるヤコブの変革を考察した。神の、ヤコブに対する格闘は、ヤコブの古い性質を減ぼすことを目的としていたと言える。それは彼が自らを「ヤコブ」として告白し、ももを打たれ、足

(28) Calvin, *Genesis*, 196.

(29) Wenham, *Genesis 16-50*, 303.
(30) Calvin, *Genesis*, 198

(31) Keil, *BCOT*, Accordance, paragraph 455.

(32) マイラー、前掲書、122 頁

(33) ウォルター・ブルックマン、向井孝史訳『現代聖書注解 創世記』日本基督教団出版局、1986 年、454 頁

(34) キドナー、前掲書、212 頁

(35) 遠藤、前掲書、206 頁

の障害を負うことにおいて表されている。この古い性質について、一部の注解者は、内面的な罪の性質として、肉欲的な性質、自我、自己依存などとして表現している。この性質については、彼の生涯全体から観察する必要があるため、以下の 1.2 において取り組む。この格闘はヤコブにとって、古い性質を碎かれたという意味での敗北であると同時に、祝福を得て、いのちを救われ、新しく「イスラエル」として生きるという意味での勝利であった。神と直接対決して、人が勝利し、いのちを救われるという体験は、神に受け入れられる、靈的な救いの経験として見ることができる。敗北と同時に勝利、つまり古い罪の性質の死と同時に、新しい人の誕生とも言える。この靈的な変化は、新しい名前と足の障害がしるしとなって、生涯ヤコブ自身と人々とに証したと考えられる。⁽³⁶⁾ 特に足の障害は、もはや自分の力に頼ることなく、生涯かけて神と神の祝福にのみ拠り頼む、靈的勝利者としての性質を象徴するものと考えられる。この格闘は、リベカの胎内から始まっていた、契約の祝福を受け継ぐための戦いの一つの終局といえる。⁽³⁷⁾ この格闘の結果、ヤコブは人生の新たな段階に入ったと言われるように、ヤボクの渡しの出来事は彼の決定的な自己変革の出来事であったと考えられる。

ただ、ヤコブの罪の性質は滅ぼされる必要があったが、彼の祝福を求める執拗な求めそのものは神に受け入れられ、祝福を得ることに繋がったことを踏まえると、肯定的に評価されていると見ることもできる。祝福を得た結果、祝福に対する野心的な執着心は消えるが、神の祝福に拠り頼むという側面は、足の障害にも象徴されており、その後も継続する資質として考えることができる。32 章以降に「イスラエル」とともに「ヤコブ」が使用されている事実は、ヤコブの祝福に対する態度が継続していることを示していると想定される。それゆえ、彼の祝福に対する態度がどのように

(36) ミカ 4:6,7; ゼパ 3:19 は、足の障害が救いのしるしであることを示唆している。

(37) 舟喜、前掲書、219 頁

(38) Keil, BCOT, Accordance, paragraph 455.

評価され、変化していくのか、その経過についても観察する必要がある。

1.2. ヤコブの生涯におけるヤボクの渡しの出来事の意味

ヤボクの渡しにおける出来事は、彼の人生にどのような変化をもたらしたのだろうか。祝福に対するヤコブの執拗さは、結果的にヤボクの渡しにおける勝利と祝福の獲得へと繋がった。それでは、ヤコブの滅ぼされるべき古い性質とは何であったのか。ここでは、創世記 25 – 49 章におけるヤコブ物語全体より、ヤコブの性質を観察する。

「ヤコブ」の名前に象徴された彼の古い性質について、注解者の中にそれを「自我」と呼ぶ見解が見られた。日本語の「自我」は、意識や行動の主体としての自己を示すが、心理学的には、人間の発達において確立されていく肯定的なものとして定義される。⁽³⁹⁾ 一方、哲学者の中には、超越的存在としての神と区別される、有限な人間存在として定義する者もいる。その視点からは、「自我」を絶対視・偶像視することから解放する「自我の崩壊」⁽⁴⁰⁾ が重視されている。この哲学的な「自我」は、1.2 において注解者たちが指摘したヤコブの碎かれるべき「自我」と同じとは言えないが、類似点も見いだせる。またこのヤコブの古い性質は、日本語の「我」が意味する、自分本位な考え方や主張、こだわり、意地に近いものがあると考えられる。⁽⁴¹⁾

ヤコブの古い性質を「自我」と指摘する注解者に同意するが、日本語の「自我」や「我」を使うと曖昧な部分が出てくるため、本稿では「自己中」

(39) 「自我」 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』第二版、小学館、2000 – 02 年、「自我」 松村明編『大辞林・第三版』三省堂、2006 年

(40) 「汝自身を知れ」 フランク・B. ギブニー編『ブリタニカ国際大百科事典 小項目辞典』ブリタニカ・ジャパン、2014 年、細川亮一「自我」『日本大百科全書』小学館、1984-94 年

(41) 「我」 小学館『大辞泉』編集部編、『大辞泉・第二版』小学館、2012 年、「我」 柴田武、山田進編『類語大辞典』講談社、2002 年

心性」として表現する。その意味するところは、神を退ける自己中心的な主張、利己心である。

1.2.1. 神が求める資質としての **רִאֵמֶת**

それでは、ヤコブの人生に見られる性質を観察する。創世記においては、特定の出来事や人物についての直接的な評価はほとんど見られない。しかし創世記6章9節では「ノアは正しい人で、彼の世代の中にあって全き人(**רִאֵמֶת**)であった。」と、ノアが **רִאֵמֶת** であったと記されている。また17章1節ではアブラハムに対し、**רִאֵמֶת** であることが命じられている。つまり **רִאֵמֶת** とは、正しい人の性質であり、神が信仰者に望んでいる性質であることが読み取れる。**רִאֵמֶת** の語根 **רָאַמְתָּ** には、「完了」「完全」「欠けのない状態」⁽⁴²⁾という意味がある。Sarnaは **רִאֵמֶת** を、倫理的、道徳的な完全さとして理解⁽⁴³⁾する。Wenhamは、神との関係における前提条件としての、不正を避けることや、主のおしえに従うことを意味すると考える。一方、舟喜は、道徳的完全性ではなく、神との関係性における健全さ、完全さを示し、契約関係における誠実さに繋がる性質と考える。⁽⁴⁴⁾ Hamiltonは、**רִאֵמֶת** が **אֲמֹתָה** とともに用いられる用例から、透明性や、率直さという概念があることを示唆⁽⁴⁵⁾していると述べる。ノアやアブラハムの個々の言動について、道徳的な要求や評価が記されていないことを踏まえると、**רִאֵמֶת** は、道徳的完全さというよりも、誠実さや偽りのない性質を意味していると考えられる。この性質は、のちに申命記18章13節にて、イスラエルの民にも求められている。

そのため、この **רִאֵמֶת** という性質を軸に、ヤコブの性質を観察することが可能である。ヤボクの渡しの出来事の前後におけるヤコブの言動から、誠実さや偽りのなさといった **רִאֵמֶת** の性質に照らして、(a) 個々の具体的な

(42) B. Kedar-Kopfstein, ‘**רִאֵמֶת**’, in *Theological Dictionary of the Old Testament*. vol. 15, ed.

Botterweck, G. J. & H. Ringgren (Grand Rapids: W. B. Eerdmans, 1974-2015), 702.

(43) Sarna, *Genesis*, 50.

(44) Wenham, *Genesis 1-15*, 170.

(45) 舟喜、前掲書、158頁

(46) ヨシュ 24:14、士 9:16,19. Hamilton, *The Book of Genesis Chapters 1-17*, 461.

出来事に見られるヤコブの自覺的な性質と、(b) 無自覺と思われる領域に見られる性質を、可能な限り観察する。その上で、ヤボクの渡しの出来事の前後における、ヤコブの性質の変化を明らかにする。

1.2.2. ヤコブの内面的变化【巻末資料①】

ヤボクの渡しの出来事以前のヤコブの性質を観察すると、祝福に対する執着心という点では一貫性があるが、祝福の理解や態度においては漸進的な変化が見られる。

聖書記者はヤコブについて、エサウが「巧みな狩人、野の人」であったのに対して、**רִאֵמֶת אֲמֹתָה נְשָׁבָח חֲלָלָה** 「ヤコブは穏やかな人で、天幕に住んでいた」(25:27)と表現している。ヤコブの性質を説明する形容詞 **נְשָׁבָח** の語根は、**רִאֵמֶת** と同じ **נְשָׁבָח** である。しかしこの箇所では、野に生きるエサウとの対比として、天幕生活を好むヤコブが描かれていることから、「穏やか」、「quiet’ (ESV)、「plain’ (KJV) と訳されている。⁽⁴⁷⁾ そんなヤコブには、長子の権利と祝福をめぐる姿に見られるように、当初から祝福に対する深い執着心があった。彼は兄エサウの弱さに付け込み、母と共に謀して父を欺くという卑劣な方法で、長子の権利と祝福を手に入れた。そのため、25章27節であえて **רִאֵמֶת** と表現されていたことには、誠実さとは裏腹の、偽りや不誠実さに対する皮肉が込められている可能性もある。

さて、ヤコブはエサウから逃亡することになるが、そのような彼に神はペテルで現れ、族長への約束の継承とともに、ヤコブの守りを約束する。一方ヤコブは、神に衣食と旅の守りを求める(28:10-22)。

当初のヤコブは、その方法こそ姑息ではあるが、エサウとは異なり、神の祝福のもつ価値への敏感さとこだわりを持っていた。ただ、彼の祝福についての理解は、物質的なものや、身の安全の確保と結びついており、漠然とした理解と個人的の関心に留まっていた。そのため、族長たちに続く、神からの祝福の約束は十分に理解していなかったと考えられる。

(47) ‘well-behaved, civilized,’ **רִאֵמֶת**, HALOT, 4:1742-1743. Keilは、家での静かな生活の喜びを見出す気質を示すという。Keil, BCOT, Accordance, paragraph 381.

続くハランでの20年間の生活は、叔父ラバンを欺いて逃げ出すという形で終わる（31:17-21）。ラバンと別れる際、彼は長年の不当な扱いに忍耐し、誠実に仕えてきたことを訴えている（31:36-42）。その20年の間、彼には神によって豊かな財産が与えられた。最終的に彼は、神の導きによりラバンと和解し、カナンの地へ旅立つ。ここに、ヤコブが忍耐と誠実によって叔父に勝利した姿が見られる。ただヤコブは、ラバンに欺かれたという被害者認識を持っていたが、ヤコブもまたラバンを欺いていたと言える（31:20,26,27）。

32章からヤコブは、エサウとの再会を前に非常な恐怖に襲われ、必死の備えをする。神に切実に助けを祈り求めるものの、直後にエサウの怒りをなだめるための贈り物を用意しており、強い自己保身も見られる。それでもなお拭えない不安と無力さの中で、神との格闘に至ったと考えられる。このようにヤコブには当初から祝福に対する強い執着心があったが、彼にとって祝福とは物質的なものと絡み合ったものであり、自分の安全確保のためといった性格のものであった。祝福獲得に向けた態度には、**ロムト**の性質とは真逆の、人への欺きや自分の力に頼る、自己中心的な性質がある。しかしそこには漠然とではあるが、神の祝福を求めて、それを敏感に捉える心があり、そのような彼を神は守り導いている。その後ヤコブはラバンの下での生活を通して、祝福の獲得方法においてはラバンを欺きつつも、忍耐と誠実を学び、神の祝福と守りを体験し、次第に神に祈り頼ることを学んでいく。また財産や家族が豊かに与えられつつも、自分の無力さを痛感する中で、なお満たされない思いを抱く。そこから彼の祝福への求めはより靈的なものへ向かっていったと想定される。ヤボクの渡しに一人残った時のヤコブは、自分の無力さを自覚する中で、自己保身の思いが際だった状態にあったと思われる。そのようなヤコブに、神は戦いを挑み、ヤコ

(48) 原文では、ヤコブがラバンの心を盗んだ (**לְגִנֵּב אֶת־בָּבֶל**) (31:20) と述べられている。「心を盗む」 (**גִנֵּב** + **בָּבֶל**) とは、創 32:20,26 と、II サムエル記 15:6 に登場する。これはヘブル的表現であり、厳密なことは言えないが、ヤコブもまたラバンを欺いていたという事実は認められる。

ブの強い自己中心的な性質を認めさせ、告白させたのである。

ヤボクの渡しの出来事を経て、ヤコブはエサウとの関係の刈り取りをすることにはなるが、その姿は以前とは異なり、逃げ隠れたり、恐れや善悪を論じたりする姿は消えている。直接に顔を合わせて向かい合い、へりくだりで和解を喜び、贈り物をしきりに勧める姿が見られる。物質的祝福に対する固執はもはや見られず、むしろ祝福を与える側となる（33章）。その後、ディナ凌辱事件や（34章）、ラケルの死（35:16-20）、ルベンの不当な行為（35:22）、父イサクの死（35:27-29）、ヨセフの死の知らせ（37:12-36）という悲劇が続く。それらに対するヤコブの基本的な態度としては、喜びや悲しみの表現は各所に見られるが、怒りの表現はなく、感情を露呈することはほとんどない。ヨセフの死を嘆く時にも、他者を責めることなく、ひとりで嘆いている。また言動については、自らの判断による能動性はあまり見られない一方、神の約束や計画を待望し、神の声には素早く応答している（35:1-15; 46章等）。他者に対しては、悪を行った親族や敵対者に対しても、優劣を問わず、善悪を論じず、敵対することもない（34章；35:22）。ヨセフ物語の展開においては、ヨセフやベニヤミンへの偏愛が見られる（以下、1.3 参照）。ヤコブの晩年が近づくにつれて、彼に関する記述は少なくなるが、彼の全体的な言動には柔軟さが表れていると言えるのではないだろうか。

以上のように、ヤコブの生涯において、元来の祝福に対する執着心は、神の靈的な祝福を得ることへと繋がった。しかし他人を欺く自己中心的な性質に関しては、打ち碎かれることになる。それゆえ 33 章以降の彼は、物質的祝福に対する執着を失い、神に拝り頼んだ、控えめな人物へと変化している。

1.3. 「ヤコブ」と「イスラエル」の名前の使い分け（創 33－50 章）

以上、ヤボクの渡しの出来事が、ヤコブにとって決定的な転換点となつたことを観察した。しかしそれ以降で特徴的なことは、32 章 38 節で新し

い名前が与えられて以降も「ヤコブ」と「イスラエル」の名前が継続して、入り混じるようにして使用されている点である。アブラハムやサラの場合に、新しい名前を与えられて以降、古い名前を使われていないこととは対照的である。そのため、33 – 50 章に登場する「ヤコブ」と「イスラエル」の名前の用法において、使い分けに意味があるのかどうか、また、それと彼の性質とに関連性があるのかどうかを考察する。

1.3.1. 名前の使い分けに関する注解者の見解

「ヤコブ」と「イスラエル」の名前の使い分けについて、多くの注解者は注目していない。Sarna は、二つの名前は無差別に交換されているとして、使い分けに意味はないと考える。⁽⁴⁹⁾ 「ヤコブ」が 33 章以降も継続して使用されることから、彼の性質の連續性に注目する注解者もいるが、名前の使い分けの用法についての分析は少ない。⁽⁵⁰⁾

一方、Wenham は名前の意図的な使い分けに注目する数少ない注解者の一人である。Wenham はまず、名前の変更は、ヤコブの新しい性格と運命を告知したと見る。そして「イスラエル」が國の名前であるだけでなく、「イスラエル」としての「ヤコブの再生」が重要だと指摘する。さらに、彼の子孫たちが、「イスラエル」の名前を聞いたり自分たちを指して使う時はいつも、名前の起源である彼らの父祖が、人々や神と戦って勝利したことを想起したり、最終的な勝利を望んでいたと考えられるという。また、新しい名前「イスラエル」は、神と人との平和という新しい性格に彼を導

(49) Sarna, *Genesis*, 225.

(50) Keil は、「イスラエル」とは信仰による靈的状態を意味するという。「ヤコブ」と並行して使われるには、生まれつきの状態が新しい人と並行して続くからであると考える。(Keil, BCOT, Accordance, paragraph 455.) Hamilton は、33 章以降は、「ヤコブ」から「イスラエル」へとどのように変革されているかのテストケースであるという。(Hamilton, *The Book of Genesis Chapters 18-50*, 339.) 文書資料説では、「ヤコブ」と「イスラエル」が同じ節で用いられる際は、E 資料と J 資料のしるしだとされる。舟喜はこの説を退け、常に正確な使い分けはないが、文脈によっては意図的であるとする。(舟喜、前掲書、252 頁)

くと考える。

Wenham は、名前の使い分けにおける 4 つの原則を提示している。

- ① 「ヤコブ」は「イスラエル」より頻繁に使用されている。「ヤコブ」が通常の用法であり、「イスラエル」は例外的用法である。
- ② 散文では「ヤコブ」は常に歴史的個人を指すが、「イスラエル」は時に「人々」を指す (46:8; 47:27; 48:20)。
- ③ 「イスラエル」が個人に使用される時、一族の頭としての立場を暗示する (43:6, 8, 11; 46:1; 48:2)。一方「ヤコブ」は人間的な弱さが明白な場面で使用されている (37:34; 42:4, 36; 47:9)。これは名前の語源に一致し、「ヤコブ」は「闘争者、欺く者」、「イスラエル」は「神に勝つ者」である。それゆえ、「ヤコブ」が力を取り戻した時には「イスラエル」になる (45:28; 48:2)。
- ④ ヨセフがいる場面では「イスラエル」が好まれる (37:3, 13; 46:29, 30; 48:2, 8, 11, 14, 20, 21; 50:2)。

Wenham は、32 章以後のヤコブにも古い性質が継続していると考えるため、分類③では、「ヤコブ」が人間的な弱さや、古い性質が表れている時に使用されていると考える。また、ヨセフに対する偏愛についても、彼の古い性質の表れであるとして、否定的な評価を下している。しかし、ヤボクの渡しの出来事がヤコブの資質に決定的な変革をもたらしたと考えるならば、名前の使い分けが、彼の新しい資質とどのように関連しているのかについて改めて考察する必要がある。

1.3.2. 名前の使い分けの分析

Wenham の分析を参考に、基本的に使用回数の少ない「イスラエル」を例外的用法として注目する。その上で、名前の指す対象、名前の意味との関連、他者との関係、文脈における主題や、場所との関連についても整理する。

創世記 32 章の名前の変更以後、33 – 50 章で「ヤコブ」は 86 回、「イ

(51) Wenham, *Genesis 16-50*, 297-301,350

スラエル」は42回使われている。ヨセフ物語以前の33－36章と、以後の37－50章を比べると、「ヤコブ」の使用回数はそれぞれ41回と45回であり、大差ない。しかし「イスラエル」は8回と34回であり、ヨセフ物語では圧倒的に増えている。それゆえ Wenham の分析のように、「イスラエル」の使用はヨセフの存在と密接であると考えられるため、ヨセフ物語の前後に分けて、名前の用法を分析する。

1.3.2.1. ヨセフ物語以前（33－36章）【巻末資料②】

33－36章において、「ヤコブ」は41回、「イスラエル」は8回使用されており、ヤボクの渡しの出来事以降も引き続き、圧倒的に多く「ヤコブ」が使われている。

まず、「ヤコブ」は、歴史的個人、族長として使われる（33:17, 18; 35:1-15）。家族関係においては、弟（33:1-15; 36:6）、父（34:1-30; 35:22）、夫（35:29）、息子（35:27, 29）として使われ、息子たちや娘ディナも「ヤコブ」の名をもって呼ばれる（34:1-27）。姿勢としては、エサウとの和解においては、へりくだりつつ堂々と向き合い、物質的祝福に執着しない（33章）。その後の度重なる家庭の問題や死に対しても、善悪を論じず沈黙し、控えめである（34,35章）。名前の意味との関連では、目に見える祝福ではなく、靈的祝福に満たされており、新生したヤコブと言える。また、アブラハムの約束の継承者であり、神の導きに従って約束の地を目指し、神を礼拝する（33:17, 18; 35:1-15）。一方、「ヤコブ」の名で呼ばれる息子たちは、他者を欺いて戦う性質をもつ。

「イスラエル」は、祝福や約束の内容に関わる際に使われる。それは、エサウとの和解を経て、約束の地で礼拝した際の祭壇の名前であり（33:20）、神に祝福され、約束を継承した時に呼ばれた名前である（35:9）。また、子孫の約束を受けた後、ベニヤミンの誕生とラケルの死を経験し、旅を続けるのは「イスラエル」である（35:21, 22）。約束を継承する「民」として示唆される時にも使われる。異邦人との関わりや凌辱に対して、神の民としてのあり方を示唆する際や（34:7; 35:22）、後の神の民を指す時に使われる

（36:31）。長男ルベンの不当な行為（35:22）については「イスラエル」が聞いているとされているが、後に下されるさばき（49:4）との関係からは、権威ある神の視点が反映されていると考えられる。

1.3.2.2. ヨセフ物語（37－50章）

ヨセフ物語における名前の使い分けを観察すると、「ヤコブ」は、立場としては、約束の継承者、一族の長、歴史的個人である（37:1, 2; 37:12; 46:5-27; 47:7-10, 28）。また、後の民としての集団を指すこともある（49:7, 24）。父としては、12人息子の父（42:26, 35; 45:25, 27; 49:1, 29-33, 50:12）、ヨセフを失って悲しみに浸る父（37:34）、ベニヤミンを偏愛し手放さない父である（42:4, 36, 38）。ヨセフ物語以前の悲劇や死の場面では描かれていたが、ヨセフ物語では彼ヤコブの感情も描かれている。ほかにも、ヨセフの呼び寄せを聞いて茫然とするが、エジプトからの車を見て元気づいたという心境の変化や（45:27）、わざわいを認め、神の祝福を失う悲劇に対する率直な嘆きが描かれる（47:9）。ここに、欺かれる経験や悲劇において、人に期待せず、神の祝福にすがって生きる、「新生ヤコブ」の姿が見られる。⁽⁵²⁾ また、ヨセフに主眼が置かれた文脈においては、聖書記者がヨセフの父に対する感情を反映させた表現として「ヤコブ」を使用していると思われる（48:2, 3, 12）。

約束との関係では、「ヤコブ」は父祖たちに続く約束の継承者である（46:2; 50:24）。神があえて「ヤコブ」と呼びかける時は、人間ヤコブに対する親しみをこめた呼びかけであると考えられる（46:2）。祝福される子どもたちは「ヤコブの子」と呼ばれる（49:2）。祝福を与える側である時は基本的に「イスラエル」であるが（48章, 49:2）、神の民としての約束の継承者ではないファラオに対しては、「ヤコブ」として祝福を与える（47:7, 10）。約束の地との関係では、カナンの地にとどまっている状態において「ヤコ

(52) このようなヤコブの姿に、アブラハム、ノアについて言っていた *מִקְרָא* の資質を認める能够のないか。上記、1.2.2 を参照。（指導教官である木内伸嘉先生の指摘による）

ブ」が好んで使われる（42:1, 29, 36, 38; 45:25）。ベニヤミンをカナンの地にとどめておく場合も同様である（42:4, 36, 38）。

つまり「新生ヤコブ」は、神の約束を継承し、神に祝福され、そこにとどまろうとする人物である。神の祝福を損なうような悲劇を経験するが、その苦しみや痛みを率直に認め、嘆いている。彼の信頼と関心は、神自身にあり、神の約束・祝福に拠り頼む者であると言える。

一方「イスラエル」は、個人だけでなく、息子たちや（42:5; 45:21; 46:5）、一族や民を指すなど（49:7, 16, 24, 28; 50:25）、「ヤコブ」以上に広がりをもつ名称である。個人としては、ヨセフを偏愛する父として、おもにヨセフと実際的な関わりを持つ場面で使われる（37:3, 13; 46:29, 30; 47:29-31; 48:2, 21）。偏愛の性質はベニヤミンに対しても見られるが、ヨセフに対しては「イスラエル」と使い分けられていることから、ヨセフが特別な存在として描かれていると考えられる。

ヨセフの住むエジプトとの関係では、エジプトに向かう息子たちや（42:5; 45:21; 46:5）、一族（46:8）、エジプトに住み、増える民（47:27）を指して使われる。個人としても、カナンの地にとどまっていた状態では「ヤコブ」と呼ばれていたが、エジプトに向かう心境の変化においては「イスラエル」と呼ばれる。ユダのとりなしを経て、エジプトにベニヤミンを向かわせることを決め（43:6-14）、自らも向かうことを決めたのは「イスラエル」である（45:28; 46:1, 2）。これは一族、国民単位の救いへと繋がることになった。死後にミイラにされる時は「イスラエル」と呼ばれているが（50:2）、これはヨセフの命令によるためだと考えられる。もしくはカナンの地での埋葬という、のちにエジプトを出てカナンの地に向かう民との関連が示唆されているとも考えられる。

また祝福を与える際には、「イスラエル」が好まれる。マナセとエフライム（48:8-21）、12人の息子たちを祝福する父は「イスラエル」である（49:2）。また、他者を祝福する民としての「イスラエル」も示唆される（48:20）。

このように「イスラエル」は、ヨセフやエジプトとの関連で好んで使わ

れ、個人、息子たち、一族を指している。エジプトに下る人々や、エジプトに住んで増える民、カナンの地での埋葬など、神の導きや約束の実現に関する場面においては「イスラエル」が用いられる。父イスラエルが特別に愛したヨセフは結果的に、神の導きにより、エジプトにおける一族の救出の道を備えた。また、祝福を与える側としても「イスラエル」が好まれる。総じて、神の特別な約束と導きに従う存在が「イスラエル」である。またその結果として「イスラエル」は救出され、勝利を与えられる。その「イスラエル」が、今度は他者を祝福する主体となる。

1.3.3. 名前の使い分けについての再評価

「ヤコブ」「イスラエル」という名前の使い分けについて、Wenham の分類を参考に筆者自身の観察を提示してきたが、その使い分けの評価について、Wenham とは一部、重要な点で異なる評価を以下に提示したい。要約すれば、33 章以降も引き続き「ヤコブ」がおもに使われるが、例外的に「イスラエル」が使われ、特に 37 章のヨセフ物語では頻出する。「ヤコブ」はおもに、族長、歴史的個人、家族関係において使用される。しかしヨセフとの直接的な関係においては「イスラエル」がより多く使われる。「イスラエル」は、個人だけでなく一族や民などの集団を指す名称としても使用される。

約束や祝福との関連では、「ヤコブ」は、約束の地カナンにとどまる時、神から祝福や約束を「受ける」時、神から直接呼びかけられる時など、神に選ばれ祝福された人間ヤコブに焦点がある際に使用される傾向がある。一方「イスラエル」は、エジプトに向かう際や、息子たちに祝福を「与える」時など、神の計画の推進者として行動する際に使用される。

Wenham が分類③で指摘する、古い性質や人間的な弱さが露呈する場面で「ヤコブ」が使用されているという解釈については、異なる視点で観察できる。ディナ凌辱事件への沈黙は（34 章）、不可解な側面もあり、議論も必要であるが、エサウとの和解の際に見られたように、安易に善悪を論じないという姿勢と通じるものがあるのでないだろうか。また、ヨセフ

を失ったゆえの嘆き（37:34）、ベニヤミンを失うことへの恐れ（42:4, 36）、自らの人生のわざわいを認める姿は（47:9）、率直に苦難を認め、神の祝福を失うことを嘆く姿である。ヤボクの渡し以降でヤコブが足を引きずるよう、苦難の中で、自らの弱さを認め、人に期待せず、神にのみすがり続ける姿と言えるのではないだろうか。また、力を取り戻した時には「イスラエル」となるという観察についても、神の勝利にあづかることへの示唆や（45:28）、ヨセフの「父ヤコブ」に対する視点が反映された表現として見ることができる（48:2）。以上のような箇所で、注解者の多くは33章以降の「ヤコブ」の控えめな態度や、感情的な姿を、古い性質に逆戻りするものとして否定的に捉える。しかし、それはむしろ、神の祝福を失うことを見直す姿であり、物質的祝福や、他人や自分にも頼らず、神とその祝福にのみとどまり、抛り頼み続けようとする、「新生ヤコブ」の姿と見ることができる。そのような「ヤコブ」に、神は親しみを込めて呼びかけ、祝福を与えていたのである。

「イスラエル」の使用についても、ヨセフとの関係性に触れる際や、エジプトに向かう際、祝福を与える際に使われることは注目に値する。ヨセフへの偏愛は否定的に評価されることが多い。しかし結果的にイスラエル一族をエジプトに導き出し、救いをもたらした点からすると、「イスラエル」のヨセフに対する特別な愛は、一族に救い、勝利、祝福をもたらす、神の視点の反映として見ることができる。また「イスラエル」が聖書記者によって唐突に使用されるディナ凌辱事件においては、凌辱や異邦人との姦通を恥辱とする神の民の在り方についての示唆を与えており、ルベンの不当な行為においても、後に父「イスラエル」としてのろいを宣言する立場にも通じる。そのため、「イスラエル」の使用においては、神の導きや神の視点を反映させていることが考えられる。

1.4. 小結

第1章では、創世記25-49章より、ヤコブの生涯における靈的変化を

観察した。ヤコブは「押しのけ、奪い取る」者として、名前の通りの人生を歩んできた。父と兄、叔父を欺きながら、自分が祝福を得るために、自分の力により頼み、人々と戦ってきた。人一倍、祝福に対する執着心を持っていたが、神はそのようなヤコブを、当初からエサウに代わる長子とし、アブラハム、イサクに次いで祝福を与え（27:27-29）、神の臨在を味わう者としてきた（28:10-22）。

ヤコブはそのような戦いに満ちた歩みの中で、自分の欺きの刈り取りをしながら、叔父の下や、妻たちとの緊張関係の中で、次第に、忍耐や誠実を学んでいった。知恵と力に富み、財産も家族も手に入れたヤコブであったが、約束の地への帰還とエサウとの対面を前に、自分の力に対する限界と、絶望とに追い込まれていった。そのような時に、ヤボクの渡しにおける、神との正面対決に至る。格闘に勝利したヤコブには、新たな名前「イスラエル」が与えられるが、足の障害を負う。これは彼にとって古い性質が碎かれると同時に、神の祝福を得て、靈的に新生した出来事であった。ここではじめて、彼のこれまでの戦いが神との戦いであったことが明らかにされ、その戦いの目的とは、彼の自己中心性を滅ぼすこと、それこそ彼の救いであったと観察できる。

このように、ヤコブはたしかに神に選ばれた祝福の継承者であり、それゆえに神の臨在と保護を受けていた。しかし神の祝福の器となる族長としての靈的な資質は、彼の生涯の歩みの中で漸進的に養われていった。言い換れば、ヤコブは神と人と戦うを通して、自らの力の限界に気づき、自己依存と自己中心的な性質を漸進的に碎かれていたのである。その過程を経て、決定的に神と対峙した時、彼の碎かれた性質と祝福への求めは、神に受け入れられる救いの体験となった。その後の「新生ヤコブ」、「イスラエル」は、祝福を求めて神や人と戦うことはなく、神に抛り頼んだ、全体的に控えめな人柄へと変化している。一般に古い性質への逆戻りとされるいくつかの言動も、神の祝福にのみすがって生きることから来る控えめさや誠実さとして、むしろ「新生ヤコブ」の姿を映し出すものとして見ることができる。またヨセフやベニヤミンに対する偏愛がみられ、とりわけ

ヨセフに関わる際には「イスラエル」として表現されることは、神のヨセフに対する特別な選びと、ヨセフを通しての一族の救出と祝福を反映したものと考えられる。

以上のように、ヤボクの渡しにおける出来事は、戦いという点で、彼のそれまでの人生を象徴しており、その至り着いた心の状態も、彼のその後の人生を象徴している。しかも、注目すべきことは、その靈的資質が、彼ヤコブにとどまらないという点である。彼の子孫が彼の新しい名をもって「イスラエルの子ら」と呼ばれる事実は、彼らもまたヤコブの至り着いた資質を帯びるように期待されていることを示している。⁽⁵³⁾従って次の段階として、ヤコブの至り着いた資質と、イスラエルの民に期待されている資質との関連性を探るべく、出エジプト記、レビ記より、シナイ契約と律法の目的に注目する必要がある。

(2) に続く

(53) ヤコブのヤボクの渡しの出来事と、後のイスラエルの民との関連性については、注解者たちにより指摘されている。ただ、その靈的側面の変化についての考察はより深められる必要がある。Keilは、ヤコブの格闘による祝福が靈的な相続として子孫に与えられたように、子孫も同様の対立を続けることでこの相続を保持する義務があるという。(Keil, BCOT, Accordance, paragraph 455) ブルックマンも、イスラエルの民のアイデンティティは、神と関わりを持つことだけでなく、神の襲撃の対象とされたことにもあるという(ブルックマン、前掲書、453頁)。遠藤は、ヤコブが一人残って格闘したことに注目し、神の取り扱いは個人的なものであると注目する(遠藤、前掲書、194頁)。この注目は、イスラエルの民が個々人として取り扱われることへの視座となる。

【資料①】ヤコブの生涯における性質の変化

	(a) 具体的事象に見られる性質	(b) 想定される無自覚の性質
(1) ヤボクの渡し以前		
①長子の権利をめぐる取引 (25:29-34)	天幕生活を好む穏やかな性格。 兄の窮状を利用した取引。	する賢さ。次子として抵抗。長子の権利への執着。
②長子の祝福の獲得 (27章)	罪悪感、のろいへの恐れ。 押しのけ、奪い取る者。	祝福への貪欲さ、執着。妬みと劣等感。父、兄、神への不敬と欺瞞。
③ベテルでの夢 (28:11-22)	神の臨在と祝福、守りの約束。応答としてのヤコブの誓願。	孤独な旅への恐れ。神への不信。目に見える守り・物質的満たしの要求。
④ハラン到着 (29:1-14)	ラバノとの出会いへの期待と感動。	孤独と不安の旅からの解放と安心。ラバノを唯一の頼みとする。自分の力でラケルに好意を示す。
⑤ハランでの結婚生活 (29:15-30:24)	ラバノにだまされ、レアとラケルのために14年間仕える。	だまされたことへの怒り。しかし自分の愛する者のために、忍耐と誠実をもって仕える。妻たちの争い、家庭の緊張関係における無力感。
⑥ラバノからの逃亡、和解 (30:25-31:55)	ラバノに何度もだまされたことを責める。自分の誠実な働き、神が自分の味方であること、正当な理由で出て行ったことを主張。	自分もまたラバノを欺く。ラバノの下で自らの財産を増やし、ラバノの下から妻や財産とともにひそかに逃げ出そうとする。
⑦エサウへの恐れ (32:1-23)	エサウを恐れ、神に祈り、贈り物を用意する。復讐を逃れる手立てを尽くす。	率直で必死な祈り。へりくだり。神の約束にすがる。それでもなお恐怖に支配される。

(2) ヤボクの渡しの出来事 (32:24-32)	祝福を執拗に求めると同時に、人を欺いてまでも自分の祝福を求めてきた古い性質を認める。神と顔を合わせたのに救われる。	これまでの戦いは、神との戦い。その目的は、ヤコブの古い性質が碎かれ、神からの靈的な祝福を得ること。その戦いに勝利したことで、ヤコブの古い性質は碎かれ、神に受け入れられる靈的な救いを得る。
(3) ヤボクの渡し以後		
①エサウとの和解 (33:1-15)	堂々と先頭に立ち、へりくだって、兄の前に出る。兄に受け入れられた喜び。贈り物をしきりに勧める。	恐れ、悔い改めや言い訳、善惡を論じる言葉はない。純粹な喜び。贈り物は、兄の怒りをなだめるためではない。もはや祝福を奪う者ではなく、神に祝福された者として、喜んで与える者へと変化。
②エサウとの別れ、旅路 (33:16-20)	エサウへの言葉に反してセイルには行かずシェケムへ向かう。	約束通りではないが、恐れはない。
③ディナ凌辱事件	息子たちと異なり、沈黙。	感情の露呈、善惡を論じること、自ら行動を起こすことはない。
④ベテルへの帰還 (35:1-15)	神の命令通りに移動。一族から偶像礼拝を断つ。神からの祝福。	神の命令を速やかに実行に移す。異邦人への恐れはない。主を礼拝する備えを実行。
⑤ラケルの死 (35:16-20)	ラケルをエフラテに葬る。	嘆きの表現はない。
⑥ルベンの不当な行為 (35:21-22)	報告を聞く。	ルベンに対する言動は記されていない。
⑦父イサクの死 (35:27-29)	兄と葬る。	嘆きの表現や、兄との関係は記されていない。
⑧ヨセフへの態度 (37:1-11)	ヨセフへの偏愛。夢を語るヨセフを叱るが、心にとめる。	神の計画を待つ態度。

⑨ヨセフの死の知らせ	激しい嘆き。	率直な感情表現。誰も責めない。
⑩エジプトに息子たちを送る (42-43章)	ベニヤミンへの偏愛。神のあわれみにかけて、失う覚悟をもって送り出す。	命ほど大切なベニヤミンだが、神のみを頼りとして手放す。
⑪エジプト移住 (46章)	息子たちの知らせ、神の約束を聞く。ヨセフと喜びの再会。	神の約束により、エジプト移住がみこころであると知り、安心して向かう。
⑫ファラオとの対面 (47:1-10)	ファラオを祝福。自らの人生は多くのわざわいがあったことを告白。	地上の権力者に恐れなく、神の祝福を祈る、ぶれない信仰者。自らを飾らない素直さ。
⑬晩年・死 (47:27-49:33)	息子たちを祝福。カナンの地への埋葬を希望。	最後の希望は、神の約束が成ること。

【資料②】名前の使い分けの分析

	「ヤコブ」	「イスラエル」
族長、歴史的個人	33:17, 18; 35:1-15, 27 37:1, 2; 46:5-27; 47:7-10, 28	
感情表現	ヨセフを失った悲しみ (37:34) 生涯のわずかさ、苦難の告白 (47:9) ヨセフのことを聞き、茫然としていたが、元気づく (45:27)	ヨセフに会いに行く決断をする (45:28)
家族関係	エサウとの関わり (33:1-15; 36:6)	祝福への貪欲さ、執着。妬みと劣等感。父、兄、神への不敬と欺瞞。
息子	神の臨在と祝福、守りの約束。応答としてのヤコブの誓願。	孤独な旅への恐れ。神への不信。目に見える守り・物質的満たしの要求。
妻	ラバノとの出会いへの期待と感動。	孤独と不安の旅からの解放と安心。ラバノを唯一の頼みとする。自分の力でラケルに好意を示す。

家族関係	父	ディナ凌辱事件における父 (34:1-30) 12人の父 (35:22) カナンの地にとどまる父 (42:26, 35; 45:25, 27) 息子たちを祝福のために呼び寄せる (49:1) 死を前に、埋葬を命じる (49:29-33)	ルベンの不当な行為を聞く (35:22) ユダのとりなしを経て、ベニヤミンをエジプトに送る父 (42:6, 8, 11)
	ヨセフ	失った悲しみ (37:34) ヨセフ側の感情移入表現 (48:2, 3, 12)	偏愛、ヨセフと実際的関わりを持つ場面 (37:3, 13; 46:29, 30; 47:29-31; 48:2, 21)
	ベニヤミン	偏愛、カナンの地にとどめる (42:4; 36, 38)	ベニヤミンをエジプトに送る父 (42:6, 8, 11)
	子らの名称	息子たち（おもにシメオン・レビ）、 ディナ「ヤコブの息子たち／娘」(34:1-27) 祝福を与えられる「ヤコブの子どもたち」(49:1) 父を埋葬するヤコブの息子たち (50:12)	エジプトに向かう息子たち (42:5; 45:21; 46:5) エジプトに父を連れて来ようとする息子たち (45:21; 46:5)
	一族	エジプトに旅立つ一族の系図にて (46:5-25) のちの民 (49:7, 24)	民 (36:31; 49:7, 16, 24, 28; 50:25) エジプトに来た一族 (46:8; 47:27)
祝福・約束	神から与えられる時	ペテルにて。聖書記者+神の呼びかけ「あなたの名はヤコブ。しかし…もうヤコブとは呼ばれない」(35:9-15) エジプトへの道中、神からの直接の呼びかけ (46:2)	ペテルにて、神の呼びかけ。「『イスラエルが、あなたの名となる』神は彼の名をイスラエルと呼ばれた」(35:10) エジプトへの道中。聖書記者による (46:2)
	他者に与える時	ファラオへの祝福 (47:7, 10) 息子たちを呼び寄せる父 (49:1)	マナセとエフライムへの祝福 (48章) 12人の息子たちへの祝福 (49:2)
	祝福される息子たち	「ヤコブの子」(49:1, 2) アブラハム、イサク、ヤコブへの約束の地を継承する (50:24)	マナセとエフライムにより、他者を祝福する民イスラエル (48:20)

土地	カナンの地	スコテ、シェケムへの到着 (33:17, 18) とどまっている状態 (42:1, 29, 36, 38; 45:25) ベニヤミンをとどめる (42:4, 36, 38)	シェケムに築いた祭壇の名前 (33:20)
	エジプト	エジプトへの道案内のためユダを遣わす (46:28) エジプトの地で17年生きた (47:28)	ベニヤミンを送り出すことを決断 (43:6-14) 自らが向かうことを決断 (45:28; 46:1, 2) エジプトに向かう息子たち (42:5; 45:21; 46:5)、一族 (46:8; 47:27)
性質		へりくだり、堂々と向き合う、物質的祝福に執着しない (33章) 善惡を論じない、沈黙、控えめ (33, 34章) 約束と祝福の継承者 (35:1-15) 神の導きに従い、神を礼拝する (33:17, 18)	エサウとの和解を経て、勝利のしるし、礼拝、記念 (33:20) 異邦人との関わりや姦通について、神の民としてのあり方を示唆する (34:7; 35:22)

ジョン・M・L・ヤングと父ルーサー・L・ヤング

——戦中と戦後の在日宣教師に見る「神のことば」と宣教——

金やすみ

序章

本論文は、日本の戦後福音派教会の一つの源流となったジョン・M・L・ヤング（1912－1994）とその父ルーサー・ヤング（1875－1950）の神社参拝拒否の神学についての研究をまとめた修士論文「ジョン・M・L・ヤングと父ルーサー・ヤング～戦中と戦後の在日宣教師に見る神社参拝拒否とは～」を、「聖書信仰」を軸として整理し短くまとめたものである。「聖書信仰」こそが、違う時代を生きながらもカナダ長老教会の宣教師として日本での宣教活動に従事したルーサー・ヤングとジョン・ヤングの宣教の根底にあったものだからである。

そんな彼らが、それぞれの置かれた時代、置かれた場所において、どのように「神のことば」を理解し、どのように「神のことば」に生き、宣教していたのかについて考察を進める中で、宣教とその方針に関する興味深い共通点と相違点が見えてきた。中でも顕著に違いが現れるのは、神社参拝の問題、教会合同を巡るエキュメニカルの問題への対応である。本論文では、これらの問題を彼らの宣教の根底にある「神のことば」というキーワードを軸に考察していく。このことを通して本論文が目指すのは、ヤング親子の姿を通して「聖書信仰」とは何であるのか、真に神のことばに生きるとはどういうことかを考察することで、現代日本における聖書信仰と福音主義を問い直し、今日的課題を探ることである。

1章 ルーサー・ヤングの信仰

ルーサー・ヤングは、その生涯を朝鮮と日本における朝鮮人宣教に捧げた人物で、朝鮮名を「榮在馨」^(ヨンジェヒョン)という。

1906年にカナダ長老教会の宣教師として朝鮮咸鏡南道の咸興に赴任し、20年にわたり宣教に従事した後、カナダ長老教会の合同問題を経て1929年に来日。在日朝鮮人宣教の職務を一任されたルーサー・ヤングは日本全国を駆け巡り精力的に宣教を行い、当時別々に在日朝鮮人宣教をしていた各教派をまとめた超教派的性格を持つ在日本朝鮮基督教会（現在の在日大韓基督教会）を設立した。その後、時局が厳しくなる中で宣教を続けようと模索し、日本基督教連盟への合流と脱退、日本基督教会への合同にも関わるが、カナダへの引き上げ指示を受けて1940年12月に帰国する。終戦後、日本側からの強い要望により1949年に再び来日するも、翌年75歳でこの世での生涯を終えた。

このように朝鮮人宣教に生涯を捧げたルーサー・ヤングが宣教において最も大切にしたのが「神のことば」であるという。この章では、実際に彼が置かれた時代と場所でどのように「神のことば」を理解し、「神のことば」に生き、「神のことば」を宣教していたのか、いくつかの侧面から考察していく。

（1）神学的背景

敬虔な信仰を持つ両親の下で育ち、厳格な長老主義と聖書に深く根差した聖書信仰の持ち主であったと言われるルーサー・ヤングの信仰に大きな影響を与えたのは神学校時代である。ルーサー・ヤングは長老教会の神学校であるパインヒル（Pine Hill）神学校を卒業した。この神学校は元々堅い福音主義に立つ神学校であったが、高等批評の出現により次第にヨー

ロッパの神学、特にドイツの神学校に近い立場になっていく。現在はエキュメニカルを推進する神学校として知られているが、ルーサー・ヤングは神学校が大きく変わり始めた時代、まさに「伝統」と「革新」の狭間に置かれ、自身の神学的立場を模索する日々を過ごしたのであった。

こうした校内にリベラリズムの影響が色濃くなる中でも、ルーサー・ヤングの伝記を記したロバート・K・アンダーソンによるとルーサー・ヤングは、本文批評的視点は持ちつつも、保守的な信仰の背景と、彼自身の明確な回心と献身の経験によって「福音主義信仰」と「根本主義者」としての立場から離れるることはなかったという。⁽²⁾ 聖書観に関しても、聖書を寓話的ではなく神のことばとして純粹に読む信仰を持っており、彼の保守的な聖書観は教会観にも影響を及ぼすようになる。それは、まさしく宗教改革者ルターとカルヴァンに見られる信仰である。ルターは、1530年に出版されたアウグスブルク信仰告白で、教会の真のしるしが、①福音が混ぜ物なしに純粹に説教されること、②聖礼典が福音に従って正しく執行されることにあるとした。⁽³⁾ そして、純粹な説教と正しい聖礼典の執行によって啓示された神のことばに聞き従う者の群れ、それがルターの考える教会であった。⁽⁴⁾ カルヴァンはこのルターの教会観に「聽従」を加える。福音が正しく語られ、正しく聴かれる、そこに真の教会のしるしがあるとした。こうして福音の純粹を強調したルター、そしてカルヴァンの信仰を、ルーサー・ヤングも受け継いだ。神の福音の啓示である聖書が人間に都合よく曲げられて解釈されるのではなく、神のことばを純粹に教えることを求めた。真の教会のしるしである神のことばがまっすぐに正しく語られることこそが彼の搖るがぬ福音主義神学の根底にあったと言える。

この信仰は、彼が育った厳格な長老主義信仰の背景に加えて、学校が次

1979), 11.

(2) Ibid.

(3) 「アウグスブルク信仰告白第七条教会について」（信条集専門委員会訳『一致信条書』聖文舎、1982年、38頁）

(4) 「アウグスブルク信仰告白弁証」（同上、240－241頁）

(1) Robert K. Anderson, *MY DEAR REDEEMER'S PRAISE: The Life of LUTHER LISGAR YOUNG D.D. Sometime Missionary in Korea and Japan* (Hantsport, N.S.: Lancelot Press,

第に欧州から流れてくるリベラリズムに侵されていく闘いの中で確立されていったものと言える。ルーサー・ヤングが生涯かけて貫いた厳格な長老主義の信仰は、自身の信仰的立場を明確にすることを迫られた時代状況の賜物であったとも言える。その後の歩みもまた神学的闘いの連続であったが、ここで築かれた「聖書のみ」の信仰こそ、彼の宣教師としての歩みを一貫性のあるものとして大きく決定づけた。

(2) 宣教に見る信仰

「聖書のみ」の信仰に立つルーサー・ヤングが宣教で最も重視したのは聖書を教えることだった。⁽⁵⁾ 彼が在日朝鮮人宣教で聖書を教えることを第一としたことは『基督申報』に掲載された報告から伺える。彼は行く先々で家庭を訪問して聖書を教えた。日本という異国之地で今日を生きることに必死だった彼らに、生きるための本当の指針を聖書から教えた。

それは朝鮮宣教でも同じであった。宣教の一環として運営していた学校でルーサー・ヤングは旧約聖書以外にも、地理学や数学、中国と朝鮮の歴史、衛生学等を教えていた。しかし、次第に学校に対する日本政府の圧力と規制とが強まり、このままでは聖書を教えることができなくなってしまう時代状況の中で、彼は教会の最も基本的な使命に立ち返る。

What really is necessary and most urgent, in the way of instruction, is strait Bible teaching....The Church's business, as I see it today in Korea, is to preach the WORD.⁽⁷⁾

(5) 『基督申報』基督申報社、1930年2月19日

(6) 『基督申報』とは、朝鮮耶蘇教書会が1915年12月8日に長老派の「耶蘇教会報」とメソジスト教会の「キリスト会報」を合同し新しく創刊したキリスト教週刊新聞であり、戦時体制が本格化した1937年に廃刊されるまで、1920-30年代の韓国キリスト教の状況が多く盛り込まれている。その中で、1930年に1年間「外地にある朝鮮教会」というテーマで、日本や満州、シベリアなどに住む朝鮮人に対する宣教の様子が連載されており、ルーサー・ヤング（榮在馨）の名前で在日朝鮮人の宣教の様子も報告されている。

ルーサー・ヤングはここで教会の最も基本的な使命として「聖書を真っ直ぐに教えること」を挙げ、その緊急性を訴える。特に朝鮮の教会の現状を見る時、世俗教育に時間とお金を浪費するよりも「聖書を真っ直ぐに教えること」に専念すべきと考えたのである。⁽⁸⁾ これは宗教改革の教会と国家観に通じる。カルヴァンはルターの教会と国家観を踏み込んで考える。ルターは国家からの教会の靈的な独立を主張したが、カルヴァンは両者が完全に独立しながらも主の栄光のために有機的に関係し合うべきと考えた。⁽⁹⁾ ここで言う教会の役割とは、教会に委ねられた「靈的な剣」である「神のことば」を世俗の権力に助言し、警告することを意味する。ルーサー・ヤングはこのカルヴァンの思想を実践する。國家が自分の領域を超えて教会の領域を脅かす危機の時代、ルーサー・ヤングは「神のことば」を語り続け、教会の最も基本的な使命である「神のことば」を教えることに専念した。どんな危機の時代にも主のみこころを行って生きる人材を育成することに全力を注ぐことが、自分たちの宣教師のつとめだと考えた。

(3) 合同問題を通して見えてくる信仰

—— エキュメニカルへの見解

ルーサー・ヤングは、その生涯において4度の異なるエキュメニカルな「合同」を経験した。1度目の合同は、1925年にカナダで行われた長老教会、メソジスト教会、会衆教会の3教派が合同して成立した「カナダ合同教会 (United Church in Canada)」の設立であり、その目的は① 教職者数の確保、② 国家統一のための「一つの大きな国民教会」の形成、③ 異的・

(7) Anderson, *MY REDEEMER'S PRAISE*, 77.

(8) Ibid.

(9) D. ナウタ『カルヴァンと政治 (抄訳)』登家勝也訳、日本基督教会靖国神社問題特別委員会、1985年、64、68、70頁

(10) 内田政秀「カナダ合同教会の成立」(『神学研究』13、関西学院大学神学研究会、1964年、121頁)

外面的・組織的な「神の民の一致」の達成であり、宣教・ナショナリズム・神学の問題などが複雑に絡み合っていた。⁽¹¹⁾ 2度目の合同は、ルーサー・ヤングを責任者とした在日朝鮮人宣教の一元化を目的とする超教派の在日本朝鮮基督教会の設立である。これはカナダ長老教会海外宣教部と朝鮮イエス教連合公議会の要請によってなされたものであったが、当時独立して宣教していた各教派が違いを乗り越えて「在日朝鮮人宣教」という一つの目的の下で協力し合う、「真のキリスト者の自由の原則と信仰にもとづく力強い伝道団体に発展すること」を目指しており、実際にその目的は達成された。その後、3度目の合同として在日本朝鮮基督教会の日本基督教連盟への加入、4度目の合同として朝鮮基督教会の日本基督教会との合同が挙げられるが、そのどちらも日本の植民地化政策、皇民化政策が推し進められ日本政府による国内での宣教活動への締め付けが厳しくなる中で宣教を続けていくために辿り着いた道であった。このことを見る時、在日本朝鮮基督教会は、ルーサー・ヤングが経験した中で、純粹な「宣教」という目的のために自発的になされた唯一の合同であり、彼の在日朝鮮人宣教の働きの大部分を占めていた。

これら他教派との宣教協力を目的とした4度の合同は、必然的にエキュメニカルな性質を孕む以上、常に「宣教」のために「信仰」が脅かされる危険性と隣り合わせであり、保守的な福音主義信仰に立つルーサー・ヤングはその度に苦渋の選択を迫られた。その中で常に問われ続けた「信仰」か「宣教」かという問い合わせに対して、彼は常に聖書信仰に立つことを選び取っただけでなく、信仰を侵さない範囲で、最後まで朝鮮人の救いのために出来ることがあれば惜しまず何でも行った。

例えば、国家統一の手段として3教派の立場を折衷し融合させただけの「信条のない教会 a creedless church」⁽¹²⁾ となったカナダ合同教会には、信仰を守るために加わらなかつたけれども、朝鮮人宣教のために合同以前から朝鮮というフィールドで協力し宣教を進めてきた他教派の宣教師と「協力」

(11) 同上

(12) 同上、135 頁

できる道を最後まで探っていた。

また、在日本朝鮮基督教会設立の際は、深い痛みと分裂を生んだカナダ合同教会の経験を通して、宣教のために信仰を妥協するところからは眞の宣教は生まれないことを知ったルーサー・ヤングは、自身が厳格な長老主義信仰者であり本部からも「総体として長老教会であるべき」との要請があつたにも関わらず、在日本朝鮮基督教会が長老教会であることを決して強要しなかった。むしろ、どの教団教派からも独立した教団となることを尊重したルーサー・ヤングは、教会憲法を作成するにあたりこう語る。

この憲法を制定するに際して、他のどの教派の憲法とも合致させるような努力は、ほとんど払われなかった。全ての代表が感じたことは、ここで諸条件と合い、しかも聖書にふさわしい憲法の素案こそが、求められているということである。⁽¹⁴⁾

実際に在日本朝鮮基督教会は、憲法の内容は勿論のこと、教会の事務機関や役員の名称を選定する際にも可能な限り聖書の言葉を使用した新たな教会憲法を作成して宣教協力の基盤を確立した。⁽¹⁵⁾ その結果、在日朝鮮人宣教の教勢は一気に伸びている。

その後なされたプロテスタント諸派の連携強化を図ることを目的に設立された日本キリスト教連盟への合流は、次第に規制と監視が厳しくなる状況下で宣教を続けていくための究極の選択であった。日本基督教連盟にはリベラルな教会も加入してはいたものの、拘束力の少ない緩やかな連合体であり加盟後も自立した運営ができたことや、非国民の嫌疑を払拭し複雑化する法律への助言を得られること、日本基督教会との合同も、信条や教会政治、宣教協力の基本問題に関して対立するところがなかったことを考えると、信仰の妥協のない範囲でなし得た宣教のための選択であった。

(13) Anderson, MY REDEEMER'S PRAISE, 184.

(14) Ibid., 186.

(15) Ibid.

実際に、日本基督教連盟の総会の場で、「臣民」にだけ強要されていた宮城遙拝が宣教師にまで求められた際には、信仰の領域を侵すものであるとして脱退を決意する。それまでは、日本基督教連盟に所属しながら政府の圧力に屈したキリスト者を説得し続けることが神の栄光をあらわすと考えていたが、時局が変わり、継続して所属する以上は自分たちも神社参拝と宮城遙拝をせざるを得ないということがはっきりした時、神のことばに従って偶像崇拜をせずにここで脱退することが彼らと自分たちと神の栄光のためになると考えたのである。

宗教団体法成立を前にした日本基督教会との合同に関しては、エキュメニカルの合同の時とは違い、長老教会の流れを汲む同じ信条の教会との合同は相互に益をもたらすものであるとの一致した見解が宣教師の間にはあった。一方で、ルーサー・ヤングは、日本基督教会と合同すれば再び神社参拝や宮城遙拝の問題に直面する懸念があり、加えて今回の合同が朝鮮基督教会の要求を一切無視した実質的な「併合」であると捉えていた。⁽¹⁶⁾特高資料にはヤングについて「朝鮮人牧師に対しては暗々裡に右合同を断念せしめんと工作せる模様あり、極めて消極的態度に於て其の推移を凝視し居りたり」と報告されていることから、彼が「暗々裡」にでも、できるだけ朝鮮基督教会の信仰を守ろうと戦っていたことは読み取れる。⁽¹⁷⁾実際に「合同は無意味なるが、只現状の儘進むことは困難なるを以て緊密なる協調を図る」として「全面的合同」ではなく「協調」を訴えていたが、その時にはすでに政府からの圧力によって朝鮮人牧師の間では合同への方向性が定まっていた。そのため、朝鮮人指導者たちの立場を考えて譲歩し、最終的に合同に賛成せざるを得なかった。彼は軍の報告書や特高資料に「排日並に朝鮮独立運動鼓舞」⁽¹⁸⁾の感染力のある要注意人物として度々登場

(16) 李清一『在日大韓基督教会宣教 100 年史 1908 ~ 2008』かんよう出版、2015 年、132 頁

(17) 同上、344 頁

(18) 同志社大学人文科学研究所／キリスト教社会問題研究所編『戦時下のキリスト教運動 1 - 特高資料による』新教出版社、1972 年、342 頁

しており、1940 年度版の特攻資料によると、日本基督教団の成立に「尚一歩を進め」て「全的合同」を遂げ積極的に国策と神社参拝を推進しようと強調する「幹部牧師」に対して、ルーサー・ヤングと「民族意識濃厚なる分子」がこれに反対したことで「一蹴せられたる状況」にあることも報告されている。

当時、国策に協力的でない者や信仰上の理由から神社参拝を拒否する者は「民族意識濃厚なる分子」として迫害されており、その彼らと同等に内鮮融和への抵抗者と見なされてまでも朝鮮基督教会の信仰を守ろうと戦っていた。⁽²⁰⁾ ルーサー・ヤング個人としては、政府からの圧力に屈せず、神のみを神とすることを世に証して宣教師としての使命を果たそうとしたけれども、朝鮮人が抱えている民族としての苦悩とキリスト者としての苦悩、その二重の苦しみもまた知っていたことから、最終的には彼らが苦悩の末に導き出した選択を受け入れるしかなかった。その結果、朝鮮基督教会は事実上解体され、妥協の道を歩むことになってしまった。それでも、最後まで神のみを礼拝することと、朝鮮人の思いを尊重することとに、全力で取り組んだのであった。

このように、4 回の合同問題を通して見えてきたのは、「神を愛し、隣人を愛せよ」との神のことばに聽從することを諦めない宣教の在り方である。これは偶像崇拜の罪を犯したキリスト者への対応を語る中で出てくるルーサー・ヤングの神学であるが、同時に彼の宣教の根底にあるものであった。それがあったからこそ、敬虔な長老主義信仰を持ちながらもエキュメニカルな宣教協力を進めることができた。一歩間違えれば信仰を侵すかもしれない状況の中でも、「神を愛し、隣人を愛せよ」との神のことばが、最後まで隣人を愛するよう突き動かした。彼が教派間の宣教協力に重きを置いたのは、自分の都合ではなく常に宣教の対象である朝鮮人の側に立って物事を考えていたからである。自身の最も大切なアイデンティティとしての「神のことば」をまっすぐに語る姿勢を曲げることなく、朝

(19) 亜米利加局外秘第八〇八號 昭和十一年四月二十三日

(20) 同志社大学人文科学研究所・キリスト教社会問題研究会編、前掲書、340 頁

鮮人のために教派を超えた宣教協力の在り方を模索した。同じ宣教師の仲間の中には他教派の存在や協力を否定する分派主義者もいたが、ルーサー・ヤングは専ら隣人のために最善の形で福音宣教に励むことを望み、信仰に妥協のない範囲でできる限り最善の宣教のあり方を模索した。そして、彼のその思いが在日本朝鮮基督教会を通して実現された。神のことばによって教会を改革した宗教改革者のように、ルーサー・ヤングもまた「神のことばのみ」を忠実に遂行することを通して、それまで独自に活動し相容れなかつた各派が「神のことば」による「真の教会の一致」を達成する改革をもたらした。また、日本基督教連盟からの脱退を通して、それまでは日本基督教連盟に所属しながら政府の圧力に屈したキリスト者を説得し続けることが神の栄光をあらわすことと考えていたが、時局がかなり、継続して所属する以上は自分たちも神社参拝と宮城遙拝をせざるを得ないということがはっきりした時、神のことばに従い偶像崇拜をせずここで脱退することが彼らと自分たちと神の栄光のためになるとを考えた。日本基督教会との合同の際も、最後まで神を愛し隣人を愛するために奮闘した。ロバート・K・アンダーソンは、ルーサー・ヤングの伝記の中で彼が「個人的な目的では動かない人であり、個人的な利益も求めず、彼の全ての努力は、ただ福音宣教のため、同労者のためであった」と語っているように、まさに神と人のために生きたのである。⁽²¹⁾

(4) 神社参拝への見解とその対応

その一方で、外部からの圧力が加わった日本基督教連盟と日本基督教会との合同は、やはり純粹で対等な宣教協力とは言えず、いくつかの問題をはらんでいた。特に、他教派との宣教協力を受け入れられず、合同はどのような種類であれ妥協であると考える宣教師との間に分裂が起こったことは大きな痛手であった。また合同に際して、朝鮮人キリスト者への国民儀礼という名の偶像崇拜の強要があったことや、同化政策に協力する日本

基督教会による実質的な「併合」⁽²²⁾により、朝鮮人としての民族的アイデンティティを捨てた全面的な服従が強要されたこと、戦争協力の姿勢を強めていくこれらの団体の一員であり続ける限り彼らもまたその一端を担うことになってしまったことは、朝鮮人キリスト者に二重三重の苦悩をもたらし、結果的に彼らが信仰者として、朝鮮人として、どちらの意味においても屈辱的な結末を生み出してしまうこととなった。

このような状況の中でも、ルーサー・ヤングは最後まで朝鮮人の苦悩に寄り添い、信仰を励まし続けた。朝鮮人の民族的葛藤に気づかない宣教師が大半である中で、ルーサー・ヤングは、彼らの民族的苦悩に気づいていた。宣教師の教えと、それに従うことを難しくさせる厳しい現実の狭間で板挟みになる朝鮮人の苦悩も知っていた。

そのことが顕著に現れるのは、偶像崇拜の罪を犯したキリスト者への対応の違いである。福音的な宣教師の間では、神社参拝や宮城遙拝は偶像崇拜であるとの見解は概ね一致していた。ルーサー・ヤング個人の宮城遙拝や神社参拝に対する見解もまた明確であり、それらは神道の宗教儀式であり退けるべきとの明確な信仰の指針を打ち出している。キリスト者がこの儀式を行うならば、十戒の第一戒の戒めに背くことになり、まことの神だけを神として信じる「キリスト者」ならば、人間に過ぎない天皇を現人神として礼拝する行為など断じて行うことができないし、「決して行っては

(22) 李、前掲書、132頁

(23) 「この宮城遙拝は神道の教義に深く組み込まれているのですから、キリスト者は決してこれを行ってはならないと、私は個人として考えております。この国に在住する明確な福音信仰を持つ宣教師のほとんどが、同様の見解を持っていることを付け加えさせていただきます」(日本基督教団中部教区愛知西地区靖国神社問題特設委員会編『愛知県下における「朝鮮基督教会」の歩み—戦時下を語る証言に聞く』1998年、213頁)

(24) 「聖書が宣教師たちにこうした参拝を遵守するように語っているとは思えません。私たちにとって、そのようにして頭を下げることは、参拝行為以外の何物でもないととらえられる神道体制の一部に組み込まれることになるのです。」Anderson, *MY REDEEMER'S PRAISE*, 208.

(21) Anderson, *MY REDEEMER'S PRAISE*, 20.

ならない」というのが、ルーサー・ヤングの考えであった。当時、それらを国民儀礼とした日本政府の見解を真っ向から否定し、神に立てられた牧師として、国家から完全に独立している教会として、神のことばである聖書から真偽を自分で判断し、朝鮮人キリスト者たちに対しても同じように教えていた。⁽²⁵⁾

しかし、宣教師の間では偶像崇拜の罪を犯した朝鮮人キリスト者に対する対応が分かれていた。一つが、神社参拝を強制させられた朝鮮人キリスト者とは一切かかわりを持たない立場⁽²⁶⁾、一つが、祈りと訓戒をもって働きかけ寄り添い続ける立場であり、このことは在日宣教部の分裂の決定的な原因となった。前者は宗教的行為を政治的行為と解釈することが神の前で妥協であると主張する立場であり⁽²⁷⁾、後者はルーサー・ヤングの立場である。彼は対立する立場を否定せず、彼らのように撤退する方がはるかに簡単で葛藤も生じないことは確かであると語る一方で、神社参拝を神への背きの罪として認識しながらも、罪を犯した者を非難し見捨てるならば、マタイ22章27－40節「神を愛し、隣人を愛せよ」との二大戒律のうち「隣人を愛せよ」との戒めを破っていると指摘する。そして、それよりも宣教師としてはるかに良い道は、二大戒律のその両方を守る道であると語り、彼

(25) 「神宮神社に対し偶像的見解を以て〔在日本朝鮮基督教会〕教役者を指導して居りたることを十分知悉し相互に同人帰国後もその指導方針を踏襲することを誓約し」とある（明石博隆・松浦総三編『昭和特高弾圧史8－朝鮮人に対する弾圧』下、太平出版社、1976年、32頁）。具体的には、①この世において神とすべきは父・子・聖霊の三位一体の神のみにして他の神は排撃すること、②日本の神宮神社といえども偶像であるため、これを崇拜するのは甚だしい異端行為として三位一体の神の罰を受けるべきであること、③キリストの再臨によって天皇皇族といえども三位一体の神に対する不信の罪を罰せられ撃滅されること、などが教えられており、他の宣教師達もまた同じ見解に立っていた。

(26) Anderson, *MY REDEEMER'S PRAISE*, 208.

(27) 世俗との分離を強調し、共存よりも対決・分離・戦闘の姿勢をとる、当時アメリカで勢いのあったファンダメンタリストに通ずる姿勢であった。（Anderson, *MY REDEEMER'S PRAISE*, 207.）

らを説得するためにも彼らと関係を断絶してはならないと考えた。

朝鮮人キリスト者が神社参拝をしてしまうことは残念であるが、罪なき教会も罪なきクリスチャンもなく、一つの失敗だけで彼らを見捨てて交わりを断つのではなく、彼らに寄り添い、正しい福音を教え、訓戒することこそが神のみこころであること、したがって「彼らと共にこの困難な問題を乗り越えることができるよう祈り続けている」と語り、実際にそれを実行したルーサー・ヤングの行動は、単なる同情心からではなく「神を愛し、隣人を愛せよ」との神の命令に基づく明確な神学に立脚したものであった。「神を愛せよ」との命令に偏り、神のことばに背く人々を断罪し切り捨てる人がいる中で、彼は「隣人を愛せよ」との命令にも注目した。それらが別の戒めではなく、共に一つの命令であることを知っていたルーサー・ヤングは、「神を愛せよ」との命令と同じくらい「隣人を愛せよ」との命令に忠実であろうとしたのである。⁽²⁹⁾

これは、宗教改革者ルターの言う教会のしるし「聖礼典の正しい執行」にあたる務めであり、さらにはルターが戒規を「小破門」として神のことばによって悔い改めをもたらす牧会的な手段としたことに通じる。教会は赦された罪人の集まりであり、罪を犯す罪人を拒否するなら教会に集える人は一人もいない。破門も裁きではなく教育であり訓練であり、教会は、神のことばで罪人を忍耐強く悔い改めに導くことにこそ務めがある。ルーサー・ヤングにとって「隣人を愛すること」とは、単に優しく寄り添うことではなく、神にのみ従うキリスト者となるよう、神のことばをもって正しく教育することであり、それが同時に「神を愛すること」となった。何より彼は神の領域と自分の領域を弁えており、偶像崇拜の罪を犯した人を裁いて見捨てるとは審判者である神の領域で、自分はあくまで罪を犯し

(28) Anderson, *MY REDEEMER'S PRAISE*, 171-172.

(29) 同上、172頁

(30) 「シュマルカルデン条項 破門について」（信条集専門委員会訳『一致信条書前掲書』446頁）⁽³¹⁾

(31) Anderson, *MY REDEEMER'S PRAISE*, 170.

た人を訓戒し、正しい福音を教え、悔い改めさせて、主に立ち返ることを忍耐強く導く務めに力を注いだ。「神のことばをまっすぐに語る」「神のことばをもって教育する」務めを徹底的に果たして、隣人への愛を示し続けた。これはルーサー・ヤングの生涯に一貫した神学である。

(5) これらのことから見出せるルーサーの神学とは

これまで見てきたように、ルーサー・ヤングの神学は、常に信仰の闘いの中で確立してきたものであった。そしてその神学は信仰の実践として明確に現れていることも見えてきた。例えば、ルーサー・ヤングの神学校時代は、ヨーロッパから流れてくるリベラリズムとの葛藤の中で、まさに伝統と革新との間に置かれたながらも、長老主義として確固たる聖書信仰に立つことを選び取った。その後も、4回の合同問題を経験する中で、宣教か信仰かという選択を迫られながらも、ルーサー・ヤングは自身の保守的な福音主義信仰を曲げることはなかった。信仰に妥協しない範囲で出来る最善の宣教をなしてきたのである。そして、その宣教の中心には常に聖書を置いた。宣教の働きでは常に聖書から教えたし、在日本朝鮮基督教会の教会憲法は、聖書のみを唯一の基盤として作成した。超教派であれ、聖書こそが教団の基盤、宣教協力の基盤とされることに最も重きを置いた。それは、ルーサー・ヤングがまさに敬虔な長老主義者としての信仰を持っていたからである。そして、その歩みはまさに「神のことばによる改革の歩み」であったと言っても過言ではない。

そのようなルーサー・ヤングの神学とは、彼のことばを借りて言えば、神のことばを語ることの上に立った「神を愛し、隣人を愛する」神学であったと言えるだろう。それは偶像崇拜の問題において顕著に現れるが、今回の研究を通してルーサー・ヤングの人生を細かく見た時、実はその神学が宣教の初期段階からすでに一貫した行動の中に見受けられることが分かった。カナダ合同教会問題の時、宣教師側の一方的な都合で朝鮮の宣教地が合同教会と長老教会とで分割されると、ルーサー・ヤングはそれに反対した。彼にとってそれは宣教対象である朝鮮人

を無視した決定であったため、朝鮮人のためにも両教会が協力して宣教する道を提案していた。その後の在日朝鮮人宣教においても同じように様々な教派と協力して宣教を進めることを願ったのは、常に朝鮮人の立場に立っていたからであった。そして、彼が「神を愛せよ」との命令に反して神社参拝した朝鮮人を見捨てなかったのも、もう片方の「隣人を愛せよ」との神の命令に留まったからであった。こうした行動の一つ一つが、「神を愛し、人を愛せよ」との命令に基づいており、全てがこの原則に終始していた。そして、この「神を愛し、隣人を愛せよ」との命令への具体的な服従の仕方が、妥協することなく神のことばを語り、教育することであった。

また、ルーサー・ヤングと他の宣教師たちの違う点も見えてきた。宣教師の多くは、日本人の支配下にあって朝鮮人という民族性を捨て日本人になることを強制されることが人権侵害であることを理解できておらず、互いの理解、あるいは日本人から学ぶことによって乗り越えられる壁であると思っていたし、宣教のためにはむしろ乗り越えるべき壁であるとまで言っている。しかしルーサー・ヤングは、朝鮮人キリスト者が抱える二重の苦悩に気付いていた。日本基督教会との合同の際、朝鮮基督教会の信仰を守ろうと戦う一方で、朝鮮人の民族に対する誇りも理解していたからこそ、日本政府からの内鮮融和の圧力に苦しむ朝鮮人指導者たちの苦渋の決断を前に、彼らを非難し断罪することもせずに彼らの決断を尊重した。「神を愛し、人を愛する」という生き方は最後まで貫かれていた。

このように、当時の時代状況にあって果たしたルーサー・ヤングの神学的功績は大きい。彼の神学的功績は、「神を愛し、人を愛する」という神学を、どちらに偏ることもなく、バランスよく扱った点にあろう。そして、そこには宗教改革者から受け継いだ「神のことばのみ」という明確な神学的基盤があったことを忘れてはいけない。ただ曖昧に「神を愛し、隣人を愛する」のではなく、必ず「神のことば」によって「神を愛し、隣人を愛する」ことこそが、ルーサー・ヤングの神学であった。

そして、敬虔なカルヴァン主義者であったルーサー・ヤングにとって

「神を愛し、隣人を愛する」ことは、真の神のことばに従う人を育てる事であったと言える。ルーサー・ヤングは、神を愛するからこそ、人々が神のことばにのみ従うようキリスト者たちに忍耐をもって寄り添い、教え、諭す道を選んだ。偶像崇拜の問題を扱う時、いつの時代にも、神を愛することを強調するがゆえに隣人を愛するという点を放棄する人、一方では、隣人を愛するがゆえに偶像崇拜することを問題ないと教える人、その両極端な立場に分かれる。しかし、ルーサー・ヤングは常に宣教的な視点の中で長老主義の信仰に立ちながら、神と人を愛する両方を可能にする道を模索し続けた。そして、教会のしるしである「神のことばのみ」を教え、神のことばにのみ従う信徒の育成にこそ宣教師の務めがあると信じて、生涯それを実践し通した。それは、ルーサー・ヤングがカルヴァン神学と福音主義の本質をよく理解していたからこそ成し得た宣教のわざであった。だからこそ、宣教協力の形や教派に囚われることなく、しかし本来の長老派のアイデンティティである「聖書のみ」を見失うことなく、超教派的宣教の働きを継続し続けることができたのである。ルーサー・ヤングは、神のことばだけを握っていたため、それ以外のあらゆるものから自由であり、彼の選択や、その生き方はぶれることができなかった。ルーサー・ヤングの生き方には芯があり、筋が通っていた。

2章 ジョン・ヤングの信仰

(1) 信仰の背景

父ルーサー・ヤングが1927年から40年までの13年間、戦前・戦中の日本で在日朝鮮人宣教に従事したのに対して、息子ジョン・ヤングは1948年から戦後の日本で日本人宣教に従事した。戦後福音派教会の一つの源流となったジョン・ヤングは「絶対的聖書主義」の立場から日本の教会の失敗と墮落の歴史を総括し、戦時下の教会が天皇制国体に迎合して神社参拝を受け入れた原因を、「カルヴァン的信仰、すなわち聖書が神のみことばであって『信仰と実践に於ける唯一の誤る事なき指針』であるという信

念」、「カルヴァン主義的な、神のみに対する絶対の忠誠（たとえそれが天皇に背くことを意味しようとも）」、「『真理』と誤謬を歴然と区別する信仰」⁽³²⁾が日本の教会に欠けていたからだとして、日本の教会に反省を促した。そんなジョン・ヤングの生涯は寄留者のようであった。

1912年、カナダ長老教会の宣教師 Luther Lisgar Young と Catherine F. Mair Young を両親に、朝鮮半島の咸興にて生まれた。^{ハムフン}15年間を朝鮮で過ごしたジョン・ヤングは、父ルーサー・ヤングが在日朝鮮人宣教を担った神戸に4年住み、神戸カナディアン・スクールを修了すると、父の故郷カナダのアケイヂア大学で英語学と歴史学を専攻、大学院ではドイツ宗教改革に関する論文で文学修士を取得し、カナダで計6年過ごす。その後2年間は米国フィラデルフィアのウエストミンスター神学校に在籍し、3年次からフェイス神学校に転校して学んだ後、アメリカで按手を受けて宣教師としてハルピンと満州で4年間宣教に従事する。太平洋戦争が勃発すると満州からの撤退を余儀なくされ、終戦までアメリカのウィルクス・バラ神学校の教師また牧師として8年務める。1年ほど南京の靈修神学校で教鞭を取るも、中華人民共和国の成立により撤退を余儀なくされると日本に渡り、18年間宣教師として働いた。その間、四日市教会の開拓、フェイス神学校の同窓生ら7名と独立長老日本伝道会の設立、東京基督神学校の開校、日本聖書基督教協議会（Japan Bible Christian Council）の設立、日本キリスト神学校の開校に関わり、理事長兼教授として弁証学と新約学を教える。妻の死によりアメリカに戻ってカルヴァン神学校でキリスト論の論文で神学修士号を取得し、名誉神学博士号を取得していたカペナント神学校で宣教学とクリスチャン教義の教授を務めた後、再婚した妻と娘と15年ぶりに来日し7年間滞在した。その間、東京で宣教活動に従事しながら世界長老伝道団 World Presbyterian Missions（後のアメリカ長老教会[Presbyterian Church in America]）の日本支部長として働き、PCAの宣教団体 Mission to the World の宣教師を辞任して帰国。1994年脳卒中によ

(32) ジョン・M・L・ヤング『宣教師が観た天皇制とキリスト教』燐葉出版社、2005年、59-60頁

り生涯を終えた。

このように、ジョン・ヤングは、最後まで一つの土地、一つの国に留まることなく、朝鮮・日本・カナダ・アメリカ・ハルピン・満州・南京を渡り歩いた。それは、彼が戦前から戦後にかけて、日本の帝国主義の状況を現実に肌で感じながら生きてきたことを意味する。そして、彼が持つ「キリストの王国」と「日本の帝国主義」という二つの王国の衝突という視点は、彼が間近に見て経験したからこそ生み出された視点であったと言える。そのジョン・ヤングが宣教地として初めに選んだのは、帝国主義の被支配国であった満州であり、日本ではなかった。しかし皮肉なことに、時代の要請によって父ルーサー・ヤングが宣教した日本の地、それもジョン・ヤングの生涯に影響を与え、また彼の親しんできた人々を苦しめてきた加害国日本において、結果的に最も長い期間、宣教の働きをするようになったという事実は、彼の思想を正しく理解するために押さえておく必要がある。

(2) 神学的立場

北米改革長老教会宣教師サミュエル・E・ボイルは、ジョン・ヤングの信仰を、ウエストミンスター信仰告白に現された聖書的神学に立脚し、聖書は正統的かつ無謬、一字一句が啓示に基づく神のことばであり、信仰と行動の唯一完全なる規律であることを堅く信じる戦闘的な伝統的キリスト教の弁護者であると語る。⁽³³⁾ そして、ジョン・ヤングは、神のものである教会が「聖書の言葉」と「教会信条」とに完全に合致した歩みをしなければならないと考えた。⁽³⁴⁾ ここで、聖書の言葉に加えて「教会信条」とあるのは、キリスト者が常に神のことばに立つと共に、常に信仰の告白に生きなければならぬことを意味しているのだろう。父ルーサー・ヤングと同様に保守的な福音主義者であり厳格なカルヴァン主義者であったジョン・ヤングは、神のことばが妥協なく語られ、聽かれ、そして信徒たちが神のことばに徹底して従い抜いて「信仰の純潔」を守ることを第一に考えた。な

ぜなら、神のことばを委ねられた教会が語らなければ世の誰も神のことばを聞くことができず、時が良くとも悪くとも神のことばを語り続けることが教会の存在意義であるからだ。ジョン・ヤングは、神のことばこそが教会の命であり、教会が神のことばを妥協して語る時に命を失うことを知っていたからこそ、神のことばに従うことを徹底した。たとえ国家の命令に背くことになったとしても神のことばのために殉教もいとわない信仰、それこそがジョン・ヤングが考える「信仰の純潔」であった。そして、戦後来日して日本宣教を始めたジョン・ヤングは、この「絶対的聖書主義」の視点から、戦時下の教会が天皇制國体に迎合して神社参拝を受け入れた原因を分析し批判したのであった。⁽³⁵⁾

(3) 神社参拝への見解

絶対的聖書主義に立つジョン・ヤングは、出エジプト記20章4-5節にある十戒の第二戒と、ダニエル記3章に出てくるシャデラク、メシャク、アベデネゴの3人のヘブル人の行動を聖書の根拠として、戦時下の教会が行った拝礼行為を偶像崇拜だと批判する。ダニエル記に登場する3人のヘブル人は、十戒の第二戒で「拝む」と訳されるヘブル語が意味するところを、内面的な信仰心だけに留めずに、実際の行為として拝むことを含めた禁止と捉え、金の像を拝むことを求められても「王よ、ご承知ください。私たちはあなたの神々には仕えず、あなたが建てた金の像を拝むこともしません」と宣言する。⁽³⁶⁾ もし第二戒が形式的な意味での拝むことだけを意味していたのであれば、良心の咎めなく王の命令に従い金の像に拝礼できたであろうが、実際は心が伴わなくともお辞儀すること自体が「象った像」⁽³⁷⁾

(35) ジョン・ヤング、前掲書、14-15頁

(36) 「あなたは自分のために偶像を造ってはならない。上の天にあるものでも、下の地にあるものでも、地の下の水の中にあるものでも、いかなる形をも造ってはならない。それらを拝んではならない。それらに仕えてはならない」(新日本聖書刊行会『聖書新改訳2017』。以下の聖書の引用も同様)

(37) ジョン・ヤング、前掲書、79頁

(38) ダニエル書3章18節

(33) ジョン・ヤング、前掲書、14-15頁

(34) 同上

に対する挙礼行為であり、挙礼行為自体が禁じられていると考える。つまり、ジョン・ヤングは、ダニエル書に裏付けられる第二戒を根拠として、心と行為のどちらかでも含んだ挙礼行為はすなわち偶像崇拜であるとの考えに立ち、戦時下の日本における挙礼行為が、たとえ形式的なものであつたとしても偶像崇拜行為に変わりはないと批判したのであった。

また、神社参拝を巡る問題は、カルヴァンに見られる教会と国家論に基づいて、「キリストの王国」と「日本の帝国主義」という2つの国の衝突という教会と国家の視点で語られている。それによると、まず、「この世の帝国にあっては、靈的なものと世俗的なものは完全に入り混じっている」。そして、問題の本質は、「クリスチヤンは、主が『カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい』（マルコの福音書12章17節）と言われた、その区別を厳格に守らなければならぬ」⁽³⁹⁾にも関わらず、教会はこの世のものと神のものとを峻別できずに「神のみに属するものをカイザルに献上した」⁽⁴⁰⁾ことにあると言う。教会の領域を侵害して、教会に神のことばを曲げて天皇崇拜するよう強制してくる国家に対し、本来ならダニエルのように「権力への不服従」をもって神に栄光を帰すべきなのだが、教会は抵抗することなく、むしろ屈従して積極的に戦争に協力し、海外の教会に赴いてまで神社参拝の強制に加担した。その背景には、神のことばを権威あるものと認めない自由主義神学が入ってきたことがある。その影響により、神のことばである聖書が「信仰と実践における唯一」絶対の基準でなくなってしまい、教会は神に属するものとこの世に属するものとを峻別するための確固たる神学を失ってしまった。その結果、教会は時代に流されて「キリスト教信仰」と「国家神道」を融合させる道を選択する。しかし、「キリスト教と神の教会を救おうと、信仰の純潔を汚し、国家の要求を受け入れたことが、かえって教会を甚だしく弱体化させ、その生命をほとんど消し去⁽⁴¹⁾り、教会の換骨奪胎と破滅をもたらすこととなつた。

(39) ジョン・ヤング、前掲書、24頁

(40) ジョン・ヤング、前掲書、6頁

(41) ジョン・ヤング、前掲書、25頁

自由主義神学は天皇制が孕む偶像性までを見抜けなくしたために、教会が偶像崇拜の罪を犯してしまったと言うのである。このように、ジョン・ヤングが、日本の教会が天皇制国家に抗えなかった根本的な原因を、自由主義神学に見出している点はとても興味深い。

（4）偶像崇拜の罪を犯した人への対応

戦後、依然として戦時下の罪を悔い改めることをしない日本基督教団などに対する宣教師らの対応は分かれたが、ジョン・ヤングは「かの悪臭の染みついた衣服をまとうものはそれを雪ぎ淨めるべしと主張し、過去との訣別を当事者に要求する立場」⁽⁴²⁾を取り「教団や日本基督教協議会との協力を拒否し、信者たちにそれらの団体の不信仰と手を切るようにと促した」。⁽⁴³⁾ 罪を悔い改めない教団との関係を断つという彼の判断は、一見厳しく極端で、他教派との協力を一切排除する分離主義者のようにも思える。しかし、実は、それは宗教改革者ルターとカルヴァンの「神のことばによって人々を教育し、訓戒し、戒め、悔い改めをもたらす」という教会の務めに関する理解を踏襲した、教会的で宣教的な判断であり、その真意は「神のことばによって日本の教会に悔い改めを促す」ことにあった。

ジョン・ヤングは、罪を悔い改めない者と関係を断つことが必ずしも正しいと思っていたわけではない。現に、彼が宣教師の務めとして第一に挙げていることは、神の御心をまずは愛情をもって優しく説明することであ

(42) 戦後も宣教団体が、依然として悔い改めを公にしていない日本の教会の状況を前にして、日本の教会に対する態度は3つの立場に分かれたという。「第一は、この地に寄留する立場にある以上、いやおうなくその悪臭を受け容れざるを得ずと観念して、黙して何も語らないという態度」「第二は、かの悪臭の染みついた衣服をまとうものはそれを雪ぎ淨めるべしと主張し、過去との訣別を当事者に要求する立場」「第三は、過去の悪臭はこの地からは一掃されたものと考え、新天地に乗り出す自分たちには関わりが無いと考える態度」であり、ジョン・ヤングは第二の立場をとった。（ジョン・ヤング、前掲書、177頁）

(43) 同上

(44) 同上、179頁

る。しかし、神のことばをもって寄り添い、愛情をもって優しく教えるだけでは悔い改めはなされない。教会はいつまで経っても堕落したままである。そうした限界を見た時、日本人であるがゆえに気付くことが難しい「罪」を、外国人であり且つ聖書信仰に立つからこそ「罪」だと認識できる者として、ジョン・ヤングは日本の教会の罪を曖昧にしない。その罪と向き合い、闘う選択をした。そのために、ただ彼らの罪を言葉によって指摘するだけではなく、未だ罪を認めず悔い改めないそれらの諸団体との関係を断つ強硬手段に出たのである。

また、「土着イデオロギーや異教的宗教行為」との妥協をもたらした自由主義神学の影響に対する反省と危機感から、保守的な福音主義信仰に立つ宣教団として日本聖書主義キリスト者協議会（以下JBCC）⁽⁴⁵⁾を結成し、文書活動を活発に行った。そして、日本宣教の第一の目標として、神だけに忠誠を尽くして教会を妥協から守る「戦うタイプ」のキリスト者を養成することを掲げて東京基督神学校を設立した。⁽⁴⁶⁾依然として「二つの帝国」が衝突を続ける時代にあって、「キリストの帝国」に属する者として、真理を見極め、死に至るまで神のことばを妥協なく正しく語ることを通して、「カイザルの帝国」であるこの世に対する教会の責任を果たすことができる信仰者を養成することを目指した。このようにして、ジョン・ヤングは、神のことばが失われた教会に神のことばを回復し、神のことばによって日本の教会に悔い改めと真の変革をもたらすことに宣教師生命をかけたのであった。

（5）エキュメニカルに関する見解

保守的な福音主義者であったジョン・ヤングは、戦後のエキュメニカルの動きに敏感であった。戦後、宣教のために福音主義者と自由主義者が伝道活動で協力する動きが出てくる中で、「基督教会統一の問題」⁽⁴⁷⁾が表面化

したとして、福音主義者の取るべき立場を明確に示しながらエキュメニカルな運動への批判を行っている。

彼が福音主義者と自由主義者とのエキュメニカルな宣教協力に断固反対する聖書的根拠として挙げるのは、ガラテヤ1章7—9節とヨハネの手紙第二9—11節である。⁽⁴⁸⁾「もし私たちがあなたがたに宣べ伝えた福音に反することを、福音として宣べ伝えるなら、そのような者はのろわれるべきです」（ガラテヤ1:8）とあるように、「福音の曲解者と伝道において、協力、共同することを禁じている聖霊の命令の明確さをよく考えて見るならば」、⁽⁴⁹⁾自由主義者との宣教協力は全て呪われた「悪しき行為の参与者」となる「悪しき協同」と言える。従って、福音の曲解者とのエキュメニカルな宣教協力はどれ一つとして正当化されてはいけないという基準に基づいて、他教派との宣教協力を考えた。

従って、エキュメニカルな宣教を展開する際に最も問われるべきことは、協同しようとする者同士の間に共通の基盤があるか否かであった。そして、教会合同に関しては、戦時下の日本の教会の姿を通して、共通の基盤を持てない教会間の合同により教会の本質が歪められ罪を犯した世代を目の当たりにしたことから、神学が違う教会間の合同は教会を脆弱化さ

(48) 「ほかの福音といっても、もう一つ別に福音があるわけではありません。あなたがたを動搖させて、キリストの福音を変えてしまおうとする者たちがいるだけです。しかし、私たちであれ、天の御使いであれ、もし私たちがあなたがたに宣べ伝えた福音に反することを、福音として宣べ伝えるなら、そのような者はのろわれるべきです。私たちが以前にも言ったように、今もう一度、私は言います。もしだれかが、あなたがたが受けた福音に反する福音をあなたがたに宣べ伝えているなら、そのような者はのろわれるべきです」

(49) 「だれでも、「先を行って」キリストの教えにとどまらない者は、神を持っていません。その教えにとどまる者こそ、御父も御子も持っています。あなたがたのところに来る人で、この教えを携えていない者は、家に受け入れてはいけません。あいさつのことばをかけてもいけません。そういう人にあいさつすれば、その悪い行ないをともにすることになります」

(50) ジョン・M・L・ヤング「編集室だより」3頁

せかねないため否定的であった。一方で、宣教のための協同に関しては、完全な合同の時とは違い、「聖書を『無謬の神の言』と信じている人々の間では、大体意見の一致を見ている」として、多少の神学的理解の幅はあったとしても、彼が最も大事にしていた聖書信仰において一致できる教会との宣教協力は可能であり、むしろ積極的になしていくべきであると考えていた。

しかし、前に述べたように、宣教の共通基盤がない自由主義者との宣教協力は不可能と考えた。聖書に絶対的権威を認める福音主義者の伝えるものが「神のことば」であるなら、それを認めない自由主義者が伝えるものは「人間の言葉」であり、宣教のための共通基盤を持ち得ない両者の宣教協力は妥協の上にしか成り立たない。自由主義者は、両者の溝を埋めるための共通基盤として、「聖書」ではなく「聖書に現れた生ける神の子イエス・キリスト」を提唱したが、「キリストとはなにか」と問う時、聖書理解が問われる結果となり、両者が共通した聖書理解を持たない限りは埋まることのない溝であることが明らかになった。⁽⁵²⁾

だからこそ、ジョン・ヤングは、「基督教信仰の本質的な要素と基督教という言葉を冠せられることからまさしく除外されねばならないもの間に、分割線を宣言し、このような招待を勇敢に拒絶」⁽⁵³⁾せよと語った。なぜなら、明確な分割線を引くことが彼らに対する戒めとなるからである。「分割」とは、それ自体が目的なわけでも彼らを切り捨てるという意味でもなく、分割の先にある「一致」こそがその目的であった。決して埋まらない両者間の溝を埋める努力をするのではなく、彼らが偽りの福音を語り「最終的な破滅」へと向かわせないために、溝の向こう側からこちら側へと、彼らが居場所を転換するために、彼らの誤りを指摘し、真理を語り続ける努力をすることに心血を注いだ。その姿勢は、ジョン・ヤングが分離主義者ではなく宣教者であったことを証する。彼は、未信者だけではな

く、聖書の真理に立っていない自由主義者たちもまた、誤謬を認めて聖書を神のことばと信じ、真の一一致に導かれることを願う、眞の「宣教者」であった。だからこそ、神のことばこそが宣教の基盤となることを曲げることはできなかった。それは、神のことばに表された真理が、人を造り変えて生かすことを確信していたからである。こうして、ジョン・ヤングが引いた「分割線」は、決して彼らを破滅へと導く「分割線」ではなく、彼らを最終的に救いへと導くための戒めとしての「分離線」だったのである。

3章 ルーサー・ヤングとジョン・ヤングに見る聖書信仰

ここまで、戦前・戦中の在日朝鮮人宣教に従事したルーサー・ヤングと戦後の日本人宣教に従事したジョン・ヤングの共通点と相違点が見えてきた。彼らは、時代や宣教対象は違っても、保守的な聖書信仰を持つ宣教師として「神のことばのみ」という共通の基盤に立ちながら、教会合同問題やエキュメニカル問題、神社参拝の問題など共通した課題に精一杯取り組んできた親子であった。

共通点としては、教会合同問題とエキュメニカルの問題においては「神のことばこそが教会合同の基盤になければならない」という考えに立っていた点である。4回の教会合同を経験した父ルーサー・ヤングは、教会合同問題を考える時、いつもその中心に必ず「神のことば」を置いた。神のことばと神学を妥協したがゆえに脆弱化してしまったカナダ合同教会には加わらなかつたし、超教派ではあったけれども宣教のために「神のことば」だけが教会の礎となる在日本朝鮮基督教会の設立には尽力した。日本基督教連盟には自由主義者も加盟していたけれども、拘束力の少ない緩やかな連合体であったことから教会存続のため加盟した。彼は、超教派の宣教協力を頭ごなしに否定するのではなく、「神のことば」という明確な指針を持っていましたからこそ、物事の本質を見極めることができたし、指針に妥協しない範囲でできる最大限の宣教の働きを自由に行うことができた。この点に関しては、ジョン・ヤングもまた同じ考えに立っており、「神の

(51) 同上、2頁

(52) 同上、2頁

(53) 同上、3-4頁

ことば」に共通基盤を持つことのできる超教派の宣教協力は積極的に行うべきであると述べる。

一方で、自由主義者と福音主義者の宣教協力は不可能であると明言している点は、ジョン・ヤング特有の見解であった。それは、戦時下に政府の圧力によって、神学を問わず全プロテスタント教会が簡易信条すらないエキュメニカルな日本基督教団に合同することで教会の本質が歪められた結果、偶像崇拜と戦争協力という重大な罪を犯しただけでなく、戦後も依然として反省の色を見せないキリスト者たちを間近に見たからこそその主張であった。それは、彼が極端な分離主義者だったことを意味しない。純粹に歴史から学ぶ信仰者としての自然な姿である。戦後の時代に遣わされた者として、信仰と行動の唯一完全な規範である神のことばを失った教会の悲惨な姿を通して神学の違う教会展土の合同が生み出す問題を知ったジョン・ヤングはもはや楽観的ではいられなかった。同じ失敗を繰り返さないために、決して神のことばを失ってはいけないこと、そして歴史の反省を生きることこそが次世代を生きる者の使命であることを、神のことばへの徹底した姿から日本の教会に示したのであった。

また、ルーサー・ヤングとジョン・ヤングとの大きな相違点は、偶像崇拜の罪を犯した者への対応の違いである。ルーサー・ヤングは「神を愛し、隣人を愛せよ」との神のことばに忠実に歩み、圧力に屈し偶像崇拜をした朝鮮人を見捨てることなく、彼らと共にあり苦しみに寄り添いながら、忍耐深く神のことばを語り訓戒し続け、神のことばに徹底的に服従することから得られる真の慰めを語り続けた。罪を犯した人との関係を断つことを否定はしなかったけれども、「今」この時、二重の苦しみの内にいる朝鮮人たちが罪を悔い改めて神に立ち返るために必要なことは、苦しみの中にいる彼らを冷たく見捨てることではないと判断した。だから「教会は罪人の集まりである」という根本に立ち返り、過ちを犯した朝鮮人キリスト者たちに唯一の希望である「神のことば」をもって、忍耐強く彼らを悔い改めに導くことを選択した。

一方、ジョン・ヤングが向き合ったのは、終戦後、何年たっても罪を認

めず悔い改めない謙虚さを失った日本人キリスト者であった。日本人であるがゆえに気付くことが難しい日本の教会の罪を曖昧にせずに指摘して悔い改めを促すことが宣教師の務めだと考えたジョン・ヤングは、戦時下の日本の教会の罪を痛烈に非難し、日本基督教団と日本基督教協議会との協力関係を一切排除した。それは、戦後の「今」この時、日本の教会が悔い改めて神に立ち返るために必要なことは、彼らに寄り添い優しく諭し続けることではなくて、彼らの罪を大胆かつ明確に指摘することであると悟ったからであった。本来ならば、教会は委ねられた「神のことば」を国家に語り続けなければいけないにも拘らず、教会が教会たり得ず、むしろ国家に協力し、国家に利用されたことへの反省が、戦後のあらゆる教会の問題に対してジョンを語らせざにはおかなかったのである。そうすることで、彼は、日本人キリスト者が、過去の罪を認め、その反省の上に立って生きる強固な信仰者となることを願ったのである。

このように、ルーサー・ヤングとジョン・ヤングは、自身が置かれた時代状況と委ねられた宣教対象を前に、それぞれが神のことばを「今」に当てはめて神学した。彼らが依って立つところの神学は全く同じであったけれども、「神のことば」を絶対の基準とする聖書信仰に基づいて、置かれた時代と物事の本質を見極め、教会に委ねられている靈的な剣「神のことば」で忍耐強く人々を教育するという宣教師の務めに忠実であろうとした。神のことばが失われ、「教会が多神教的『敵対勢力』の甘言説得に抵抗するのになくてはならぬ『真理』と誤謬を歴然と区別する信仰⁽⁵⁴⁾」が失われた教会に、なんとかして神のことばを取り戻すために、最後まで徹底的に福音を説き続けた。この世の中の真理と誤謬とを見極めることのできる唯一の判断基準である「神のことば」を二度と失わないために、積極的に「福音を説く」ことをしたのである。

(54) ジョン・ヤング、前掲書、59-60 頁

終章 「今」を生きるキリスト者への問いかけ

ヤング親子が向き合った問題は、依然として現代にも通じる重要な問題である。特にエキュメニカルが呼ばれる現代にあって、彼らは「福音主義とは何か」「教会とは何か」「宣教とは何か」を問いかける。同時に、彼らの宣教は私たちが歴史上に生きていることを強く意識させる。神のことばを妥協なく説き続けた宣教の生涯が、歴史の反省に立った、教会が教会であり続けるための歩みであったことを思う時、信仰も教会も宣教も、全ては神のことばの上にあることに気付かされる。私たちがなすべきことは、とてもシンプルなのだ。それは徹底的に神のことばに生きることである。神のことばを妥協なく語り続けることである。常に「今」ここで神が語つておられることが何であるのかを聴き、神の声に従うことは、決して容易ではないことは歴史が物語る。しかし、神のことばを見失った時に、教会が命を失ってしまうこともまた歴史の教訓なのである。だからこそ、どんな時代にあっても教会が決して失ってはいけないもの、それは「神のことば」である。宣教にせよ、教会形成にせよ、どんな時にも、教会が神のことばを手放さずに教会であり続けること、神のことばを妥協なく語り続けること、「神のことば」に立って社会を見ること、教会が国家から靈的に独立した王国として神のことばを語り続けることが、國家の暴走を食い止める最強の「抵抗」となる。何よりも神のことばは福音主義信仰を持つ私たちの全てである。これが、ヤング親子が現代の教会に引き継いだ貴重な遺産ではないだろうか。

「歴史は繰り返す」。⁽⁵⁵⁾だからこそ、同じ過ちを繰り返さないために歴史の反省に立って神のことばで「今」を神学したヤング親子のように、私たちもまた歴史の積み重ねの上に「今」があることを忘れずに、悔い改めた歩みを続けなければならない。歴史を忘れる者に未来はない。しかし、どん

なに悲惨な歴史であっても、誰かがその反省に生きることを願うなら、それは希望の光となる。過去を美化するのではなく、さりとて歴史を過去のものと切り捨てるのではなく、常に歴史を反省する、その反省の積み重ねが新しい未来を切り開く。そして、それをすることが戦後を生きる者の最大の使命だと思う。

神のことばを失ったかつての教会の姿を知った者は、もはや楽観的ではいられない。同じ失敗を繰り返さず、未来を神の御心にかなう良いものとしていくため、絶えず歴史から学び続けることを怠ってはいけない。そうでなければ、歴史は繰り返す。再び同じことが起こった時には、知らなかつたでは済まされない。誰にも惑わされずに、ただ神のことばに立って戦わなければならないのだ。

やはり、歴史の反省を生きることこそが、次世代を生きる者の最大の責任なのである。

この国の将来。クリスチャンなら、それは神のみ手のなかにある、と言うだろう。その通りである。だが、未来を良いものにしていくとする歴史への責任を回避しておいてそう言っていてはならない。神は人間のわざを用いて働かれる。クリスチャンには、そのように用いられることを模索する責任がある。日本におけるキリストの大義のため、そのような人間のわざが大いに求められているのである。神の摂理の下、この国の未来はこのような人間のわざにかかっているのである。⁽⁵⁶⁾

(55) 同上、268 頁

(56) 同上、269 頁

参考文献

(1) 一次資料

- John M. L. Young, *Missions: The Biblical Motivate and Aim*, Pittsburgh, PA: Crown & Covenant Publications, 2007. (“선교의 동기와 목적” 개혁주의신행협회, 1992)
- John M. L. Young, *The Two Empires in Japan*, Pittsburgh, PA: Crown & Covenant Publications, 1961.

亞米利加局外秘第八〇八號 昭和十一年四月二十三日

『基督申報』基督申報社（1915～1937年）

ジョン・M・L・ヤング著、川崎豊訳『宣教師が觀た天皇制とキリスト教』燐葉出版社、2005年

『聖書時報』独立長老日本伝道会、1955–1963年

同志社大学人文科学研究所／キリスト教社会問題研究所編、和田洋一監修『戦時下のキリスト教運動 1－特高資料による』新教出版社、1972年

富坂キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史資料II（1923–1945）』新教出版社、1995年

日本基督教団宣教研究所教団資料編集室『日本基督教団史資料集第二巻第二編 戦時下の日本基督教団（1941–1945年）』日本基督教団出版局、1998年

日本基督教団宣教研究所教団資料編集室編『日本基督教団史資料集第三巻』日本基督教団出版局、1998年

(2) 二次資料

- Robert K. Anderson, *MY DEAR REDEEMER'S PRAISE: The Life of LUTHER LISGAR YOUNG D.D. Some Missionary in Korea and Japan*, Hantsport, N. S.: Lancelot Press, 1979.

D・ナウタ『カルヴァンと政治（抄訳）』登家勝也訳、日本基督教会靖国神社問題特別委員会、1985年

明石博隆・松浦総三編『昭和特高弾圧史 8－朝鮮人に対する弾圧』下、太平出版社、1976年

李清一『在日大韓基督教会宣教100年史 1908～2008』かんよう出版、2015年

下川友也編『東京基督神学校 草創期史』東京基督神学校、2003年

『神学研究』第十三号、関西学院大学神学研究会、1964年

信条集専門委員会訳『一致信条書』聖文舎、1982年

新日本聖書刊行会『聖書 新改訳 2017』いのちのことば社、2017年

【研究ノート】

好善社資料を中心とした国内ハンセン病療養所内 キリスト教会と長島聖書学舎についての一考察⁽¹⁾

阿部伊作

はじめに

2021年は、ハンセン病問題において、「らい予防法」廃止25年「ハンセン病国賠訴訟」勝訴20年目の節目の年であった。国内ハンセン病療養所は、ますます高齢化の時を迎える、入所者・証言者が少なくなっている。人権回復の課題など、記憶の風化をどのようにするか、その記録の収集・保存や継承の重要性が社会で指摘されている。筆者は、アーキビストとして科研費奨励研究採択を受け、療養所内教会資料の保存と活用等についてアンケートまたフィールド調査を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大で、各療養所へ入ることができず、療養所内教会と療養所内保存機関への調査、現物確認、散逸の保護、回復者への聴き取りなどは、別の発表とすることとし、本稿では、現物・教会堂などの保存や活用において、何に目を留め、次の世代に何を継承すべきかなどの質的な事柄について触れることとする。特にハンセン病療養所（以下療養所）内キリスト教会と支援団体好善社に焦点をおき、それらの関わりから本質的な問いかけを明らかにするものである。全体は6章で構成される。第1章で先行研究を整

(1) 本稿では、資料引用などでの病名の表記はそれぞれの時代で使用された「癩」「らい病」などとし、患者の場合は文脈により「回復者」「患者」「ハンセン病患者」等の用語で表記した。

(2) 朝日新聞夕刊「ハンセン病人権侵害の教訓風化させない」2021年9月9日東京4版、1面

(3) 本研究はJSPS科研費JP20H00687の助成を受けた研究の一部を基にしている。

理し、第2章で国内療養所とは何か、歴史的経緯と社会的背景について、3章で療養所内教会について、4章で支援団体好善社について、5章で療養所内キリスト者の活動について、6章で療養所内外の人々の交流とその意義について述べ、最後にまとめを記す。

この研究のきっかけは、日本キリスト教史関係図書にハンセン病療養所教会の記述が少ないと、日本の神学校史の図書に「長島聖書学舎」というハンセン病療養所内に存在した聖書を学ぶ学舎があった事実についての言及がないことによる。ハンセン病回復キリスト者が不在となったらこの歴史の事実はどう残るか（多くの回復者は旧優生保護法下で子どもを残すことが出来なかった）。回復者の本は刊行され、ハンセン病救癒の記録はなされても、回復者キリスト者自身の尊厳をもって生きたその信仰の意味、それに対したキリスト教会の正負の歴史が十分に評価され認識されているか、周辺的な事柄になる危惧があり研究を思い立った。調べる中で、筆者の所属大学の前身校の偕成女子神学校校長であったピアソン女史は、4章で記す好善社の創立者と関わりがあることがわかり身近に覚えた。横浜共立学園では戦後、療養所慰問など長く関わりを持っている。⁽⁴⁾

瀬戸内3療養所では、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等をユネスコ世界文化遺産として登録する運動を推進している。そこでは、負の遺産を通して、人類の抱える様々な偏見・差別の解消に寄与することが目的に掲げられている。⁽⁵⁾

この研究は、アーカイブズ学からの研究であるが、本紀要の主旨、また教会に関わる資料を扱うため、キリスト教的文脈からのアプローチを行う。コロナウイルス発生以後の世界を覆う制限ある生活で、感染病が世界

を変えた歴史の再認識がなされ、感染症と人間との関わりの重要性が見直されている。単純な比較はできないが、元患者の病と隔離の経験は、人類にとって普遍的な課題を提示していると考える。既に、医療、福祉などの分野では、同病または隔離については、人類の生存、社会における衛生また苦悩について重要な事柄として扱われ始めている。廣川和花は、その著作で、ハンセン病問題は、療養所に生きた人々だけの類い稀なる経験であるのではなく、「病の経験」として捉え直さなければならない」と述べている⁽⁶⁾。誤った隔離政策で長い隔離生活を強いられた入所者の病からの経験から、いのちの尊厳について私たちは何を継承し次の未来に教訓として伝えられるか考察できれば幸いである。

1章 先行研究について

ハンセン病またはハンセン病問題の研究は、1990年以降、らい予防法廃止、国家賠償請求訴訟勝訴などを通じて社会的関心が高まり、さまざまな分野での研究が蓄積されてきた。その流れは、まず「救癒の歴史」、そして「隔離政策」の批判的検証がなされ、加害者VS被害者の二項対立の枠組みで事実究明の調査や研究が先行してきた。藤野豊は1993⁽⁷⁾などを通じて隔離政策の問題を解明し、優性思想と国家主義が絡む差別の実態を明らかにした。その後、より入所者自身の生活史に立脚した、多角・世界的な視点での包括的な研究へと変化してきている。それらの流れとして、蘭由岐子や坂田勝彦、黒坂愛衣などが挙げられる。ハンセン病研究史の動向は、2011年の廣川和花の著作に詳しい⁽⁸⁾。それらは、隔離政策に対してどう

(6) 廣川和花「まとめ」『近代日本のハンセン病問題と地域社会』大阪大学出版会
2011年、303頁

(7) 藤野豊『日本ファシズムと医療』岩波書店、1993年

(8) 代表的なものに蘭由岐子『「病の経験を聞き取る」——ハンセン病患者のライフヒストリー』皓星社、2004年がある。

(9) 廣川和花「ハンセン病史研究の現在」『近代日本のハンセン病問題と地域社会

(4) 救籠献金『横浜共立学園120年の歩み』1991年、343頁、青山静子『近代日本(1868-1941)におけるハンセン病対策と3人の来日女性宣教師のハンセン病者救済活動』金城学院大学大学院博士論文、2014年、125頁

(5) ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会 2020年次報告書2頁、井出明『悲劇の世界遺産——ダークツーリズムから見た世界』文春新書、2021年、97-98頁

うだったか（という指標）の観点で見落とされてきたものを受け止め直す、改めてハンセン病問題の総体を考察する働きと考えられる。

ハンセン病問題が抱える諸問題は複雑である。人権侵害、偏見差別の解消と再発防止、元患者の名誉回復とともに、入所者のみに視点が当たる場合、隔離政策の問題が道徳的な理解に対する倫理的批判にとどまり、国の責任に覆いがかかり不明確となりうる。そのため包括的研究の目的が、改めて問われていると言える。多面的議論の必要性と共に、国家が行った誤った政策に覆いがかかるないよう正しい視点を明確にしていくことは留意せねばならないと考える。

森修一は、ハンセン病問題の構図理解、公衆衛生政策、医療、救済事業、⁽¹⁰⁾隔離政策の視点が重要であると指摘し、時系列的変遷の理解として、特効薬の出現の前と後で分けて難治と可治の時代区分、日本と世界の対策の乖離、⁽¹¹⁾国家の公共政策、関係者（ステークホルダー）の関係性、医療、歴史学、社会学などをまたぐ重層的構造の俯瞰的理解の重要性を指摘している。安陪愛は、ハンセン病問題の複雑さについて、歴史の長さと移り変わり、医学的側面、また係わる人々の裾野の広さなどの相互連関を挙げ、具体例をもとに事実と価値の混同について言及している。⁽¹²⁾

翻って、日本におけるハンセン病とキリスト教の関わりに目を向けると、その歴史においては、多くのキリスト者医療従事者が、ハンセン病療養所医療に関わった。日本における患者への取り組みは、宗教者や特にキリスト者を中心とした活動で始まったといえる。それら、救癒活動（批判

会』2011年、4-12頁

(10) 森修一「ハンセン病アーカイブズに求められるもの—『近現代ハンセン病資料アーカイブズ』の意義と課題」（『日本ハンセン病学会雑誌』86巻2号、2017年、125頁）

(11) 森修一「ハンセン病対策の歴史と現状——日本と世界」（『日本ハンセン病学会雑誌』、87巻2号、2018年、85頁）

(12) 安陪愛「ハンセン病問題におけるデータベース構築に関する研究——ハンセン病問題を次世代へ生かすための模索として」（『先端倫理研究』3号、2008年、79頁）

的、顕彰的）と療養所外からの支援活動の研究蓄積、入所者キリスト者による文芸や芸術など様々な記録が存在する。ここでは、おもに可治時代後の戦後の研究や書籍について触れる。

関わった人物や研究については森幹郎『足跡は消えても——ハンセン病史上のキリスト者たち』（ヨルダン社、1996年）があり、様々な関係者を取り上げている。より総論的なものには杉山博昭『キリスト教ハンセン病救済運動の軌跡』（大学教育出版、2009年）がある。人物、地域、教派など区分わけがなされ、宣教活動、療養所内のキリスト者医療従事者、療養所内教会について全体が整理され、特徴あるキリスト者と地域の活動を詳細に取り上げている。

キリスト者犀川一夫は、医師として患者と接し、療養所の内実を知った人物としてその存在は重要である。犀川は、1944－60年の16年間国立療養所愛生園で勤務したのち、在宅治療を主張し台湾、沖縄で実践した医師であった。光田健輔のもとで勤務した経験をもちながら、隔離政策に反対した存在であり、「らい予防法賠償訴訟」の証言者の一人である。著作に『門は開かれて』（みすず書房、1988年）、『聖書のらい』（新教出版、1994年）、『ハンセン病医療ひとすじ』（岩波書店、1996年）等がある。それらを通して療養所内また入所者の実際を学ぶことができる。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

次に、大学教員また療養所内教会牧師をつとめ、回復者と関わった荒井英子の著作に、『ハンセン病とキリスト教』（岩波書店、1996年）と『弱さを絆に——ハンセン病を学び、がんに生きて』（教文館、2011年）がある。前者で、荒井は、救癒活動を担ったキリスト者の信仰構造に通底する問題を取り上げ、「魂の救いと人間の解放の両面を持つキリスト教がなぜ人権に無感覚になりえたか。「信仰と人権の二元論」こそが、キリスト教救癒

(13) 吉崎一「光田健輔のハンセン病政策の変容に関する考察——林文雄・犀川一夫からの影響の比較分析」（『福山大学教育論叢』5号、2019年、127-148頁）

(14) 『証人調書③「らい予防法賠償訴訟」犀川一夫証言——遅くとも四十年前には「らい予防法」は廃止されるべきであった』ブックレット⑫、皓星社、2001年

史の根本問題であり、その根に「天皇制とキリスト教の問題があるとキリスト教事業を批判的に論考した。後者では、「ハンセン病の歴史と向き合う時、私たちは悲惨と苦難という側面のみで捉えてはならない。単なる『元患者』とか『被害者』というレッテルからではなく、一人の人間として真正面から向き合い、その肉声を聞き、今私たちは何を問われているか」と関わりの視点提示を記した。恵泉女学園大学の荒井英子ゼミや森田進ゼミによって行われた様々な人権教育活動からは以下の実がある。回復者桜井哲夫と当時学生であった金正美との交流からうまれた『しがまっこ溶けた—詩人桜井哲夫との歳月』（日本放送出版協会、2002年）からは、在日の立場からの視点、偽名への共感、込山志保子は詩人志樹逸馬の信仰について同大学誌に発表し⁽¹⁵⁾、『新版志樹逸馬詩集』の略年表に貢献した。⁽¹⁶⁾

キリスト教界の課題としては、キリスト新聞が、2016年11-12月に4回にわけ「灯きえゆくとも『らい予防法』廃止から20年」と題して連載企画し、キリスト教会のハンセン病事業への関わりについて、隔離政策に対して抗う力になれなかった事実、療養所教会キリスト者の尊厳に満ちた存在の記憶をどう残すかなどについて課題を提示した。日本ハンセン病学会宗教部局の浜崎眞美神父は、「社会司牧通信」211号（2020年）で、「救らい」の克服なしには人権尊重の社会は実現しないと、間違いの否定ではなく、間違いを共有する社会へと、自らの加害性に目覚めることの重要性を提言している。⁽¹⁷⁾

他に、石居人也は『ハンセン病療養所を「開く」知としてのキリスト教』（2012-2014）の研究を行い、主に大島清松園の靈交會での調査研究によって、社会と療養所教会との関わりの意義を明らかにした。また、阿部安成による、同靈交會資料の目録作成・復刊などの歴史学からの研究レ

(15) 込山志保子「志樹逸馬の詩にみる信仰——こころのことばをきく」（『恵泉アカデミア』10号、2005年、224-203頁）

(16) 「寶山良三（志樹逸馬）年譜」『新版志樹逸馬詩集』若松英輔編、亜紀書房、2020年、275-300頁

(17) http://www.jesuitsocialcenter-tokyo.com/?page_id=8450 2021年11月27日確認

ポートがある。魂の救いか肉体の救いかの医療伝道の課題については、関西学院の創立者であるランバスによる医療宣教について論考翻訳がなされている。⁽¹⁸⁾

以上、キリスト教界においては、様々な積み重ねがなされているが、さらなる神学、倫理、人間論、宣教論にまたがる包括的修復論的な議論が必要であると思われる。昭和初期の国家に取り込まれていった「日本のキリスト教」の天皇制とキリスト教、「国家と教会」観、信教の自由や抵抗権の問題が、ハンセン病においては隔離政策「無らい県運動」などの協力に繋がり、個人の人生にまで影響を与えたことを知り、教会が、国家政策や当たり前のように見える公的福祉などに隠されている人権的不正や問題性を見極め批判できるためにも、神学的な考察を深めねばならないと考える。そして、回復者側と国家（療養所外差別を含む）に代表されてきた対立する二項間の真の修復の問題については、学び続ける事柄だと思われる。

2章 ハンセン病療養所とは、どのような医療施設だったのか

現在、日本国内には、13の国立ハンセン病療養所が点在する。療養所は、1907（明治40）年制定の「癩予防ニ関スル件」により1909年、全国に5つの「道府県連合立らい療養所」が設置され、その歴史はほぼ1世紀を超えた（それらの運営は内務省主導、所長は内務省官僚、警察署長出身者で占められていた）。その後、公立療養所として13箇所が設立され、後にすべてが国立療養所となり現在に至っている。1996年に「らい予防法」が廃止されても隔離体制は存続され、それまで90年間、約35,000人が隔離を受け、入所者の約7割は、50年以上に渡り療養所に留まりその地で生

(18) ウォルター・R・ランバス『医療宣教——二重の任務』関西学院大学出版会、2016年

(19) 藤野豊「隔離と患者の人権」「いのち」の近代史——「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』かもがわ出版、2001年、65-71頁

涯を終えなければならなかった。⁽²⁰⁾ 2020年12月現在、国内の療養所の入所者数は1,029名、平均年齢は86.6歳である。⁽²¹⁾ ハンセン病患者（菌陽性）はおらず、後遺症による障害者と高齢者が暮らしている。その静寂をもつ外観からその本質は容易にとらえられない。しかし、一般の療養所とは違う特殊性、その歴史の一端に気づいていくことが大切であると考える。療養所は特効薬発見の前後で、違いがあるが、それぞれにおいて入所者の証言と関連史資料の存在は重要である。社会復帰という退所者の歩みも行われたが、「今日のハンセン病政策研究からは、それは全患者収容、生涯隔離、社会防衛、患者の人権軽視という複数の言葉に形容され得る日本独自の絶対隔離政策であり、結果、多くの患者の悲劇が生じたのだ」と説明されるように、間違った優性思想に基づいた強制的収容や無らい県運動の国の政策により「病者の撲滅」を目的として国を挙げて作られた管理された収容施設であった。療養所の創設から現代までを対象とした研究には、川崎愛の『ハンセン病は人に何をもたらしたか』流通経済大学出版会、2020年が詳しい。

療養所の多くは、設立当初、離島や人里離れた不便な場所にあった。施設は、時代の変化はあるが、寮生活で雑居を余儀なくされた生活で、軽症寮一般舎、不自由寮（舎）の区分、それぞれに独身と夫婦の住居があり、他に重症病棟があった。⁽²²⁾ 療養所内施設や居住環境については 境野健太郎の論文が詳しい。⁽²³⁾

(20) 坂田勝彦「ハンセン病療養所の施設整備に関する社会学的考察」（『社会学ジャーナル』2009年、73頁）

(21) 「ある群像」好善社 No.119、2021年6月号、8頁

(22) 森修一「ハンセン病と医学II——絶対隔離政策の進展と確立」（『日本ハンセン病学会雑誌』76号、2017年、29頁）

(23) 全国ハンセン氏病患者協議会編『全患協運動史——ハンセン氏病患者のたたかいの記録』一光社1977年、69頁

(24) 境野健太郎『ハンセン病療養所の施設構成と居住環境の変遷に関する研究』京都大学博士論文、2007年

良い意味でも悪い意味でも協力せねばならない生活。自由に外出が出来ない、療養所でしか使用できない独自の通貨、女性が多い、男女比の問題、独身者の問題。収入格差などの様々な問題がその時代時代の中で存在した。島比呂志（1918-2003）は風刺小説『奇妙な国』でその姿を以下のように書き表した。一部を要約して記すことにする。

「実の家族との離別、実名を名乗れず、結婚しても子どもを産むことが許されない子供のいない社会、入所規定があっても退所規定がなく、火葬場、納骨堂があり死んでも故郷に埋葬されない。この国の法律が亡くなるまで90年間がかかった。この国では、滅亡こそが国家唯一の大理想だということだ。日本国は子孫を作らないために男性の精管を切り取ることを条件に衣食住と医療を補償すると記した。そこで、「奇妙な国」は、この地上から姿を消すことになる。しかし、人類はその歴史の中に、このような国が存在したことを見失してはならない」。⁽²⁵⁾

多くの入所者は、その人生において絶望に出会い、自死を考え、試み、死と不条理な生に対峙、抗う経験をして、歩みを深めてきた。それらの中で、彼らが戦い得た、かけがえのない命の尊厳という普遍的な実在を、我々は受け取らなければならないと考える。

（1）療養所についての資料

まず、ハンセン病関係資料とは、行政公文書資料、患者関係資料、裁判訴訟記録、医療機関資料、医師関係資料、患者運動団体関係資料など多様な史資料がある。療養所についての史資料は、厚生労働省、各地域の出先機関、療養所および国立ハンセン病資料館、また各療養所内の交流会館、歴史館、神谷文庫（双見美智子による）などで、保存への意識は様々であるが保存や移管管理がなされている。このうち入所者側からの資料とし

(25) 島比呂志『奇妙な国』『ハンセン病文学』全集3小説、皓星社、2002年

国立療養所 入所者数 2020年12月末現在			
	男	女	計
松丘保養園	22	36	58
東北新生園	16	30	46
栗生楽泉園	26	27	53
多磨全生園	60	72	132
駿河療養所	24	22	46
長島愛生園	69	60	129
邑久光明園	29	43	72
大島青松園	24	21	45
菊池恵楓園	67	100	167
星塚敬愛園	38	54	92
奄美和光園	5	14	19
沖縄愛楽園	55	65	120
宮古南静園	25	25	50
20年12月計	460	569	1029
19年12月計	517	612	1129
前回比	-57	-43	-100

2021年2月 好善社調べ

「2020年の国立ハンセン病療養所入所者数 2020年12月末現在」⁽²⁶⁾

て、自治会発行の機関誌があり、入所者・職員の所感、文芸や、特集などバラエティに富んだ記述がなされている。何点かは、その発刊に教会が関わっている事例もある。多くは国立ハンセン病資料館にて保存、データベース化され、タイトルから検索が可能であり、回復者を知る上で貴重な資料である。また盲人会の機関紙、全患協ニュースなどがある。
各療養所の自治会沿革史、自治会日誌は重要な資料ではあるが、閉ざされた隔離療養所であり、それらの所在や概要は長く明らかにされず、利活用、研究が進まなかったと言われる。また、地域の自治体作成の資料集にも重要な原証言が収録、記述されている。⁽²⁷⁾
⁽²⁸⁾
⁽²⁹⁾

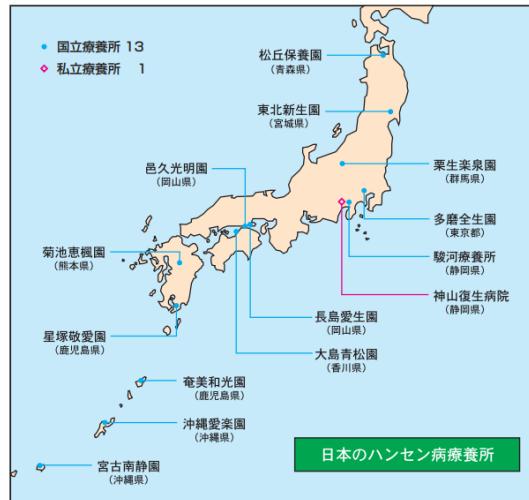
それら、記念誌、各療養所自治会機関誌、ハンセン病療養所記念誌など

(26)『ある群像』(No.119、2021年6月号、7頁)『全患協ニュース』(2020年8月号)より引用

(27) <http://www.hansen-dis.jp/php/library/> 2021年9月8日最終閲覧

(28) 阿部安成「切片を集めて——ハンセン病をめぐる療養所の史料論へ」(『研究紀要』53号、2020年)

(29) 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集』沖縄愛樂園自治会、宮古南静園入園者自治会、2006年、岡山県ハンセン病問題関連史料



は、現在、国立ハンセン病資料館ホームページのデータベースにより詳細検索が出来る。⁽³⁰⁾

3章 療養所内教会とは、慰安教化の受け手だけだったのか

療養所は国立施設であるが、慰安教化、隔離政策を進めるため、宗教が奨励・活用された。また終生の隔離の場として火葬場や納骨堂が設けられたことから、各療養所には葬儀などのため必ず宗教地区が存在した。2005年に出された「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書13章」によると、2004年8月時点で、入所者3,436人の87.8%にあたる3,019人が何らかの宗教あるいは所内の宗教団体と関わっている」(療養所と宗教団体の関わり413頁)⁽³¹⁾と記されている。仏教系は全体の46.6%。キリスト教は1081人で全体の31%、教会数29、内訳はカトリックが9.4%、聖公会10.7%、プロテスタント11.2%である。新宗教系は8.4%。他に、神社は10療養所に建立され、8療養所が現存している。

各療養所内のキリスト教会は全体では29の教会があり、各会堂が園内に設立されている。教派は、プロテスタント17(聖公会含む)、カトリック12。プロテスタントは、日本キリスト教団(3)、日本聖公会(6)、日本新生キリスト教会(1)、キリストの教会(1)、単立教会(6)に大別される。⁽³²⁾また教会に残されている無教会の刊行物等よりその影響があったことが

調査委員会、ハンセン病問題関連史料調査専門員編『長島は語る——岡山県ハンセン病関係資料集』2007-2009年

(30) <https://www.nhdm.jp/database/> 2021年11月27日確認

(31) 「隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)」宗教編 <https://www.mhlw.go.jp/stf/bukyoku/kenkou/hansen/kanren/4a.html> 2021年9月8日最終閲覧

(32) 好善社 HP頁 <https://kozensha.org/sanatorium/ima.html> 2021年9月8日最終閲覧

わかっている。赤江達也はその著作で、無教会雑誌発刊と読者との相互の繋がりを「紙上の教会」という装置と位置づけその存在や影響力を論じた。⁽³³⁾各療養所教会での無教会の影響がどのようなものであったか今後の調査が待たれる。

表 療養所内の教会 好善社 HP 参照（筆者作成）

現在、各教会は、終焉といえる時期を迎えており、教会員が 10 名を切る教会も多い。ある教会の司祭は、葬儀をするために赴任した、というほど、葬儀は多い。亡くなる元患者が続く。地震などの災害で会堂が壊れる例もあり、2016 年熊本地震で恵楓園教会は被災し使用できなくなり、会堂を移動した。今回行ったアンケート回答によると療養所の将来構想によるが、今後、国立施設の中にあるキリスト教会の会堂が残るかどうかは不明な点が多いと考えられる。

	療養所名	教会数	教会名
1	松丘保養園（旧：北部保養院）(1909)	3	松丘聖生会（単立）1920 年発足、松丘聖ミカエル教会（聖公会）1912 年発足、松丘カトリック愛徳会（1957 年献堂）
2	東北新生園(1938)	3	新生園伝道所（日本新生基督教会）新生園開所と同時に開拓伝道、キリスト教信交会（単立）1962 年発足、カトリック新生園教会 1950 年発会
3	栗生楽泉園(1932)	2	聖慰主教会（日本聖公会）1939 年献堂、草津カトリック教会 1956 年発会
4	多磨全生園（旧：全生病院）(1909)	3	秋津教会（単立）1919 年発足、日本聖公会聖フランシス・聖エリザベツ礼拝堂 1947 年発足、カトリック愛徳会 1930 年発足

(33) 阿部安成・石居人也「無教会と愛汗：大島青松園キリスト教靈交會の 2 つの精神」（『滋賀大学経済学部 Working Paper』121 号、2009 年）、「〈鴨下重彦ほか編『矢内原忠雄』を読む〉聖書の生：国立療養所大島青松園キリスト教靈交會という交流の場所」（『滋賀大学経済学部 Working Paper Series』164 号、2012 年）、井藤道子ほか編『野菊——矢内原忠雄先生とらい療養所』野菊刊行会、1965 年

(34) 赤江達也『「紙上の教会」と日本近代——無教会キリスト教の歴史社会学』岩波書店、2013 年

5	駿河療養所(1945)	2	神山教会（日本基督教団）1951 年発足、駿河カトリック教会
6	長島愛生園(1930)	2	長島曙教会（単立）1931 年発足、ロザリオ教会（カトリック）
7	邑久光明園(1938)（旧：外島保養院 1909）	1	光明園家族教会（日本基督教団）（元外島家族教会）1912 年発足
8	大島青松園（旧：大島療養所）(1909)	2	大島靈交會（単立）、大島カトリック聖心使徒会 1950 年聖心使徒会発足
9	菊池恵楓園（旧：九州療養所）(1909)	2	菊池黎明教会（日本聖公会）1913 年黎明会発足、恵楓園カトリック暁星会 1953 年献堂大正初期会員 3 名で創立
10	星塚敬愛園(1935)	2	恵生教会（単立）1935 年発足、星塚カトリック教会暁の星会 1949 年発足
11	奄美和光園(1943)	2	名瀬教会 和光伝道所（日本基督教団）1948 年発足、ダミアノ教会（カトリック和光園教会）1953 年創立
12	沖縄愛樂園(1938)	2	沖縄祈りの家教会（日本聖公会）1915 年発足、愛樂園聖フランシスコサベリオ教会（カトリック）1970 年献堂 1955 年二人の受洗者を機に教会名愛樂園聖心の使徒会の名称で出発し 1970 年に改称
13	宮古南静園（県立宮古保養院）(1931)	3	南静園キリストの教会（聖公会）1962 年献堂、南静園聖ミカエル教会（聖公会）1959 年発足、イエズスの聖心教会（カトリック）1962 年献堂
計		29	聖公会 6、カトリック 12、日本基督教団 3、単立 6 新生基督教会 1 キリストの教会 1

当初は、個室、共有など、それぞれの経緯で教会形成が始まり、その多くは、現在、コロナ禍の中で居住区の個室で礼拝をおこなっている。川崎愛は、その著書で「一人ひとりの当事者の存在の撲滅に抗って療養所で刻んだ歴史」と記したが、ハンセン病療養所内の教会は、神よりの命の尊厳を発見していくなかで、当事者の存在の撲滅に対抗してきたと言え、自己⁽³⁵⁾川崎愛『前掲書』、2020 年、2 頁

の存在する価値を見出していった。

(1) 療養所内教会の資料

その歴史の内実を知る教会の史資料は、各教会また教員宅、各療養所内交流会館などに存在することがアンケートでわかった。週報を残している教会もあるが、全体として保存意識、保存状態が悪く、焼失した教会もある。まとめた書籍としては、各個教会記念誌（文末にリスト記載する）がある。全体がわかるものとしては、日本ハンセン病者福音宣教協会（MOL）から出版された『全国ハンセン病療養所内・キリスト教会沿革史』（好善社、1999年）があり、27教会の沿革、当時の各教会の活動報告がわかる。また療養所自治会等が発行した刊行物の宗教欄に記載がある。また、社会復帰をした回復者や療養所内教会と関わりをもった地域の各個教会史にその記録が残されている。松岡弘之は、雑誌『大阪の歴史』84号（2016年、107頁）にて、外島家族教会についての資料を日本基督教団大阪基督教会所蔵の資料から翻刻し紹介した。

支援団体好善社による刊行物は以下である。

- ・『ライ園のキリスト者』1-19号（1961-1970年11月）年2回刊
- ・『ある群像』20-120号（1971-2021年12月）年（継続後誌：現在刊行中）
- ・『ライ園教会新聞』1-3号（1962-1963年）次頁写真
- ・『らい園教会新聞』4-71号（1963-1982年）
- ・『療養所教会報』72-121号（1982-2006年）

(2) 教会員数

好善社調べの統計によると、2020年5月現在、教会員数は338（男124、女214）人、園全体1091人との対比みると園全体人口の31%である。最盛期の園の入所者人口は1万人を超え、教会員は約1500人が存在した。1950年代、約1万2千人だった入所者は現在、十分の一以下に減少、教会員も同じように減少している。以下の森修一らによる図1「入退者動向⁽³⁶⁾1909—2010年」によると1959年の11862人が一番多い。

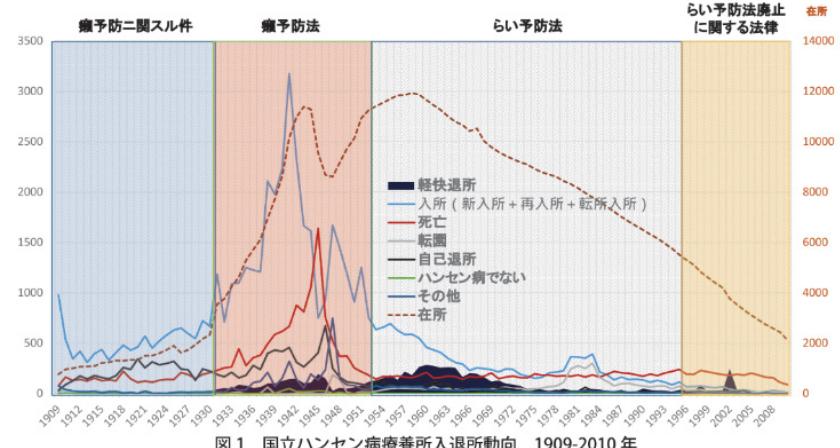
それぞれの教会は、独自の教会形成があり、けっして一概にまとめてはならないものであるが、あえて共通点を記すと、以下のことが仮説として言えるのではないか。

病のなかで、外国籍や、後遺症で不自由な会員たち、視覚障害の方々など弱さを抱えた会員たちと共に助け合い、祈りあう群れとして教会形成を深めた。戦時下、敵性宗教との迫害をうけた教会もあった。制限のある療養所の中で必要なものは何か祈り求め、活動また支援し、自分たちを特殊化せず、神の前に謙遜に信仰生活を歩もうとした群れであった。

多くの教会は、戦後、療養所外部から様々な教職者を招き、運営など活



「ライ園教会新聞」



(36) 森修一ほか「国立ハンセン病療養所における入退所動向に関する研究——1909年から2010年の入退所者数調査から」（『日本ハンセン病学会雑誌』88巻2号、2019年、67-69頁）

教員の推移を好善社の資料からまとめると以下であった。

	入所者数			教員数			年間増員		年間減員			
	男	女	計	男	女	計	受洗	入会	転園	退会	退園	死
2020年5月	500	591	1091	124	214	338	0	2	0	11	0	39
2000年12月	2507	1932	4439	620	647	1267	5	7	0	5	2	62
1990年12月	3845	2679	6524	928	838	1766	10	0	9	4	2	48
1980年12月	5075	3294	8369	1186	985	2171	10	8	7	10	1	32
1970年12月	5371	3663	9534	1341	1104	2445	27	30	0	14	16	37
1965年12月	5984	3645	9629	771	623	1394	11	0	27	15	22	16
1962年3月	6316	3827	10143	826	684	1510						

好善社「療養所教会報」「療養所新聞」より⁽³⁷⁾

動 자체を信徒が担い、そのため超教派的雰囲気があった。場所的制約から成立時に、異なる教派が共同で一つの教会形成をして来た教会もある。療養所外の教会では、明治以降、社会派と福音派、また聖霊派と様々な教派がある中で、療養所内の各教会は、本質的な信仰において通じ合い、特に戦後、特効薬が出来、外部との交流の道が開かれていくと、外部の教会にも、彼らの信仰が良い影響を与えた。

不自由者の祈りの深さと聖書の言葉への情熱、あるものは、偽名から本名をかたることにより、自分の存在を確かにしたと証した。あるものは、軽症で社会復帰を考えたが、あえて、この病を得たことの意味を深め、はあるかかなたの奄美和光の地で終生、伝道に励んだ。こうした彼らの姿は、各教会の記念誌からその事実が証しきされている。社会から見棄てられてきた人々が、神により見出され、お互いを病友として助け合う交わりの中で、人間とは何者か、深い靈性を育んだと考える。それは、「イグナチオの靈操」における原理と原則のように、病いと健康、貧しさと富など、それらに不偏の心で臨み、病者も健常者もない神の前の世界に立つこと（ケノーシス的信仰）を修練していったと言えよう。長く、療養所教会に関わった

(37) *注1) 療養所によっては上記以外にも少数の他教派信徒がいる。注2) 1965、1962年の数値は、新教のみ、また沖縄愛樂園、南静園の数は含まれていない。

牧師、河野進の以下の詩は、療養所内教会について理解を深めるものである。神谷美恵子の著作『生きがいについて』(1966年)、『人間をみつめて』⁽³⁸⁾ (1974年) からもそれら信者のありようが記されている。

読む

目が見えなくなれば点字を読み

指先がまひすれば唇で読み

それも利かなくなれば舌で読み

舌が使えなくなったら

きっと新しい方法をさがすであろう

ハンセン病患者が聖書に取り組む執念と熱愛を見て

わたしはどのように読んでいるか

『河野進詩集「母」』聖恵授産所、1975年

病まなければ

病まなければ 捧げえない祈りがある

病まなければ 信じ得ない奇蹟がある

病まなければ 聴き得ない御言がある

病まなければ 近づき得ない聖所がある

病まなければ 仰ぎ得ない聖顔がある

おお 病まなければ

私は人間でさえもあり得なかった

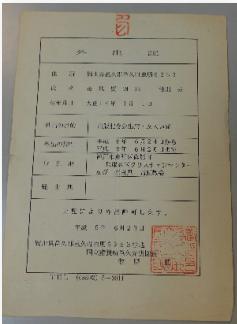
河野進詩集『祈りの塔』河野醫院、1949年、74-75頁

(38) 若松英輔「名無き賢者たちとの共同」『「生きがい」と出会うために——神谷美恵子のいのちの哲学』NHK出版、2021年、52-67頁

(3) 療養所内教会会議について

(それぞれは療友教会、病友と表現しあう間柄であった)

各教会の交流は、隔離政策の中、文通あるいは録音テープを通して続け



外出届

られてきたが、顔と顔を合わせ語り祈りあうことなど直接会っての交流は特別な場合を除いて出来なかった。表示した写真は出入証明書である。外へ出かけるには外出届が必要であった。(写真は好善社 三吉理事長個人所蔵写真であり掲載の許諾を得たものである)

時代の変遷とともに外出制限も徐々に緩和されていたが、全国らい療養所内キリスト教会代表者会議が戦後三回開かれることで、各教会の交流は、一気に道が開かれた。会議では、礼拝、講演、各報告、懇談、レクリエーションを通しての教会の交わりと学び、療養所教会の将来が協議され、外部の教会より早い時期にエキュメニカルな雰囲気があったと言えよう。1回目を契機に教会間の交流が始まり、活発化していった特筆される会議であった。それらは、好善社が支援し、長島聖書学舎卒業生が運営を担った。それらが、好善社に残された『全国ライ療養所キリスト教会代表会議記録』と記されたファイルに記されている。1回と2回分は報告書(非売品)が刊行されている。

全国らい療養所キリスト教会代表者会議の概要は以下の通りである。

・第1回目：1962(昭和37)年11月24日—30日、7日間

主題：「療養所教会の交わり」

場所：邑久光明園光明園家族教会

参加：全国友園教会代表 26名⁽³⁹⁾

(39) 「ライ園のキリスト者」3号、1963年1月号、「ライ園教会新聞」2号、同年2月13日一面にこの一週間の模様が載せられている。1回と2回目については詳細な報告書が作成された。

・第2回目：1964(昭和39)年10月31日—11月6日、7日間

主題「療養所教会の交わりと使命」

場所：長島曙教会

参加：11教会、21名⁽⁴⁰⁾

・第3回目：1971(昭和46)年4月29日—5月5日、7日間

主題「交わりと伝道」

場所：鹿児島星塚敬愛園恵生会

参加：9園・10教会、13名

第3回には、地域教会として鹿島教会牧師吉井秀夫師が参加し、会議主催期間中には、鹿島キリスト教会と合同で講演会を開催した。

1972(昭和47)年6月12日—17日に6日間、多磨全生園秋津カトリック教会にて、第1回全国友園カトリック代表者会議が開催された。主題「信徒の交わり」のもと12療養所のカトリック教会代表が集まった。内容は、教会員の出席状況、布教、奉仕活動、献金の仕方などで、好善社が支援を行っている。その後、多磨全生園では、聖公会、カトリック、プロテスタント三教会による諸集会 1992年—1993年、信仰一致祈祷会が開催されている。

「らい園教会新聞」32号によると、沖縄・宮古二園教会代表の本土訪問計画が、プロテスタント、聖公会、カトリックそれぞれの協力により行われたことが記されている。1971年4月、沖縄訪問、本土返還前のことである。様々な形でエキュメニカルな関りの広がりがなされていたことがわかる。

他にも、1968年、西日本寮園婦人の集いが恵生会主催、好善社後援で行われた。(西日本寮園盲信徒会)。

(40) 「ライ園のキリスト者」「ライ園教会新聞」8号、1965年1月31日一面

4章 好善社——外部からの療養所への働きかけについて

明治期、日本政府は、ハンセン病患者に何ら救済を行わず放置している状態であった。そのような中、患者への医療的活動を始めたのは私設療養所であり、それらを支えた民間の援助団体が存在した。⁽⁴¹⁾多くの私設療養所は、始まりにおいて、隔離ではなく、患者を治療する目的で運営が行われた。この章では、明治期に設立された慰廢園とその設立団体である好善社について記す。

(1) 慰廢園

2021（令和3）年7月、目黒消防署近くの一角に碑が建立された。その碑には、以下のように記されている。

「私立病院「慰廢園」は国のハンセン病政策がまだ始まらない時期、偏見と差別のため、社会の中に生きることを許されなかつたハンセン病患者に、キリスト教信仰に基づいて、安住と医療・療養の場所を提供した。太平洋戦争によって閉鎖を余儀なくされたが、その間入園した患者は4,159人であった。経営団体好善社創立1877（明治10）年 公益社団法人好善社」。



著者撮影

慰廢園はこの地で、1942（昭和17）年まで48年間存在した。入園していた患者が国立療養所多磨全生園に移管された後の1945（昭和20）年に建物等は空襲で焼失した。⁽⁴²⁾

(41) 「私立療養所」『復刻版——近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻6、不二出版、2005年

(42) 「百年前に開いたライ園となお活動する好善社の現用／藤原偉作」『ある群像』1994年、67号、2頁

この団体の設立は、女性宣教師と一人の女性ハンセン病患者との出会い（治療費負担決定）から始まった。その後、英國 MTL（Mission to Lepers）の援助をうけて開設されたものである。1907年の法律第11号「癩予防ニ関スル件」施行の13年前のことである。東京府荏原郡目黒村に1,500坪の土地を購入し1894（明治27）年に慰廢園が設立された。大塚正心、かね夫妻を中心とした世話を行われた。大塚夫妻は東京公会（新栄教会）の会員であった。大塚正心（1846-1926）は、医師であり、病人の靈肉の救いのため、神学校に入り、伝道師資格を得た人物であった。御殿場神山で伝道する中でカトリックのハンセン病施設「復生病院」を知り、プロテス⁽⁴³⁾タント教会でも建設すべきと願っていたのである。慰廢園規則第二条において「本園は病院と異なり慈愛に富み給う全能なる神の聖旨を奉戴して憫然なる癩病患者を慰籍救養し且つ広く癩病患者に対して福音を宣伝するを以て目的とす」とその目的が明記されており、病院ではないこと、福音宣教を第一とする態度が明確にされている。その後、「国立伝染病研究所」の北里柴三郎からの依頼で、同研究所の患者を同園で受け入れ、北里が診療に加わり、1899（明治32）年、東京府認定の「私立病院慰廢園」となっていった。⁽⁴⁴⁾治療室や薬局など相応の医療的設備を備え、患者の住居、風呂場や洗濯場、物置など生活に必要なものすべてを備えた近代的療養施設であった。⁽⁴⁵⁾入園患者一人ひとりの自主性を重んじ、家庭的雰囲気の中での療養と救済を保証する、後の療養所にみられない独自の伝統を形成していく⁽⁴⁶⁾た。当時の写真が好善社ホームページで閲覧できる。⁽⁴⁷⁾

その後、太平洋戦争が勃発して、米 MTL からの支援が途絶えると経営

(43) 「K.ヤングマンと好善社の人々」森幹郎『前掲書』1996年、44-47頁

(44) 「慰廢園、病院になる」『ある群像——好善社100年の歩み』日本基督教団出版局、1978年、74-77頁

(45) 青山静子「近代日本(1868-1941)におけるハンセン病対策と3人の来日女性宣教師のハンセン病者救済活動」金城学院大学大学院博士論文、2014年、7頁

(46) 東京都公文書館国立ハンセン病資料館「人権の歴史とアーカイブズ——ハンセン病、隔離の歴史を超えて」(パンフレット) 2016年

(47) <https://kozensha.org/ihaien.html> 2021年11月27日確認

難となり、運営者が高齢となったことも合わせ、1942（昭和17）年8月活動を解散し、患者56名を多磨全生園に送り、慰癒園は閉じることとなる。慰癒園では、設立当初から、伝道と慰安を重んじて、入院者は、隔離や排除の差別とは違う世界が成立していた。

（2）慰癒園関係の資料

- ・関正二「療養所慰癒園史」『郷土目黒』4号、1960年
- ・田丸太郎「ホスピス・慰癒園」『郷土目黒』37号、1993年
- ・平井雄一郎「私立療養所「慰癒園」考」歴史評論(656)2004年、44-56頁
- ・『社団法人好善社慰癒園沿革（献堂式創立満三十五年記念）』好善社、1929年
- ・棟居勇『「ハンセン病と目黒」——ハンセン病と慰癒園』好善社ブックレット22、2021年

（3）好善社について——その立ち位置

好善社は、療養所内教会を援助してきたキリスト教の団体である。1877（明治10）年から、キリスト教プロテstantの精神による伝道と奉仕の事業活動を開始し、現在も活動を継続し、2021年で設立から144年の長い歴史を持つ。広報誌『ある群像』のタイトル通り、ハンセン病元患者に具体的な関わりを続けている小規模社団法人である。現在その事務所は慰癒園跡地にある。同組織の成立の過程と果たした役割についてその意義を考察する。

好善社の設立は、1877（明治10）年11月19日に、北米長老教会外国伝道局派遣女性宣教師のゲーテ・ヤングマン（Kate Youngman 1848-1910）による。⁽⁴⁸⁾ ヤングマン師は、米国にて師範学校の聖書教師M・プライン（後の共

(48)『長老・改革教会来日宣教師事典』新教出版社、2003年、71-12頁、小檜山ルイ「ケイト・ヤングマン：築地とともにあった独身婦人宣教師」『築地居留地』vol.1、築地居留地研究会、2005年、40-47頁

立女子聖書学院となる偕成女学校の創始者の一人）に影響を受け、日本の女子教育を志し、1873（明治6）年に来日し、B6番女学校（現在の女子学院の前身校の一つ）など、次々と学校を設立した。⁽⁴⁹⁾ そして、既に記したように、たった一人のらい患者との出会いから1894年、慰癒園を開設した。

青山静子によると、好善社の当初の主な活動は日曜学校と集会で、同窓生の相互扶助と後に続く女子学生への伝道活動であった。社員10名、入会資格は15歳以上のキリスト教女性信者で、民主的な組織作りや運営を経験させようとするものであった。⁽⁵⁰⁾ 小規模なボランティアサークル的な組織で始まった団体は、その設立時に、ハンセン病との関わりはなく、小さな集まりでの伝道と教育啓蒙活動が行われていた。それが、設立15年目に一人のハンセン病患者との出会いにより、ハンセン病援助に関わりを持っていくこととなる。

1995年の「ある群像」には設立当初のこの組織について本質的な事柄として「他のハンセン病事業がその創立者の名前で記録されるのと対照的、創立の当初から会議によってことを決し、グループとして事を運ぶ団体だった。関わりを持つ人たちの集まりであった」と記されている。その伝統は、現在も受け継がれている。ハンセン病患者、とりわけ園内キリスト教会の信仰者とその証しにふれて、関わりを続けている群れである。使命感や奉仕を超えた、信仰に根差した「いのち」の分かち合い、人の出会いを団体の源泉として捉えていることが窺われる。⁽⁵¹⁾

好善社は設立時より、伝道部、教育部、慈善部の3つの部門をもって活動を開始した。⁽⁵²⁾ 2021年現在は以下の3本柱として受け継がれている。⁽⁵³⁾ ①

(49)『日本キリスト教歴史人名事典』教文館、2020年、847頁、小檜山ルイ『アメリカ婦人宣教師——来日の背景とその影響』東京大学出版会、1992年、189-212頁

(50)青山静子「前掲論文」、2014年、112頁

(51) 棚居勇「群像としての好善社」『ある群像』75号、1995年5月、1頁

(52) 好善社『前述書』日本基督教団出版局、1978年、66頁

(53)「ある群像」119号、2021年、8頁

国内療養所の訪問、②タイ国での活動（海外への援助）、③一般社会への人権回復の広報宣伝活動。好善社は、療養所と療養所外の社会との間に入り、その連帯を促す働きをした。設立当初からその活動は、時代の要請に柔軟に対応しながら祈りを持って継続され、使命や目的といった理念より人との関わりの活動を運営の重要な柱にしてきたことが分かる。⁽⁵⁴⁾

（4）好善社が発行している機関誌及び資料

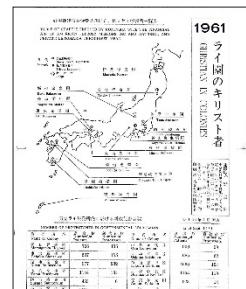
- ・「ライ園のキリスト者 Christian in colonies」1-19号（1961-1970年11月）
年2回刊 繼続後誌としてタイトルを「ある群像」に改称し刊行
- ・「ある群像」20-120号（1971-2021.12年）年2回刊行 現在刊行中
- ・ライ園教会新聞 1-3号（1962-1963年）
- ・らい園教会新聞 4-71号（1963-1982年）
- ・療養所教会報 72-121号（1982）-（2006年）
- その他にシリーズ冊子として、『好善社ブックレット』1-22号、2006年-刊行継続中がある。

5章 療養所内部からの働きかけ——抗い仕え る、見出す人たち

（1）長島聖書学舎

長島聖書学舎とは、1961（昭和36）年4月から1971（昭和66）年3月まで10年存在した国立療養所長島愛生園内の曙教会の付属機関である。3年制の教育機関で校長は原田季夫であった。その存在は、療園の中に設けられた「望みの門」と表現された。これは旧約聖書ホセア書二章の「アコル（患難）の谷を望み門となす」からの言葉である。長島曙教会の一室の

(54) 松山龍彦「国際標準記録史料記述 (ISAD(G)) の小規模史料群への適用による編成記述の試み——好善社文書調査料整理」GCAS report = 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報(4)、2015年、42-62頁において整理がされている。



「ライ園のキリスト者」1号

図書室で始まり、翌1962年に同教会の隣に校舎が増改築された。全国の療養所から学生が集まり、1971年まで10年3期、20名の卒業生を輩出し閉舎した。運営また財政的支援を好善社が担った。

建学の目的は、療養所教会の療養者の中から指導者を育成することであり、「病者による病者の伝道」M of L (Mission of Lepers) であった（それは従来の「病者への伝道」M to L (Mission to Lepers) とは大きく違う画期的なことであった）。「らい療養所内の伝道は、外部の健康者によるものよりも、同じ病を負う者によってなされるほうがゆきとどいたものとなる、という考えに基づいて、深い福音的信仰と高い宗教的良識をそなえて、神と人とに仕えゆく人材を養成すること」であった。⁽⁵⁵⁾

校長原田によると「短期大学神学校であり」、学生大日向繁によると「聖書学校また私塾」、機関誌によると「いわば神学校の短大」などそれぞれの説明や認識に若干違いがある。授業科目を見ると神学、聖書学、一般教養学、ギリシャ語、ヘブル語、英語の科目があり、図書室が整備され、夏期伝道など行事等からみると他の神学校と変わることのない伝道者養成の教育機関と言えよう。以下、その教育内容を確認していくこととする。語学、神学と共に学生の信仰生活の指導も行われていたことが分かる。

一期生最初の授業（1961年4-7月）の時間割は以下の通り。⁽⁵⁶⁾

			昼休	
月	祈祷会	(休養)		
火	祈り会	宣教学	英語	特別講義「文化と福音」
水		新約講義		教養学
木		旧約講義		聖書語句研究
金		宣教学	英語	旧約講義
土		福音書共同研究		贊美学

* 日曜日は礼拝並びに奉仕にあてる

(55) 「原田季夫に賭ける」『前掲書』好善社編、日本基督教団出版局、1978年、219頁

(56) 「3章わびしい誕生」『原田季夫と長島聖書学舎 - 書簡集』好善社、990年、97頁

第三期生一学期時間割⁽⁵⁷⁾ (1963年)

	午 前	午 後
月	祈祷会	_____
火	モーセ五書（レビ記）	ギリシャ語
水	旧約講義（詩編）	イザヤ書（40章以下）
木	新約概論	宣教学
金	教義学（ブルンナー著『仲保者』）	公開講義
土	新約講義（ヨハネ福音書）	_____

講義以外では、夏期伝道、修養会、慰問活動、毎日曜日は教会実習などが行われた。学生は、治療しながらの学びであるため、学びの間、治療時間は授業を抜けることなど、また病状による身体の制限など、不自由の中での学びであった。それらの困難の中、原田校長は「得るために学ぶな、捨てるために学べ」と学生を励ました。機関誌にはその言葉が何度もとなく卒業生の思い出として登場する。「ライ園のキリスト者」4号、1963年は「特集：長島聖書学舎の一日」として4頁を割いてパトモス島の生活記録—長島聖書学舎の一日が写真と時計のイラストで記されている。

教員陣は、常任教師として原田季夫校長、小倉謙治（長島曙教会牧師）、播磨醇（光明園家族教会牧師、二代目校長）、佐治良三、松木治三郎（関西学院大学神学部）、松村克巳、城崎進、内藤留幸の教師陣であった。それ以外に集中講義として、松本治三郎、関根文之助、新見宏、馬場嘉市、高柳伊三郎、亀谷凌雲、米田豊、森山諭、渡辺信夫など、日本のキリスト教主義大学、神学校を代表する教授・教師が授業を担当し、学生を指導した。同志社大学、東京聖書学院、関西聖書神学校、日本農村神学校など、様々な教派の教員が集中講義などで協力した。

(2) 原田季夫師について

初代校長となった原田季夫は、1908（明治41）年生れ、1967（昭和42）

(57) 「パトモス——長島聖書学舎だより」長島聖書学舎、1963年、8頁

(58) 「ライ園のキリスト者」5号、1963年、5頁

年1月9日召天（享年58歳）。1958（昭和33）年3月、それまでの職である調布教会牧師、東京聖書学校教授を辞任して、長島愛生園の対岸虫明に住居を構えて同園伝道に献身し、曙教会聖書教師に就任。療養所教会への奉仕を開始した。50歳であった。若い時に、らいではないかと誤診されたことを奇縁として、いつかきっと病者のために働きたい願いを持ち「病者による病者への伝道者」養成として長島聖書学舎で校長として勤めた。⁽⁵⁹⁾ 1966（昭和41）年春頃、腹部鈍痛黄疸の症状が現れ、岡山病院へ入院、病床での講義録音などで対応したが、病状は回復せず、翌年1967年1月腺癌のため召天した。らい伝道のため30年準備をし、7年間精魂を傾げつゝした一生であった。曙教会にて聖書学舎合同葬儀が執り行われ内外から会葬者約500名が参加した。⁽⁶⁰⁾ 1987年、召天20周年記念会が長島曙教会で執り行われた。

長島聖書学舎の明確でユニークな建学の精神と10年間行われた教育の実践は、今後、神学教育史の中で新たに評価、位置づけがなされる必要があると思われる。日本キリスト教神学教育史に厚みと深さを与えるもの⁽⁶¹⁾であると考える。

(3) 原田季夫牧師および長島聖書学舎についての参考資料

- ・『原田季夫と長島聖書学舎——書簡集』藤原偉作・好善社著、1990年
- ・大日向繁『長島聖書学舎史』（キリスト教史談会パンフレット13）キリスト教史談会、1977年
- ・宇佐美伸編『原田季夫遺稿集』長島聖書学舎同窓会、1977年

(59) 5章新しい備え、3原田季夫に賭ける『前述書』日本基督教団出版、1978年、215-219頁

(60) 「ライ園のキリスト者」「原田季夫先生追悼号」12号、1967年6月、「あけぼの」「原田牧師召天特集号」1967年2月171号、「らい園教会新聞」、967年2月24日

(61) 設立までの背景は、「5章新しい備え」『前述書』1978年、220-234頁に詳しい。

- ・四竈揚ほか編『地の塩として——キリストの証人たち1巻』、日本基督教団出版局、1975年
- ・『あけばの』171号（原田牧師召天特集号）長島曙教会発行
- ・『ライ園のキリスト者』好善社、1-19号、1962-1970年
- ・『パトモス 長島聖書学舎だより』1-17号、1962-1967年
- ・長島聖書学舎同窓会だより『くびき』1号-90号、1967-1987年
- ・『隔絶の里程——長島愛生園入所者五十年史』長島愛生園入園者自治会編、243頁

(4) 卒業生について

学んだ学生は全体で20名である。一期生8名、二期生8名、三期生4名である。その学びは、あるものは、視覚障害があり、病気のため筆記用具を両手で挟んで書くことに代表されるようにハンセン病の肉体的障害からの不自由さを抱えての学びであった。卒業後は、日本キリスト教団の補教師や正教師、療養所内教会の牧師、伝道師、また社会復帰して信徒として教会に仕える者⁽⁶²⁾、らい者による伝道を目的とした団体MOL（日本ハンセン氏病福音宣教協会）に参画し一般社会への伝道活動を担う者など、それぞれが聖書学舎設立の目的を果たしていく。長い療養所の歴史をみると、それらは画期的な出来事といえる。一般社会より隔離された療養所内教会の歩みが、長島聖書学舎の活動を通して、療養所内外とのパイプを作り、園内の教会活動を推進また協力する体制の基礎を作っていく。それ以前には、同様の聖書を学ぶ機関として、1913年、外島保養園内（大阪）にあった日本基督教会中会支援による福田荒太郎牧師によって設立された三年制のまなびや⁽⁶³⁾、1925年、草津明星団の安倍千太郎⁽⁶⁴⁾（1882-1932）による日本ホーリネス教会東京聖書学院の分院として2年制の聖書学塾が

(62) 神子澤新八郎「社会生活十年を顧みて：1-7」『甲田の裾』松丘保養園慰安会、第54巻第3号-55巻3号、1983年-1984年

(63) 森幹郎『前述書』ヨルダン社、1996年、127-128頁

(64) 森幹郎『前述書』ヨルダン社、1996年、169-173頁

存在した。その働きは限られた範囲でのことであった。それら先例者たちの祈りが結実したものとも言える。

教会別では、神山教会2名、全生園泉教会1名、草津 聖慰め主教会1名、長島愛生園 曙教会2名、邑久光明園 家族教会2名、菊池黎明教会1名、星塚恵生会3名、奄美和光園 谷川教会2名計14名が療養所内教会で、牧師、伝道師、信徒として奉仕した。社会復帰を経験したものもいる。キリスト教の牧師など教職者として労した卒業生は以下である。日本基督教会正教師5名（大日方繁、原田政人、津島久雄、石原英一、井藤真祐）、伝道師1名（宇佐美伸）、日本聖公会執事2名（太田國男、武氣敏雄）、日本基督教会牧師1名、キリスト教聖教団牧師1名（中村功）、単立1名（岡本広好）である。以下で、教職者についてのみ、既に書物や講演会などで名前を公表している人物について記す。

一期生：8名 1961（昭和36）年4月15日入学～1964（昭和39）年3月23日卒業

曙教会出身6名、光明園（1名）、鹿児島敬愛園恵生会1名、青森松丘聖生会から1名の計8名が入学した。未亡人が1名、視覚障害者が1名いた。教会では好善社から一人500円の奨学金を受けた。原田校長より8名のサムライとよばれた。平均40歳 光明園から自転車通学する学生もいた。

二期生：8名 1964（昭和39）年4月10日入学～1967（昭和42）年3月31日卒業

曙教会3名、家族教会2名、星塚敬愛園1名、大島靈交會1名、草津聖慰主教会1名

年齢：20代から50代、平均年齢38歳、自転車通学者2名がいた。集中講義が7月に行われ、新たな試みとして聖書学舎の学生と一般の神学生との共学が行われた。東京神学大、青山学院、関西学院、西南学院の4名の神学生と共に学び交わりが行われた。⁽⁶⁵⁾

(65) 新しい備え『前述書』好善社、日本基督教団出版局、1978年、227頁

三期生：4名 1968（昭和43）年6月3日入学～1971（昭和46）年3月12日卒業 校長播磨醇師

星塚敬愛園2名、奄美和光園1名、菊池黎明教会1名、平均年齢は43歳、この時期の教員は、播磨、小倉兼治、佐治良三、内藤留幸、リカード、今村正夫先生、二期生が卒業して1年の間をおき再開、九州から3名、静岡から1名が入学し、卒業後、奄美、鹿児島、熊本の奉仕の地へそれぞれが遣わされた。原田季夫校長の遺言で三期生で閉舍した。

・井藤信祐^{しんゆう}（1926-2009年召天）享年83歳。石垣島出身。高等小学校で多磨全生園に入所、その後星塚敬愛園、沖縄愛樂園を経て敬愛園に再入所。所属は恵生教会。2つの園名をもった。長島聖書学舎へは10月になってから中途編入学した。夫婦で愛生園に移る。長島聖書学舎一期生として1964年卒業後、社会復帰して上京。日本聖書神学校に入学、当時教務主任をしていた太田俊雄より「(らい園出身)なんて何も気にすることでは無い、来て学びなさい」といわれ高卒認定を取った後、入学。電気会社で働きながら苦勞し23回生として1970（昭和45）年卒業⁽⁶⁷⁾（23回生）。社団法人JLM（日本キリスト教救癒協会）の事務局長を1968（昭和43）年から始め22年間勤め上げた。また1974年より日本基督教団松沢教会補教師として1980年まで奉仕し、その後1991年からは11年間、恵生教会で主任牧師として牧会を行った。

・大日向繁（1923-1991年召天）、青森県生まれ。農学校時代病告知宣告

(66) 敬和学園高校初代校長、「太田俊雄の宗教教育思想（1）」（『人文社会科学研究所年報』敬和学園大学No.7、2009年）

(67)『日本聖書神学校30年』1976年、302頁

(68)『恵みに生かされて——国立療養所星塚園恵生教会創立五十年記念誌』1986年、256-264頁

(69) 井藤信祐について『石垣信祐の聖書物語』27巻、JLMの働きとして井藤信祐編『韓国救癒十年の歩み——小さな歩みをこつこつと』日本キリスト教救癒協会、1982年がある。

を受ける。17歳の時に北部保養園（現松ヶ丘保養園）に入園、1946年結婚。曙教会で1949年に受洗、長島聖書学舎一期生卒業後、駿河療養所神山教会へ転会。認定試験により日本キリスト教団正教師となり、沼津教会の伝道師となり、その後、神山教会牧師となり、教会は1990年に日本キリスト教団に加入した。病が発見され1991年に牧師を引退した。⁽⁷⁰⁾療養所教会の中心的存在であり、MOLの二代目理事長を1971年まで行った。

・岡本広好（生没年不明）愛媛出身。1942（昭和17）年19歳で長島愛生園に入所。昭和25年曙教会で受洗。視覚障害あり、長島聖書学舎一期生、秋津教会伝道師となる。

・原田政人^{まさんど}（1915-2008年召天）（曙教会）1938（昭和13）年病告知受け。聖バルナバ慰安寮入所後閉鎖により長島愛生園1941（昭和16）年入所、同年曙教会にて受洗。長島聖書学舎一期生として卒業後、1964（昭和39）年4月曙教会伝道師就任、1981（昭和56）年5月日本基督教団正教師の按手を受け、昭和45年曙教会の牧師となる。同年6月曙教会の牧師に就任。「信頼のおけない頭の切れる大番頭よりも、愚かであってもこの男なら何でもまかせられる忠実な僕となれ」と原田季夫校長よりの励ましを大切に受け取った。⁽⁷¹⁾

・中村功（1921- 没年不明）聖書学舎一期生1964（昭和39）年卒、基督聖協教団にて1976年按手をうけ牧師となる。基督聖協団名古屋教会を1973（昭和48）年から牧会し、後に単立教会として1983（昭和58）年頃まで、登美子夫人と夫婦で10年間牧師として奉仕をした。

(70) 大日向繁の著作、証には右のものがある。『いのち豊かに』大日向百合子、1992年、『わが主よわが神よ——説教集』大日向百合子、1996年、「使命への道」「現代のヨブたち：MOL証詞集」聖燈社、1972年、159-175頁

(71) めぐみの足跡『地の果ての証人たちMOL証詞集3』1976年、207-216頁

・宇佐美伸（生没年不明）長島愛生園入所。1954（昭和29）年受洗、長島聖書学舎二期生 1967（昭和42）年卒業、昭和43年、駿河療養所に移住、そのご駿河療養所内神山教会伝道師として仕える。

・太田國男（1931-2016年召天）享年84歳。10歳ごろから自覚症状が現れ、16歳で栗生楽泉園 1946（昭和21）年入所、1948年受洗、草津から長島愛生園へ転園し長島聖書学舎二期生、1964年入学し1967年卒業、同年日本聖公会伝道師となり草津の聖慰主教会に戻り教会活動に専念し、1973年聖公会執事職牧師補に叙任、フランシス太田國男執事（聖職握手）として仕える。⁽⁷²⁾「さかえだより」を自主発行。MOL理事をしていたが1984年、聖慰主教会執事から熊本の菊池恵楓園に転園し菊池黎明教会での奉仕に専念した。通信教育でカウンセリング講座を受講し、電子メールカウンセラーとして2001年に「いのちのeメール（心の相談）」を開設して十年間継続して奉仕した。趣味はインターネットで、ホームページ「ようこそ緑の牧場へ」⁽⁷³⁾を2005年に開設、2011（平成23）年まで続けた。⁽⁷⁴⁾

・島本明（生年不明）沖縄愛樂園入所、一度社会復帰し学業アルバイトをしたが病が再発し、長島愛生園に入所し新良田高校に入学、その後に長島聖書学舎二期入学し卒業後は、1969年日本聖書神学校入学、を1973年度（第26回）に卒業し日本キリスト教会教師となり、地方で牧会し2019年に引退した。

(72) 太田国男「わが杯にうくべきもの」『終末を告げる群れ——MOL証詞集2』1974年、136-145頁

(73) <http://ohtakunio.blog18.fc2.com/> 2021年11月確認

(74) 自著に『自分の十字架を背負って』玄遊舎、夫人について『終末の花——故タビタ太田清子に捧ぐ』1983年がある。2006年。『ある群像』79号2001年6月号1-3項に「仮想を実現するメディア——偏見と差別を超えた」と題してインターネットを用いて様々な宣教活動をしたことが記されている。同活動は、熊本日日新聞（2002年7月31日）にも「命ある場所」と題して記事に採り上げられた。

・津島久雄（1929- 没年不明）小学6年の時宣告受ける。小学校卒業時に光明園に入所。双葉寮（子供舎）で阿部礼治養父より育てられた。光明園家族教会で17歳の時に1946（昭和21）年受洗。長島聖書学舎二期生として1967年卒業。中途失明、回復、1949年に既に光明園家族教会が日本基督教団に加入しており、その後、同師は、日本基督教団の検定試験を受け合格、1972年より日本基督教団地区総会において伝道師として准允され、同年より光明園家族教会にて伝道師として仕える。1977年には岡山教会で正教師握手を受け牧師に任命される。同年、光明園家族教会にて牧師任命式が執行され、その後同教会主任牧師として2004（H16）年4月まで仕え、その後、隠退牧師となる。他に、日本MOLの初代事務局長に就任（1969年）⁽⁷⁵⁾しMOLの活動を支えた。

・佐々木良夫（1928-2017年）享年89歳。長島聖書学舎第三期生、学生中に受洗。卒業後、学舎一期生の志樹治代と結婚した。1977年（昭和52）、奄美和光園にある谷川集会、名瀬教会（和光伝道所）の伝道師に就任、1980年牧師に就任し。5名前後の出席者で礼拝が守られていたが、2017年に同師死去により、和光伝道所は閉鎖になった。⁽⁷⁶⁾

・武氣敏雄（生年不明-1985年）黎明教会出身。聖書学舎第三期生1968年入学-1971年卒業して黎明教会に戻り、1974年、聖職候補生の執事握手式、牧師補任命をうけ、1978年に司祭就任した。

(75) 証詞や説教集に次がある。「この病いえども」『現代のヨブたち——MOL証詞集』聖燈社、1972年、88-101頁、『神の家族：光明園家族教会八十五年記念誌』1998年、13頁。津島久雄『説教集——悩みの日にわたしを呼べ』新教出版社、2008年、292頁

(76) 同夫婦は山本俊一『日本らい病史』東京大学出版会、1993年、218頁のあとがきに、国際ハンセン病会議に参加したことが記されている。

6章 その展開・交流

(1) 療養所内の諸活動に邁進したキリスト者—地の塩として自治を助けた人々

療養所への園外宗教者の活動が一方通行の「慰安教化」活動と一まとめに説明されることがあるが、受け手の療養所教会キリスト者たちの中には、自らが様々な活動を実践し、一般社会に働きかけ、療養所の改革に協力する人々が多くいた。松岡弘之は「入所者に精神的慰安を与え政策を補完・推進するという、これまで強調されてきた宗教の期待される役割から逸脱するものであった」と指摘しており、このことはもっと一般的に評価され、適切な位置づけがなされてよいと考える。暗黒と混乱の初期療養所社会においてまたその後の自治会などを、療養所の改革、相互扶助の秩序を作り出した指導者には多くのキリスト者がいた。

まず、初期療養所での自治会活動に参画したキリスト者の一角に、阿部礼治が存在する。邑久光明園家族教会で長く長老をした阿部礼治である。光明園の患者総代も何期も務めた。松岡は、キリスト教信仰と「自治」について外島家族教会出身長老阿部礼治（1883〔明治16〕-1965〔昭和40〕年召天。1913〔大正12〕年外島保養所入院）の活動を記述し、阿部、桂文吉ら外島からのキリスト者も園内刷新の担い手であったことを明らかにした。

(77) 第13章「ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)」『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』日弁連法務研究財団、2005年、438-440頁 <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/kanren/dl/4a23p.pdf> 2021年9月1日最終閲覧

(78) 松岡弘之「「相愛互助」自治の実践」『ハンセン病療養所と自治の歴史』みすず書房、2020年、43-48頁

(79) 「略歴」『おとうさん阿部礼治追悼記念集』日本基督教団光明園家族教会、昭和42年

(80) 松岡弘之『前述書』みすず書房、2020年、43-48頁

(81) 松岡弘之『前述書』みすず書房、2020年、87頁

また松岡は外島家族教会の資料について大阪の教会記念誌より翻刻を記載した。他に、靈交會創立者の一人であり、大島清松園で自治活動を担った三宅官之治（1877-1943年召天、1910年大島青松園療養所入所）については、阿部安成、森幹郎らがその歩みを記している。

1951（昭和26）年1月、全国国立療養所患者協議会（全癪患協、後の全国ハンセン氏病患者協議会〔全患協〕）が組織され、特効薬プロミンの獲得を契機に全国療養所各自治会の連携が深められた。入所者の待遇改善を目指した自治会活動であり、病名の呼称変更、患者作業の廃止と患者看護制度の整備などの待遇改善などを求め、「らい予防法」反対運動を展開していった。その働きにも多くのキリスト者が関わった。その活動に松本馨（多磨全生園自治会代表）が存在する。18年間自治会活動を担い、「小さき声」という伝道誌を発行した無教会キリスト者であった。当初よりらい予防法廃止を主張し、療養所の待遇改善、ハンセン病図書館（現在の国立ハンセン病資料館の前身にあたる）の設立に貢献した。その活動は、荒井英子『ハンセン病とキリスト教』第四章、田中裕『「将来構想」の歴史に学ぶ』皓星社ブックレット16、2007年にまとめられている。代表的著作に松木信『零点状況：ハンセン病患者闘いの物語』文芸社、2003年がある。

(82) 松岡弘之「戦前期ハンセン病療養所における作業制度と患者自治——一九三二年外島保養院作業改革について」（『大阪の歴史』72号、59-81頁）、史料紹介「日本基督教団大阪基督教会所蔵外島保養院家族教会関係資料」『大阪の歴史』大阪市史編纂所、84号、2016年、107-118頁

(83) 『島で——ハンセン病療養所の百年』サンライズ出版、2015年

(84) 森幹郎『前述書』ヨルダン社、1996年、149-154頁

(85) 松岡弘之『前述書』みすず書房、2020年、315頁

(86) 「小さき声」誌は、現在、NPO法人今井館協友会の資料館で所蔵されている。
http://www.imaikankyoikai.or.jp/public_html/riyou_siori.html 2021年9月9日最終閲覧

(87) 田中裕「松本馨の「将来構想」キリスト教信仰と自治会活動」『「将来構想」の歴史に学ぶ』皓星社、2007年、81頁

他にも、神美知宏⁽⁸⁸⁾（多磨、2014）、石本俊市（大島）、曾我野一美⁽⁸⁹⁾（大島、1927-2012）、藤田三四郎（1926-2020、栗生）、天久佐信（沖縄）、藤崎陸安（多磨）、森元美代治（多磨、カトリック愛徳会）ら、その他にも多くのキリスト者が様々な自治会活動に関わった。国賠訴訟原告の中にもキリスト者がいた。田中民一（原告代表、星塚敬愛園恵生会）、玉城しげ（星塚敬愛園恵生会）、上野正子（星塚敬愛園恵生会）などである。それら回復者キリスト者の証の多くは、好善社による「好善社ブックレット」2006年～（刊行中）で記されている。

（2）キリスト者が関わった自治と社会活動について関連資料

- ・藤田三四郎「ハンセン病の歴史と過去・現在・未来について（特集 ハンセン病問題の今）」（『人権と部落問題』68(13)、2016年、36-39頁）
- ・森元美代治「ハンセン病回復者「社会に出て行く時代」を引っ張る」（『Aera』10 (22) 1997年、64-68頁）
- ・天久佐信『み手に伴われ』聖フランシスコ・ザベリオ教会、1992年
- ・志村久仁子「ハンセン病問題における当事者運動の中心的人物に関する研究 — 神美知宏・御雄二の人生経路を糸口に」（『研究所年報』明治学院大学社会学部付属研究所、49号、2019年、89-102頁）
- ・神美知宏ほか「私たちが再び加害者の立場に立たないために——いま、療養所で起きていることを直視する（第9回交流集会記録）」（『ハンセン病市民学会年報』ハンセン病市民学会編、2013年、27-47頁）
- ・曾我野一美「インタビュールーム（576）全国ハンセン病療養所入所者協議会会長、療養所の実態踏まえた配置を」（『厚生福祉』5177号、2004年、10頁）
- ・上野正子『人間回復の瞬間』南方新社、2009年

(88) 川崎愛『ハンセン病は人に何をもたらしたのか——ハンセン病療養所の創設から現代まで』流通経済大学出版会、2020年、147-159頁

(89) 川崎正明「聞いたと祈りの人」『人生の並木道——ハンセン病療養所の手紙』工房ノア、2020年、246-255頁

（3）日本ハンセン病者福音宣教協会（MOL 1969年-1999年）

日本ハンセン病者福音宣教協会（MOL Mission of Lepers）は、病療養所回復キリスト者による超教派の伝道団体である。長島聖書学舎卒業生を中心として運営・推進された。初代事務局長は、長島聖書学舎1回生の津島久雄であった。

1969（昭和44）年11月22日、「ハンセン病者による福音宣教活動」の名のもとに、MOLの発会式が開催され設立された。この活動は、今まで、療養所外から受けた側の信徒が、外部に向けて宣教活動を行う事である。設立趣意書によると活動は、①療養所内教会の伝道活動の支援並びに一般伝道活動、②機関誌の発行及びハンセン病者による信仰文書の編集発行配布、③いづれかの場所を借りての集中伝道集会の開催、時に応じて巡回訪問に講師派遣、④信徒相互の交わりを深め、その他本会の目的達成に必要な事項の4点であった。初代会長は小倉兼治牧師で、全国療養所の同志百数十名を通常会員として、外部賛助会員百数十名でスタートした。（1976年では会員230名、賛助会員320名賛助団体550）⁽⁹⁰⁾ 20周年記念集会が長島曙教会で行われ、30年目の1999年4月29日に解散式礼拝が曙教会で実施されその幕を閉じた。最終号324号（1999年5月、30頁）に30年の沿革史、設立趣意書、規約が掲載されている。



「MOL広報」最終号

（4）MOL関連資料

- ・機関紙『MOL広報』1-324号（1969-1999年）発行1100部（21号より第三種郵便物許可）
- ・『MOL証詞集』を日本ハンセン氏病者福音宣教協会（MOL）として編集・刊行した。

(90) 大日向繫『長島聖書学舎史』1977年、10頁

『現代のヨブたち——MOL 証詞集』聖燈社、1972年
『終末を告げる群れ——MOL 証詞集 2』新教出版社、1974年
『地の果ての証人たち——MOL 証詞集 3』新教出版社、1976年
『いのちの水は流れ——MOL 説教・証詞集 4』新教出版社、1979年
『わたしの聖句』聖山社、1985年
『わたしの讃美歌——MOL 証詞 6』日本 MOL 文書伝道部編、日本 MOL、1991年
『全国ハンセン病療養所内・キリスト教会沿革史』日本ハンセン病者福音宣教協会、1999年

「MOL 広報」によると、MOL の構想は、星塚敬愛園（鹿児島県）でイシガ・オサム⁽⁹¹⁾氏により唱導、芽生えて、星塚敬愛園のキリスト者の胸にあたためられて来たものである。「楓の蔭」MTL 機関紙（1949〔昭和 24〕年 12月号）に「MOL のまぼろし」と題して MTL（ライ者のためのミッション）の必然の結実としての MOL（ライ者によるミッション、ライ者の使節団）ライが天刑ではなく天恵であり、その重荷を負わされたのは神の栄光を表すためであるという使命のビジョンが掲載された（MOL10 号、再録）。その後、1968 年に「キリスト者として」と題した印刷物が日本 MTL より各教会の信者に郵送された。MOL の韓国救癒活動など幅広い活動が同誌により捉えることができる。

（5）ワークキャンプ

戦後、療養所外の人々との交流事業が存在した。好善社では、全国学生社会人ワークキャンプと題して、1963－1988 年まで国内各療養所で 60 回ワークキャンプを開催し、延べ 1,000 人が参加した。回復者との人と人の対話といった、生身の交流から生まれるものの大切にしたプロジェクト

(91) イシガオサムとは - コトバンク (kotobank.jp) 2021 年 11 月 27 日確認

(92) 好善社の歩み HP より <https://kozensha.org/history.html> 最終閲覧日 2021 年 8 月

24 日

であり、多くの若者がハンセン病療養所に足を踏み入れるチャンスを提供し、様々な影響を与えたと評価される。広報誌によると、この卒業生と療養所患者との交わり、関わりが長く続くことも多かったようである。

ワークキャンプはその他にキリスト教主義高等学校による、学生たちを引き連れての体験型人権教育、東京神学大学、関西学院大学、立教大学、⁽⁹³⁾その他神学校学生による夏期伝道受け入れなどが行われた。またフレンズ派団体 FIWC によるワークキャンプや社会復帰者への支援活動（むすびの家）⁽⁹⁴⁾などの活動がなされた。⁽⁹⁵⁾

好善社のワークキャンプについては、『ある群像』34 号に掲載された精神科医の神谷美恵子の文章がその内容をよく表しているので次に引用する。

「患者たちは、憐れまれることも、自分たちの信仰や忍耐をむやみに持ち上げられることも、無関心あるいは好奇心の対象となることも嫌っている。故郷と身内を失った彼らは、何よりも同じ人間として一般社会の人と心をかよわすことを求めているのだ。誰かわかってくれないものだろうか。しきりにこう考えているときに、たまたま好善社のワークキャンプの人々と話し合う機会を与えられた。……このキャンパーたちには、「救らい」という気負いも「奉仕」という意識も感じられず、さりとて伝道や「患者の信仰から学ぶ」という目的もなさそうに見えた。ただ患者さんたちとともに肉体労働に汗を流し、心と心をかよわせ、同じ人間同士として生きる意味をたしかめた、というように見えた。肉体労働と共に、キャンパーは、患者自治会、園の職員、文芸団

(93) 宗教総部『関西学院事典』関西学院、2014 年、148-149 頁

(94) 岩坂二規「学生 YMCA ハンセン病療養所訪問プログラム 50 年史の研究」（『関西学院大学人権研究』24 号、2020 年、1-21 頁、聖和大及び関西学院大卒業生有志による記念誌『道——学生 YMCA 「大島ワーク」の 50 年』2019 年

(95) 「ある群像」別冊「全国学生社会人キリスト者ワーク・キャンプ 各年度感想文集、FIWC 報告書、木村聖哉ほか『むすびの家』物語——ワークキャンプに賭けた青春群像」岩波書店、1997 年

体、盲人会その他各種の集団と懇談会をもち、療養所社会全体を多角的にとらえようと努めているという」。⁽⁹⁶⁾

また、東京神学大学神学生で夏期伝道を体験した沢正彦の娘でシンガーソングライターの沢知恵は、現在、大島清松園靈交會と関わりを持ち、療養所園歌の研究、コンサート活動などの独自の活動を展開している。⁽⁹⁷⁾

(6) 三島真光教会について

三島真光教会は、徳島県にあるプロテスタント教会である。療養所内教会と心通う交流を行った教会である。日本キリスト教団に属する。当時の牧師は、金田福一である。まだ「らい予防法」が廃止されていない時代に、積極的に入所キリスト者と交流を行い、療養所内教会の信徒を励ますだけでなく、自分たちもおおきな励ましを受けたことが様々な教会記念誌に記されている。

長島曙教会創立六十五周年記念誌によると、「戦後二十年、新薬は出たが、依然としてハンセン病に対する偏見は根強く、クリスチャンといえども自分たちの教会へ回復者信徒を受け入れるのを好まなかった時代、三島真光教会の申し出は大きな喜びとなった」と記されている。それまで療養所教会での外部との交わりは、主に教職者が来訪するだけで一般社会のキリスト教会員とは交流がなかった。⁽⁹⁸⁾

319 頁 30cm の大判である記念誌からその交流の概要を記すことにする。この冊子の特徴は、療養所教会との関わりについて同教会の百周年記念誌全体の内で多くの頁を割いていることである。療養所教会との合同聖会の記録 7 頁、合同聖会の恵み 69 頁、療養所教会との交わり 19 頁、療養所教

会お礼の訪問記 72 頁など、全体 319 頁の半分以上にあたる 167 頁を割いている。年表には 1965 (昭和 40) 年 12 月に合同聖会が、1967 年より始まり、回数は 20 回を重ねた。1989 年 10 月まで続いた。その経緯は、最初、1965 年 12 月に教会員滝山公香姉が同行し、初めて長島曙教会に訪問したことから、滝山姉と曙教会吉成稔兄との交歓から、2 教会の交流が始まり、そこから他の教会へと広がった。内容は、バスで療養所内教会の信徒を迎えて行き、一緒に礼拝・証会をし、教会と信徒の自宅に分散して宿泊し、不自由な人の世話をしながら、一緒に集会をもった。療養所教会の人たちを心からの歓迎し、共に交流を楽しみ心から付き合う集まりであった。祈りの課題を交換し文通などで励まし合った。

三島真光教会のように教会として継続的に、ハンセン病を理解し、信仰をもって受け入れた教会はその後、書籍などでは目にしないが、社会復帰をした回復者を受け入れ、共に教会生活を行った無名の教会がいくつか存在する。大阪東教会では、記念誌に役員をした回復者の名前を記した。現在、教会内に資料が残されている。

まとめにかえて

以上、療養所内教会と支援団体好善社などについて、その関わりに焦点をあて戦後の歩みを追ってきた。資料群は、3 つの大きなカテゴリーに分けられる。一つは、長い隔離政策の元にあった療養所に関わる資料群である。誤った優性思想が引き起こした全制的施設 Total institution の記録である。二つ目は、その療養所内キリスト教会とその信者の資料群である。三つめは、外部団体との交流の資料群である。当事者との関係、違いをどう理解し、関われるか。共に歩む世界を目指すため重要な資料である。

療養者と療養所内教会に関わる史資料は、隔離政策の中で回復者キリスト者が、救癒の慰安教化を受ける対象だけではなく、病の中にあっても、

(96) 神谷美恵子「感想と願い」(『ある群像』34 号、1975 年 5 月号、1-2 頁)
(97) 沢知恵『日本の公立ハンセン病療養所の園歌——抑圧と解放のはざまで生まれた音楽』コモエスタ、2021 年
(98) 『約束の日を望みて——長島曙教会創立六十五周年記念誌』、1996 年、65 頁
(99) 『三島真光教会創立百周年記念誌——1901 年 -2000 年』2004 年

人間にとって重要で本質的な事柄を見出し、特に特効薬が発見された戦後は、信仰生活だけにとどまらず療養所の活動に積極的に関わり、療養所外の社会に働きかけてきた貴重な証しである。療養所内、また社会復帰した場で出来ることを行い、与えられた「生命」を周りと分け合い、差別や偏見のない社会をめざし歩んだことを示す資料である。これらが語る事実は多くに人にとってハンセン病問題への理解の再考を促し、さらに生きる力を与えるものである。それら普遍的な信仰者の神への応答・不偏心を私たちは普遍的なものとして次の世代に伝える義務がある。

好善社資料群は、慰霊園から始まり、療養所内教会、長島聖書学舎、その後の支援や関わりなど、その沿革には聖書が示す「善きサマリア人」とは何かというテーマが通底しており、当事者の必要に耳を傾け、共に歩んでいくことを大切にした活動を示すものである。療養所内部の教会と外部の人々の関わりを通して、社会における様々な壁の隔ての修復の在処、当事者との共生など、共にあゆむことの貴重なヒントやモデルが提示されていると考える。

以上、それぞれの資料は、読む者を今なお続くハンセン病回復者と家族に対する差別と偏見をよく理解し、この国における人権の問題の根を知り、共によりよい社会をつくるため関心や意識を持つことを促す。

キリスト教会においては、ハンセン病患者の隔離政策を結果的に助長し、患者の現実を人権の次元で捉らえられなかった教会の人権意識の弱さ、靈肉二元論に陥りやすい傾向を認識して、終焉といわれるハンセン病療養所とその回復者を、捉え見つめることは重要であると思わされる。

ハンセン病は、プロミンという劇的な特効薬によって治る病となったが、人生における苦難にすぐ効く特効薬はないように思われる。療養所教会のキリスト者からわかることは、長くの療養所生活のなかで培われた祈りと聖書による日々の信仰生活で、隔離生活を生き抜き、獲得、形成されていった静かで深い靈性があるということを思わされる。その靈性は、暗闇の時代に、静かに人を強め慰める光を放つのである。

最後に、我々は、回復者キリスト者のもつ靈性が、豊かであるがゆえに、

それらに留まり、加害の歴史を意識せずにいることがあるかもしれない。人間の視野は限界があるものと知り、その都度、謙虚に立ち止まり複眼的に物事を見なければならることを心に留めたい。キリスト教会における、内面的信仰生活と社会的責任の二元論乖離の落とし穴に入らないようにしなければならない。そしてハンセン病問題からの問いに応じなければなければならない。

渡辺信夫に以下の文章がある。

「ライ園の教会が持っている宝が、私自身はライ園の中からすばらしい信仰の益を得ているし、それをやがて消えていくライ園教会の遺産として残してもらいたいと熱望しているが、遺産とすべきものを抽出し、確定する作業にはまだほとんど手がつけられていない。ライ体験はライ体験のままでなく、ライ者の信仰を語る事でもなく、もっと高められて、異なった体験の持ち主に追体験され、理解され、継承され、共有されるようにならなければならない」。⁽¹⁰¹⁾

本稿は、それら言葉に後押しされ、キリスト教の視点で何を受け取り継承すべきか考察した。

謝 辞

資料の閲覧やご提供いただいた、好善社三吉理事長をはじめ、調査にご協力頂きました多くの方々にこの場を借りて深くお礼申し上げ、改めて感謝をお伝えします。限られた文献を基にしているため、不確かな記述ではありますが、ご指摘ご指導いただけたら幸いです。司書・アーキビストからの実務的研究としてご寛容いただき、これらを通してハンセン病療養所内教会の資料の保存と継承のフレームワークが整えられれば幸甚です。

(101)『終末を告げる群れ——MOL 証詞集2』新教出版社、1974年、V-Vi 頁

* 本研究はJSPS 科研費JP20H00687 の助成を受けた研究の一部を基にしています。

「わたしが目を留める者は、へりくだつて心碎かれ、わたしのことばにおののく者だ」。(旧約聖書：イザヤ書 66 章 2 節)

【教会記念誌など関連図書】

「自筆の A・D・ヘールの『経歴』」(『大阪女学院史』1号、1984 年、133-135 頁)

大阪女学院創立 125 周年記念行事委員会『A・D・ヘール先生と外島家族教会』大阪女学院、2008 年、16 頁

『故ヘール先生の片影』外島家族教会編、1926 年

青木恵哉『えらばれた島』新教出版社、1972 年、298, 8 頁、各版あり

『湯之澤聖バルナバ教會史』徳満唯吉著・湯之沢聖バルナバ教会編、聖慰主教会、1982 年、366 頁

『日本基督教団神山教会史——ハンセン病療養所教会 50 年の歩み』日本基督教団神山教会、1997 年、325 頁

『神の家族——光明園家族教会八十五年記念誌』1998 年、514 頁

『続神の家族——光明園家族教会の 100 年』日本基督教団光明園家族教会、2013 年、140 頁

「魂の架け橋」出版特別班『魂の架け橋——ロザリオ教会（長島愛生園）60 年の歩み』岡山カトリック教会、2009 年、250 頁、図版 19 頁

徳田祐弼『愛樂園祈の家教会沿革史』沖縄教区祈の家教会、1976 年

『祈りの家教会——献堂 30 周年記念誌』日本聖公会沖縄教区、1984 年、225 頁

百年史編纂委員会『神山復生病院の 100 年』春秋社、1989 年、247 頁

『いのちの遺産——神山復生病院創立 110 年』神山復生病院、1999 年、231 頁

『神山復生病院 120 年の歩み』神山復生病院復生記念館、[2009 年]、146

頁

『約束の日を望みて——長島曙教会創立六十五周年記念誌』1996 年、343 頁、年表あり

阿部礼治『家族教会小伝』

『復刻版靈交誌——大島キリスト教靈交会所蔵』大島キリスト教靈交会 [編]、2010 年、6 冊 + 別冊 DVD (『靈交会創立五十周年記念誌』1964 年、デジタルリプリント版を含む)

『れいめい——暁を待つ人びと「詩編第一三〇篇第六節」』菊池黎明教会記念誌編纂委員会編纂、日本聖公会菊池黎明教会、1992 年、318 頁、図版 [25] 頁

『れいめい II 1992-2012——黎明会発足 100 周年献堂 60 周年記念誌』菊池黎明教会、2012 年、377 頁

『黎明教会発足 100 周年献堂 60 周年記念誌報告集』菊池黎明教会

『待労院』社会福祉法人聖母会 (1989 年創立 100 周年記念誌)、35 頁

『私立ハンセン病療養所待労院の歩み——創立から閉院までの 115 年』(国立ハンセン病資料館 2015 年秋季企画展展示図録、2015 年、39 頁
マリアの宣教者フランシスコ修道会・熊本修道院編『共に寄り添った
120 年の歩み』マリアの宣教者フランシスコ修道会・熊本修道院、
2018 年)

『いづみ——多磨全生園カトリック愛徳会六十周年記念誌』カトリック愛徳会、1991 年

【書評】

松野尾裕著 『賀川豊彦——互助友愛の教育と実業』

龍溪書舎、2020年、347頁

ISBN:978-4-8447-0682-3、定価4,000円+税

岩田三枝子

本書は、経済思想と賀川豊彦研究の専門家である著者の松野尾裕（愛媛大学教育学部教授）が、経済学の視点から賀川豊彦の思想と活動を論じた研究である。

明治、大正、昭和期を通じての社会活動家であり、キリスト者であった賀川豊彦（以下、賀川）（1888－1960）については、賀川の1960年の没後から今日までの約60年の間、賀川の思想や活動の評価が国内外において試みられてきた。賀川の主な執筆が所収された『賀川豊彦全集』全24巻（キリスト新聞社、1962－64年）など、賀川の膨大な執筆は、その独特的表現や用語使用などから、決して理解のたやすいものではない。またその活動が、協同組合、農業、教育、神学等多方面に及ぶことも、賀川の思想・活動の全体像の把握が一辺倒ではいかない理由である。

そのような研究状況の中で、本研究書は2つの点で特徴を持つ。一点目は、経済学を専門とする著者による、経済学の側面からの賀川の評価である。二点目は、賀川の思想が実践された地を著者が実際に訪れ、当時を知る人々に取材を行うことによって、賀川の思想を検証している点である。

本書前半の第1章から第3章までは、賀川の「生活協同の構想」について論じている。

本書の根幹でもある第1章では、賀川の経済学とは何かを、賀川の代表的な執筆の一つ『主觀經濟の原理』（1920年）から論じている。著者は、賀川豊彦は「経済学者ではない」と明言し、賀川が説いたのは経済学ではなく

く「経済哲学」であり、「相愛互助」こそ賀川の経済哲学の鍵概念であるとする。著者は、1910年代から20年代のアメリカでの労働者たちによる示威行動や、日本の大正デモクラシー、またロシア革命の時代的背景を確認しつつ、賀川の著書『主観経済の原理』を紐解く。著者は賀川の独特な用語の意図するところを丁寧に解説する。例えば、本書題名ともなっている「主観主義経済」とは、「人間価値と宗教価値と芸術価値と経済価値との総和をもって『生きた経済学』をつくる」ことであり、それは、「賀川の構想した協同組合である」と説明する(21頁)。さらに、人間の価値は貨幣以上のものであること(28頁)、経済活動においては、生産者と消費者の両方の人間性が尊ばれる必要があることなど、賀川の経済哲学の特徴を順序立てて説き、このような賀川の経済哲学が、「経済価値と宗教価値とは決して背馳しない」という賀川の宗教理解に基づいていることを指摘する(24頁、30頁、32頁、35頁)。

また、賀川の経済哲学の目的は、貨幣を得ることにあるのではなく、人間性の回復であり、そこには愛の犠牲と、生産者と消費者また都市と農村との間の連帶が必須であるとする。このような賀川の主張は、1920年刊行の著書『主観経済の原理』で明らかにされ、第二次世界大戦を挟んだ1947年刊行の『新協同組合要論』においても貫かれているとする(46頁)。

第2章では、賀川の三部作と呼ばれる自伝的小説『死線を越えて』(1920年)、『太陽を射るもの』(1921年)、『壁の声きく時』(1924年)を題材に、スラムに住む人々に対する賀川の視座を読み解き、賀川のキリスト教信仰に焦点を当てる。ここでは、イエスの活動や弟子たちとの関係は、「血族的社会」(102頁)ではなく、「相互扶助に基づく社会」である「社会連帶」を見ることができる、とする。また、賀川は、神の国を「人と人との間に現れる」ものと理解し、賀川において、「信仰と社会改革を統一的に把握」する必要性を指摘する(111頁)。

続く第4章から第6章では、賀川の互助友愛の教育と実業の、農業者たちの協働による日本各地での実例が取り上げられる。第4章では、静岡県にあった御殿場農民福音学校高根学園と食肉加工品製造の実践が描かれ

る。第5章では、デンマークでの義務教育を終えた人々のための民間教育機関をモデルとした酪農の開拓の様子や、北海道酪聯への道筋を整えた宇都宮仙太郎(1866–1940)と出納陽一(1890–1976)の活動を明らかにしている。さらに第6章では、北海道で酪農組合を立ち上げた黒澤酉藏(1885–1982)を中心に、そのキリスト教信仰と協同組合運動においての賀川との思想的繋がりが示される。

第7章から第9章では、賀川の理念に共鳴した人々が活動した土地を著者が訪問し、その当時の活動を知る人々から直接その体験を聴取した調査報告と合わせて、賀川の理念の広がりと人々の連帯が以下のように論じられる。

第7章では、賀川が農民福音学校において提唱した「三愛(愛土、愛隣、愛神)」に共鳴し、その実践に取り組んだ岩手県東磐地域の菅原忠夫(1909–2009)による三愛塾運動の様子が論じられる。青年時代に東京で賀川たちのキリスト教に基づく社会改革運動に出会いキリスト者となった菅原は、賀川の唱える「三愛」を継承して故郷で「三愛塾」を設立する。三愛塾では、農業、林業、協同組合の研修を行い、また早天祈祷会や礼拝、聖書研究会も行われた。この三愛塾の人々の熱烈な要請により、1934年に賀川がこの地を訪れ、講演を行い、青年たちと語らい、励ましを与えていた様子を、資料を通して描き出す。

第8章では、菅原の三愛塾運動の精神を受け継いだ三浦所太郎(1913–87)の東北農業協会と東北ミッションの働きに焦点が当てられる。菅原と同じ摺沢村出身の三浦もまた農民福音学校等の人々との出会いを通してキリスト者となる。京都大学農学部やノルウェーにおいても農業や農村生活を学んだ三浦は「日本山岳傾斜草地農業の学園を創設する」という目標のもと、山入手し、仲間たちの集会所や宿泊場所も備えた建物を建設し、東北農業協会とする。また晩年には東北ミッションを立ち上げ、賀川の農民福音学校の再建を目指した。

第9章は、秋田県仙北市の安藤仁一郎(1896–1947)を中心としたクリスチャン集落の調査報告であり、最終章の第10章は、賀川と宮澤賢治の

組合活動への取り組みなどの点から、農村理解の両者の共通項を探る試みである。

以上のように、筆者は本書の第1章から最終章までにおいて、「連帯」を賀川の概念の軸とし、その連帯の実践が日本各地において行われたことを明らかにしている。賀川の思想と活動に共鳴した人々の連帯の実践の様子を鮮明に伝えることで、賀川の理念がどのように人々と共に鳴り響き、広がったかを示す。それは信仰の広がりであり、人々の連帯の広がりとも言える。本書には多くの人物が目まぐるしく登場し、初めてその名前を知る読者にとっては、本書に記される人々の関係性を把握することに時に四苦八苦するかもしれない。また、章によっては（例えば第5章「グルントヴィと北海道酪聯の開拓者たち—宇都宮仙太郎と出納陽一を中心として」）、その人々や活動と賀川との直接的な関連が一見捉えづらい章もある。読者は、第1章で論じられていた賀川の人間性の回復と連帯に基づきづけられた経済哲学との直接的な関連を各章に期待しつつ章を読み進めていくかもしれないが、章を読み終えるまで、例えば宇都宮仙太郎や出納陽一が、賀川とどのように関連があるのかを見出すことは難しいかもしれない。しかしその次の章まで読むことで、初期の組合活動に関わった人々の奮闘ぶりや、また多くの場合はキリスト教信仰とのつながり、さらに広がる連帯のネットワーク等の中に、賀川との関係性の全体像が明らかになってくる。

そしてそのような、賀川が目指した組合活動の広がりと、その志を同じくする同志たちの活動の記録こそが、本書の意義なのだろう。読者は、本書を読みすすめる中で、一見無関係に見えた人々が実は、農業や組合活動における人間性の回復と連帯という思想と活動に共鳴する人々の大きなネットワークの文脈の中に生きているという事実に気が付かされる。これらの活動は賀川が一人で行ったことではなく、志を同じくする実践者たちが、まるで聖書における使徒行伝の使徒たちがそうであったように、各地へ遣わされ、共鳴しあい、協働し、その地で活動の根を下ろし、継承していった。その様子を、1920年代から30年代を中心とした各地の農業に関するキリスト者たちの奮闘ぶりと連帯を通して、本書は生き生きと描き出

している。

賀川が理論を実践に移した如く、筆者は、賀川の著書の世界から、実践が行われた地へとフィールド調査に赴いている。本書は、著者の現地からの調査報告と、その報告を肉付けする豊富な関連資料によって、賀川の実践の広がりをよりインパクトを持って読者に伝えることに成功している。そのことにより、人々の言葉や当時の状況が細やかに再現され、読者は、賀川の思想や活動に共鳴した人々、また同じ思想系譜にある人々の当時の活動を、まるで当時の彼らと語り合っているかのような臨場感を持って受け止めることができる。

本書によって読者は、賀川の経済哲学論の現代性にも驚かされるであろう。「生産者は（中略）正規労働に従事する健康な成人男性だけでなく、女性も子どもも高齢者も障害者も、また外国籍の人も」おり、それらすべての人々が「一個の市民としての保護」をうけるべきだとする賀川の主張を指摘し（29頁）、さらに、そのような相互扶助の経済活動には、「親がその子に対する如き犠牲的精神」が必要であるとする賀川の言葉を引用することで、相互扶助の経済は、現代世界のコミュニティに生きるすべての人々を内包するのであり、また生産者と消費者との連帯が求められている（29頁）ことに読者の注意を促す。経済学者としての著者自身の、賀川の経済哲学と出会った時の衝撃があったのだろうか、と密かに想像する。

賀川の経済哲学の要諦である「経済価値と宗教価値とは決して背馳しない」に著者は読者の注目を促す。賀川のキリスト教的価値観に基づきづけられた思想が、人々の連帯と協働の実践として各地で実現した様子を本書を通して知ると同時に、本書を読み終えた読者は、この賀川の主張をいかに現代に活かすのか、の問いを委ねられることになるだろう。


Τ Ν Ε Χ Ω Σ ἀποίων ἀναγνωσκόμενα
 εἰου Παιδευ, καὶ ταῦτη ἐκάπιν ἑβδομάδα δῖς
 χιε, ^η**要**. αὐτὸν ἡρών αἵγιαν ὑπέτελεν μὲν
 γες ἀπολαζών τῆς πνευματικῆς, καὶ διαίστα,
[Abstract in English]
 ιπάσκων Φαντά, καὶ
 καὶ Φαντάζεσθαι, καὶ διαλεγόμενον ὄραν· αὐλαγῶν τὴν ὁδηγίαν
 ἀποντες ἵσταν ὡς αἴτιον εἰδέναι γένη, διὰ τούτων τινὲς αὐτὸν αὐτοῦ
 τὸ θριθμὸν εἰδέναι σαφῶς. Τούτο δὲ γίνεται οὐ τοῦτο ἀμείβασθαι,
 οὐδὲ σωεχός ὅμιλον ταῦτα μακάρειά τούτων· οὐδὲ γέροντες ὃς
 δι’ αὐτούς ταῦτα διατίθενται, διὰ τοῦτο σηματόδομον τούτων.
 Καθάς δίκαιον ὑπέντεν ἐμὲ τοῦ Φερνάνδου τοῦτον
 διὰ ὑμᾶς, ἔντε τοῖς δεσμοῖς μου, καὶ σὺ τῇ ἀπολογίᾳ, καὶ βεβαίη
 ὅμεις θέλητε με^τ τοφθυμίας τοφθεῖν τῇ αἰαγνώσκῃ, οὐδεὶς οὐδὲ
 οὐδὲ Χεισοδ λόγος εἰπών, Ζητεῖτε καὶ μήρος τε, κρούετε καὶ μύοι
 πλέον ἡμῖν τὴν τούτην συλλεγόμενων, καὶ παροδοῦφίας καὶ
 ταφνοῖς αἰδεῖξατο, καὶ διέτελε τούτο τὸν μάρτυραν ὅλοντος ἐν
 τοῖς γεῶν τὸ λαβεῖν τὸ πόρον ἐτέρων συλλεγόμενα διατίθεται
 απονθίσαντη τὴν λεγομένων ἀκροδόσην, ἵστη τὴν γένη κατανοτή
 την ἀπατῆσην πόρον ὑμῶν μόνων, διὰ τοῦτον αὐτὸν πατέτεντεν τοῦ
 τοῦ θεοῦ μυεία ἐφυκακέ, διὰ τῆς τὴν γένη αἴσθησιν αἴσθοις.
 ἔντελος λύμην, ἔντελον οἱ ἡμέρην αἴσθοις Βίοι, ἔντελον οἱ αἴσθησις
 τοῖς Βίοις ἔφερη μένοι, οἷς αὐτὸν βαδίσθαι, οἵτις οἱ τοῖς την
 της γένης αἴσθησιν, πολλὰ αἰσθατούται καὶ σωεχός αὐτῷ τῷδε, αὐτὸν
 βαδίζεται. οὐδὲ οὐδὲ μή γίνεται, διότι οὐδὲ οὐθαλμοῖς,

〔要約〕

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響下における
教団、教区、教会等の会議に関する諸問題

櫻井闇郎

2020年新年早々の厚労省の発表に端を発する新型コロナウイルス感染症（COVID-19）問題（いわゆる「コロナ禍」）により、2020年1月以来、日本および全世界が手探りの感染症対策に追われ、公私の通常の業務も日常生活すらも深刻な影響を受けてきた。

基督教の教団、教区、司教区、大会、中会、連合会、地方連合、支教区、宣教区、教会等（以下「教団等」という。）や個々の教会、伝道所等（以下「教会等」という。）においても、礼拝式、祈祷会、宣教活動、伝道活動、牧会活動、教育活動、社会貢献活動、支援活動等のみならず、教団等や教会等の意思を決する会議の開催および運営に大きな影響を受けてきたところである。

本稿においては、会社法等の法人法の規定を参照しつつ、宗教法人法の規定を吟味しながら、コロナ禍においても、教会等に比し会議の重要性の高い教団等における会議の問題を考察する。

とりわけ「オンライン会議」の可能性と、法的な有効性および法律上の諸問題を考察し、教団等においても、今後備えなければならないものと思料されるオンライン会議について、実践的側面から考察する。

あわせて、突然のコロナ禍における緊急の対応と、問題発生後既に2年を経過し、恒常化しつつある現況における対策とについて付言する。

キーワード：オンライン会議、感染症対策、三密回避、会議の本旨、インターネット、本人確認、秘密保持

イスラエルの民に求められていた資質とは
ヤコブの自己変革より（1）

島田みくに

イスラエルの民の原点は、直接には、ヤコブに「イスラエル」の名前が与えられた、創世記32章22－32節のヤボクの渡しでの出来事にある。しかしこれまで、ヤボクの渡しの出来事におけるヤコブの変化や、ヤコブとイスラエルの民との関連性について、靈的側面からは十分に論じられてこなかったと思われる。そこにおいてヤコブの至った靈的な体験と、のちのイスラエルの民に期待されたあり方との関連を明らかにする必要がある。

本稿では、創世記25－49章より、ヤコブの生涯における靈的資質の変化を観察した。ヤコブにとってヤボクの渡しの出来事は、決定的な自己変革の場面であると同時に、彼の生涯を象徴する出来事であった。彼は祝福の継承者として神に選ばれた人物であったが、人を欺く、傲慢で自己中心的な性質をもっていた。その性質は、自らの行いの結果が招いた様々な苦難の経験によって漸進的に碎かれていった。そしてついにヤボクの渡しにおいて、「ヤコブ」の象徴する古い性質が打ち砕かれるとともに、神に祝福され、勝利した「イスラエル」となった。従来、創世記33章以降の「ヤコブ」と「イスラエル」の名称の共存は特に意味がないものとする立場が支配的であったが、意味あるとする立場（G. J. Wenham）を手がかりに観察した結果、「ヤコブ」には足を引きずりながらも神の祝福にすがって生きる姿が、「イスラエル」には神の勝利にあずかり続ける姿がみられた。続いて、シナイ契約と律法の目的に注目することで、ヤコブの至り着いた資質と、イスラエルの民に期待されている資質との関連性を探る。

キーワード：ヤコブ、イスラエル、自我、足を引きずる、新生、祝福

ジョン・M・L・ヤングと父ルーサー・L・ヤング
戦中と戦後の在日宣教師に見る「神のことば」と宣教

金やすみ

本論文は、戦後日本人宣教に従事し福音派教会の一つの源流となったジョン・ヤングと、その父で戦前・戦中の抑圧下にあった在日朝鮮人宣教に従事したルーサー・ヤングの神社参拝拒否の神学を、聖書信仰を中心軸としてまとめた研究である。カナダ長老教会の宣教師で保守的な聖書信仰に立つ彼らは、置かれた時代・場所は違ったが、教会合同・エキュメニカル・神社参拝の問題といった同じ課題に直面していた。彼らは、自由主義者との宣教協力、偶像崇拜の罪を犯した者への対応に関して異なる点もあったが、それは両者ともに置かれた時代状況と委ねられた宣教対象を前にして、神の言葉を「今」に当てはめて神学した結果であった。特に、戦時下に自由主義神学によって神の言葉を失った結果、天皇制が孕む偶像性を見抜けず偶像崇拜の罪を犯しながらも依然として悔い改めない戦後の日本の教会を目の当たりにしたジョン・ヤングは、戦後の「今」、教会が教会の命である神の言葉を取り戻し、悔い改めて歩み出すために必要なことは、預言者として彼らの罪を曖昧にせず大胆かつ明確に指摘することだと考え、積極的に神の言葉を説き、あらゆる機会を用いて悔い改めを促し続けた。このように、神の言葉を妥協なく説き続けた彼らの宣教の生涯は、悲惨な歴史の教訓から、神の言葉こそが全てであることを思い知らされた者としての歩みであったように、今を生きる私たちもまた、真に歴史の反省に生きる者として、神の言葉を妥協なく語り続ける徹底した歩みをしているか問われている。

キーワード：聖書信仰、神のことば、偶像崇拜、神社参拝拒否、在日宣教師、エキュメニカル、歴史

好善社資料を中心とした国内ハンセン病療養所内
キリスト教会と長島聖書学舎についての一考察

阿部伊作

本稿では、国内ハンセン病療養所の記録や記憶について、主に戦後の療養所内キリスト教会の存在に注目して、その保存の意義を論じ、人間の命の尊厳からの検討を行った。特に療養所内キリスト教会と支援団体好善社所蔵の史資料を通して、療養所内外の交流、人間の尊厳と、人権の本質を考察した。また療養所内にあった長島聖書学舎の概要を資料から読み解き、その存在を示し、国賠訴訟最終報告書における宗教者の救護活動の目的が慰安のためだけだったか、その取り扱いを批判的に論じた。

キーワード：人間の尊厳、ハンセン病療養所、療養所内キリスト教会、長島聖書学舎、好善社、偏見、差別、記憶の保存

[Abstract in English]

Attributes Required of the People of Israel:
In View of Jacob's Personal Transformation (1)

Mikuni Shimada

The origin of the people of Israel stems directly from the event at the crossing of the Jabbok in Genesis 32:22–32, where the name “Israel” was given to Jacob. Up until now, however, the spiritual aspects of Jacob’s transformation at the Jabbok and the relationship between Jacob and the people of Israel have not been sufficiently treated. There is a need, therefore, to clarify the relationship between Jacob’s spiritual experience and later expectations placed upon the people of Israel.

In this paper, I observe the changes in Jacob’s spiritual attributes throughout his life in Genesis 25–49. The event at the crossing of the Jabbok was simultaneously a scene of decisive personal transformation and a symbolic life-event for Jacob. Although Jacob was chosen by God as the heir of blessing, he had a deceitful, prideful, and self-centered nature. This nature was progressively broken by the various hardships he experienced as the result of his actions. At the crossing of the Jabbok, the old nature symbolized by “Jacob” was broken and he became “Israel,” who is blessed by God and victorious with God. The predominant view until now has been that there is no special significance in the coexistence of the names “Jacob” and “Israel” beyond Genesis 33. However, as a result of observations based on the position that the coexistence of these names is significant (G. J. Wenham), we find in “Jacob” someone who clings to God’s blessings while walking with a limp, and in “Israel” someone who continues to experience God’s victory. Then, by focusing on the purpose of the Sinai covenant and Law, I shall explore the relationship between the attributes obtained by Jacob and the attributes expected of the people of Israel.

Keywords: Jacob, Israel, Ego, Limp, New Birth, Blessing

John M. L. Young and Luther Lisgar Young:

The Word of God and the Mission

by the Missionaries in Japan during and after World War II

Yasumi Kim

This article is a research on the theology of resistance against forcing to worship Shinto shrine, developed by John M. L. Young, who served as a pioneer of evangelical church movement and missionary work in post-war Japan, and Luther Lisgar Young, the father of John Young as well as a missionary whose ministry targeted primarily on Koreans living in Japan under persecution before and during the war. As missionaries of the Canadian Presbyterian Church which held a conservative doctrine of Scripture, despite a generational and locational gap, they confronted similar challenges, including the issues of the Ecumenical movement and the Shinto shrine worship. Though they differed on the degree of cooperation with those who adopted the convictions of liberal theology as well as the issue of church discipline on apostates, both accommodated their theological method by contextualizing the Word of God perceptively to their ‘Now’ and their missional circumstance. In particular, in the face of a dire circumstance where liberal theology severely undermined the authority of the Word of God, resulting in overlooking the idolatrous nature embedded in Japanese emperor worship, John Young played a prophetic role in calling for the restoration of the authority in Scripture and the repentance of people’s sins with boldness and clarity by proclaiming the Word of God at various opportunities in the post-war context. In this manner, the lives of John Young and Luther Young give us an important historical lesson that the truth of the Scripture must be the center of the life of the church as the absolute authority, and it is a great reminder for us whether we are continuing to witness and proclaim the Word of God faithfully without

compromise.

Key Words: Evangelical Faith in the Bible, Word of God, Idolatry, Shinto Shrine Worship, Resistance, Ecumenical, Missionary in Japan, History

A Study of Christian Churches in Domestic Leprosy Sanatoriums and Nagashima Bible School, Focusing on the Records of Kozensha

Isaku Abe

In this paper, I discussed the significance of preserving the records and memories of domestic leprosy sanatoriums, focusing mainly on the existence of Christian churches in the sanatoriums after the war, and I examined them from the perspective of the dignity of human life. In particular, through the historical records in possession of the Christian churches in the sanatoriums and the support group "Kozensha," I examined interactions within and outside the sanatoriums, and I considered the nature of human dignity and human rights. In addition, based on the records, I showed the existence of Nagashima Bible School within the sanatorium, outlined the history and activities of this school and its graduates, and critically examined evaluations of relief activities by religious people found in the final report of the Conference on Leprosy.

Keywords: Human Dignity, Leprosy Sanatorium, Christian Church in Sanatorium, Nagashima Bible School, Kozensha, Prejudice, Discrimination, Preservation of Memory

2020年度 大学院神学研究科神学専攻博士前期課程 修士論文一覧

コース	氏名	タイトル
教会教職者	久島 真人	ポストコロナ時代における教会形成の一考察
教会教職者	洪 慶信	勝海舟とキリスト教 ～その隣人愛をめぐって～
教会教職者	小林 悠	土地・流血・聖所の関連性についての考察
教会教職者	桑島 みくに	イスラエルの民に求められていた資質とは — ヤコブの自己変革より
教会教職者	岡 利明	ピアサポートーの声から教会のひきこもり支援ミニストリーを考える
教会教職者	佐藤 宣愛	「律法の行い」と「律法の呪い」：ガラテヤ3章10節における〈継続する捕囚〉
教会教職者	姜 吳愷	21世紀の日本の教会における寄留者へのミニストリーのあり方に関する質的考察
神学研究者・教育者	緒方 慎八	אֱלֹנָה (el qanna) の意味
神学研究者・教育者	林 東煥	韓国諸宗教における死の儀礼とプロテスタント教会の対応

『キリストと世界』第33号 寄稿募集要項

- 発行予定年月 2023年3月
- 募集論文など ①学術論文、②調査報告、③研究ノート、④外国語学術文献の翻訳、⑤学術書籍の書評（福音主義神学の発展に貢献する建設的で批判的な内容で、原則、掲載号発行前5年以内に出版された学術書が対象。4000字以内）、⑥その他、いずれも未刊行のものに限ります。尚、学術論文、研究ノートは以下のものを指すものとします。
- 学術論文：先行研究を踏まえて、当該分野において独創性・信頼性・有用性があり、論証がなされているもの。
- 研究ノート：
- a. 論証はなされていないが、研究課題や論文に発展する可能性のある独自性をもつ発想、問題提起等
 - b. 当該分野において速報性が重要である報告等
 - c. 新資料・重要資料等の紹介・解説
 - d. 学術動向等の紹介・論評
- 論文等の分量 図表・写真・注・文献を含み、前項①-③は24000字（英文10000words）以内、⑤-⑥は4000字（英文800-1600words）程度。
- 紀要の体裁等 横書き、脚注とし、日本語を基本としますが、英語の執筆も可能です。縦書きや逆横書きを必要とする場合には、改行して記述し、図表の形式で記載するなどの工夫をしてください（縦書きに横書きを掲載する場合と同様）。英文原稿の場合は著者の責任においてネイティブチェックを行った原稿を提出してください。執筆の際の要項は、寄稿受諾後にお送りする「キリストと世界執筆要項」をご参照ください。
- 執筆者の範囲 ①本学専任教員、②本学非常勤教員、③本委員会が執筆を依頼した者
- 寄稿申込期限 寄稿希望者は2022年5月9日（月）までに寄稿申込

	書を提出してください（期限厳守）。
原稿提出期限	①あて先：東京基督教大学紀要編集委員会事務局（担当：高橋）
提 出	②記載事項：執筆者の氏名・ふりがな・所属・職名、論文等の種類、題名（仮題）、内容（200字程度で）、字数、使用言語 寄稿申込者には、委員会で審査のうえ、5月末日までに寄稿受否の通知をします。寄稿受け入れの通知は掲載を保障するものではありません。
査 読	執筆者は2022年8月末日までに執筆要項に沿って完全原稿を提出してください（期限厳守）。
紀要の編集権	eメール(ntaka@tci.ac.jp)などによる電子送稿とします。古代語等、特殊な書体、数式、図表等を使用する場合は、文字化け等ないことを確認したPDFを添付してください。
著 作 権 等	提出された論文等はすべて委員会が委嘱した査読者により審査し、その結果に基づいて①掲載、②不掲載、③修正後に掲載、のいずれかを委員会で決定します。 紀要の編集権は委員会にあります。編集著作物の著作権も委員会に属します。せっかく提出された論文等であっても、編集の都合上掲載できない場合があります。 原稿料・印税等はお支払いできません。 個々の論文等の著作権は執筆者に属しますが、紀要の著作権は委員会に属します。本紀要是、刊行後、本学機関リポジトリにて公開します。 個々の論文の内容に関する責任は執筆者にあります。

東京基督教大学 紀要編集委員会

Tel 0476-46-1137 / Fax 0476-46-1292 E-mail : ntaka@tci.ac.jp

Call for Contributions to the 33rd Issue of *Christ and the World*

Scheduled Publication Date: March 2023

Christ and the World welcomes submissions of (1) academic papers, (2) research reports, (3) research notes, (4) translations of foreign-language academic literature, (5) reviews of academic books (constructive and critical reviews that contribute to the development of evangelical theology; in principle, reviews should be of books published no more than five years before publication of the issue in which they appear, and less than 1,600 words), and (6) Other. Only items not previously published will be considered. Academic papers and research notes include the following.

Academic papers: papers that, while building upon previous research, are original, reliable, useful, and well-argued.

Research Notes:

- a. Original ideas, problems, etc., that have potential to be developed into a research topic or paper, although they have not yet been demonstrated.
- b. Reports, etc., for which rapid dissemination in the field is important.
- c. Introduction and explanation of new and important materials, etc.
- d. Introduction and commentary on academic trends, etc.

Length of Papers, etc.

Including figures, tables, photographs, notes, and references, (1)–(3) should be less than 10,000 words, and (5)–(6) should be 800 to 1,600 words.

Christ and the World publishes mainly Japanese papers, but English submissions are also welcome. It is the author's responsibility to have the manuscript proofread by a native speaker of English before submission. For stylistic and other guidelines, refer to the "Guidelines for Submitting Papers to

Christ and the World,” which will be sent after the submission has been accepted for publication.

Eligible Authors

- (1) Full-time faculty members of TCU, (2) Part-time faculty members of TCU,
- (3) Those invited to submit by *Christ and the World*’s editorial committee.

Submission Application Deadline

Submit the submission application form by Monday, May 9, 2022 (deadline to be strictly observed).

1. Send your submission application form to: Tokyo Christian University, Christ and the World Editorial Committee (contact person: Mr. Takahashi)
2. Provide the following information: name, furigana, affiliation, position, type of paper, title (tentative), content (around 100 words), number of words, and language used.

Applicants will be notified of the acceptance or rejection of their submission application by the end of May, after review by the editorial committee. Acceptance of a submission application does not guarantee publication of the manuscript.

Manuscript Submission Deadline

Submit a complete manuscript in accordance with the submission guidelines by the end of August 2022 (deadline to be strictly observed). Send the manuscript by email to Mr. Takahashi at <ntaka@tci.ac.jp>. When using special typefaces such as ancient languages, mathematical formulas, charts, etc., attach a PDF file that has been checked for garbled characters.

Submission and Peer Review

Academic papers and other submissions will be reviewed by peer reviewers appointed by the editorial committee. Based on these results, the committee will decide whether the paper should be published, not published, or published after revision.

Editorial Rights of *Christ and the World*

The editorial rights of *Christ and the World* are held by the editorial committee. The copyright of edited works also belongs to the editorial committee. The editorial committee retains the right not to publish a paper due to editorial reasons even though after it has already been submitted. There are no payments for manuscripts or royalties.

Copyrights, etc.

There are no payments for manuscripts or royalties.

The copyright of each paper belongs to the author of that paper, but the copyright of *Christ and the World* belongs to the editorial committee. *Christ and the World* will be made publicly available on the university website after publication.

The responsibility for the content of each paper rests with the author(s).

Tokyo Christian University, Christ and the World Editorial Committee
Tel: 0476-46-1137 E-mail: ntaka@tci.ac.jp

32号編集後記

昨年創立30周年を迎えた東京基督教大学では、今年度より総合神学科を設置し、カリキュラムも新たにしました。これまでのカリキュラムを発展的に統合し、教会と社会に貢献できるキリスト教世界観に根ざした人材の育成を目指しています。そのような新しい出発の中で、東京基督教大学紀要『キリストと世界』第32号をお届けできることを嬉しく思います。

今号には、法学の分野から櫻井論文、旧約学から島田論文、日本キリスト教史から金論文を掲載しました。島田論文は、本学大学院2020年度優秀論文賞の研究をもとにした寄稿です。次号と合わせて掲載の予定です。金論文もまた、本学大学院2018年度優秀論文賞の研究をもとにした寄稿です。論文で扱われているジョン・M・L・ヤングは、本学の前身の一校である東京基督神学校の1949年設立に尽力した、本学にとっても関わりの深い人物です。本学卒業生による二本の優秀論文を掲載できたことは誇りです。また、研究ノートとして阿部氏の研究ノートを掲載しました。1990年開学の翌年より、本学で図書館司書また歴史資料委員会にてアーカイビストとして務めている阿部氏による寄稿は、科研費2020年度奨励研究に採択された研究です。最後に、岩田による書評を掲載しました。

ご寄稿いただいた方々、編集に携わってくださった方々に厚く感謝申しあげます。本紀要によって、キリスト教世界観に基づく神学・国際関係学・福祉学などの諸学問分野における東京基督教大学の学術研究の成果を世界と日本に発信し、諸分野での議論の活発化に貢献すると共に、諸教会をはじめキリスト教界の宣教活動に広く貢献できれば幸いです。

紀要編集委員長 岩田三枝子

執筆者紹介

櫻井國郎（サクライ・クニオ）

名古屋大学法学部・同大学大学院博士課程（民法専攻）、東京基督神学校、フラー神学校高等神学研究院（組織神学専攻）、高野山大学大学院（密教学専攻）。東京基督教大学教授・共立基督教研究所所長等を経て現在、宗教法および宗教経営研究所所長教授、櫻井國郎事務所所長。日本私法学会、日本基督教学会、宗教法学会、日本リスクマネジメント学会。著書に『教会と宗教法人の法律』（キリスト新聞社）、『異教世界のキリスト教』（いのちのことば社）、『中国の宗教法令』（宗教法および宗教経営研究所）ほかがある。

島田 みくに（シマダ・ミクニ）

横浜市立大学国際総合科学部、東京基督教大学卒業、同大学大学院神学研究科博士前期課程修了（M.A. 神学）。現在、キリスト者学生会主事。

金やすみ（キム・ヤスミ）

上智大学神学部神学科卒業、東京基督教大学大学院神学研究科博士前期課程修了（M.A. 神学）。現在、日本同盟基督教団塙尻聖書教会伝道師。

阿部伊作（アベ・イサク）

桜美林大学卒業。アーカイブズ・カレッジ長期コース修了（国文学研究資料館主催）。東京基督教大学図書館司書、日本アーカイブズ学会登録アーキビスト。共著に『教会アーカイブズ入門——記録の保存と教会史編纂の手引き』（いのちのことば社）、論文に『図書館と史料保存機関の補完的史資料の保存・管理についての研究』（私立大学図書館協会研究助成、2010年）などがある。

岩田三枝子（イワタ・ミエコ）

東京基督教大学神学部卒業、東京基督神学校、カルヴァン神学校（Th.M.）、キリスト教高等研究所（M.W.S.）、東京基督教大学大学院神学研究科博士後期課程修了。神学博士。現在、東京基督教大学准教授。日本基督教学会、キリスト教史学会、賀川豊彦学会（理事）。著書に『評伝 賀川ハル——賀川豊彦とともに、人々とともに』（不二出版）がある。

2021 年度 紀要編集委員会

編集長 岩田三枝子

編集委員 J. Randall Short

David Sytsma

井上貴詞

森 恵子

(五十音順)

事務局 高橋伸幸

本誌の PDF データは東京基督教大学機関リポジトリ (<https://tcu.repo.nii.ac.jp>) 及び本学ウェブサイト <https://www.tci.ac.jp/info/kiyo> に掲載しています。

キリストと世界 東京基督教大学紀要 第 32 号

2022 年 3 月 10 日発行

発行 東京基督教大学教授会

東京基督教大学

〒 270-1347 千葉県印西市内野 3-301-5-1

TEL : 0476-46-1137 FAX : 0476-46-1292

<https://www.tci.ac.jp> E-mail : ntaka@tci.ac.jp

組版 株式会社ヨベル

〒 113-0033 東京都文京区本郷 4-1-1-5F

TEL : 03-3818-4851 FAX : 03-3818-4851

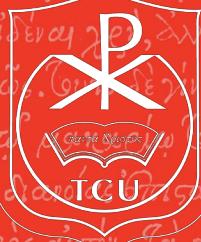
(発行者の許可なくして無断転載を禁ず)

Christ and the World is published annually in March

Published for the Faculty of Tokyo Christian University

301-5-1 Uchino 3-Chome, Inzai City, Chiba-ken 270-1347 JAPAN

Υ Ν Ε Χ Ω Σ απούσαν διάγνωσην
 είου Παιδευ, καὶ καθ' ἐκάστην ἔβδομοῖς οὐδείς
 κις, πίνεια αἱ μῆτέρων αἵγιαν ὑπερτελείην
 γες ἀπολαύσων τῆς πνευματικῆς, καὶ μικρούς
 τῶν ἐμοὶ φίλων ὑπηγνώσκων φωνῶν, καὶ
 καῦ Φαντάζειαν, καὶ μιαλεγόντων ὄραιν· ἀλγῶ ἢ καὶ ὁδηγό
 ἀπόντες ἴσσοιν ὡς φίλοι εἰδέναι γένονται οὐτες πινές αὐτοῦ ἀλλα
 τὸ σχριθμὸν εἰδέναι σαφέστερον οὐ τοῦτο ἀμαντία
 φαγοπεγχός ὄμιλον ταῦτα μετατρέπεται· οὐδὲ γέραντος
 δι' μέφυται καὶ ὀξύτητα αἰσθοτελεία, διὰ τὸ γένος τοῦ
 σφόδρα μιακεῖαν πορείαν ἀποτελεῖ. Ταῦτα τῷ φιλευμάτῳ, τῷ
 λοιπῷ τες ἴσσοιν, ἀτε δὴ περιπολεῖν αὐτοὺς· ὅφε μακέλεα
 λιππούσις, Κατὸς δίκηρον ἔστιν ἐμὲ θύτο Φερνίδην πεῖναν,
 διὰ ψυμᾶς, ἔντε τοῖς δεσμοῖς μου, καὶ ἐν τῇ ἀπλογίᾳ. καὶ θερα
 ύμεις θέλοτε μήτε πεπονιμίας περισσέχειν τῇ αἰδηψώσῃ, οὐδενὸς
 ὁτελ Χεισοῦ λέγος εἰπὼν, Ζητεῖτε καὶ βύρσατε, κρούετε καὶ πάρ
 πλέον τὴν τῶν αἰτῶν συλλεγμάτων, καὶ πανδεξφίαν τοῦ
 περινοιαν αἰεδέξαιτο, καὶ δῆθε θύτο οὐκ αὐτὸν διάφορον ὄλευε·
 περὶ γεωῦ δὲ λαβεῖν Τὰ πέρι, ἐπέρων συλλεγμάτα μιακεῖα
 απονθύει τῇ τῷ λεγομένων ἀκροδοσίᾳ, ἵστη τῇ τῇ γένη μάτηται
 τὸν αἴπατῆσα πέρι ὑμῶν μονίαν, διὰ τὸ γένος τοῦ
 τεῦθεν Τὰ μυεία ἐφυ κακή, διὰ τῆς τῷ γραφῶν ἀγρούς
 ἐλαχίστης λύμη, εἰτεῦ τοι τοῦ μηνὸς βίοι, εἰτεῦθεν οἱ ἀκερ
 τοὶ Τούτου ἐφερτούμενοι, οὐ μητροὶ πατροῖσαν, οὐ ταῖς οἱ περιβο
 τες γραφαῖν, πολλὰ αἰακτιζούται καὶ σωμεχῶς αἱ μῆτρές
 βαδίζοντες. ὅφε οὐα μὴ θύται, διοίξωμεν τοὺς ὄφειαλυσία



Tokyo Christian University
2022

απονθύει τῇ τῷ λεγομένων ἀκροδοσίᾳ, ἵστη τῇ τῇ γένη μάτηται
 τὸν αἴπατῆσα πέρι ὑμῶν μονίαν, διὰ τὸ γένος τοῦ
 τεῦθεν Τὰ μυεία ἐφυ κακή, διὰ τῆς τῷ γραφῶν ἀγρούς
 ἐλαχίστης λύμη, εἰτεῦ τοι τοῦ μηνὸς βίοι, εἰτεῦθεν οἱ ἀκερ
 τοὶ Τούτου ἐφερτούμενοι, οὐ μητροὶ πατροῖσαν, οὐ ταῖς οἱ περιβο
 τες γραφαῖν, πολλὰ αἰακτιζούται καὶ σωμεχῶς αἱ μῆτρές
 βαδίζοντες. ὅφε οὐα μὴ θύται, διοίξωμεν τοὺς ὄφειαλυσία

XXXII

March 2022